

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 証券取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年6月29日

【事業年度】 第2期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

【会社名】 株式会社紀陽ホールディングス

【英訳名】 Kiyoholdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 片山博臣

【本店の所在の場所】 和歌山市本町1丁目35番地

【電話番号】 (073)426-5111(代表)

【事務連絡者氏名】 グループ企画部長 米坂 享

【最寄りの連絡場所】 同上

【電話番号】 同上

【事務連絡者氏名】 同上

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所  
(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

# 第一部 【企業情報】

## 第1 【企業の概況】

### 1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 前連結会計年度及び当連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移

		平成17年度	平成18年度
		(自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)	(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)
連結経常収益	百万円	75,529	80,683
連結経常利益	百万円	996	8,206
連結当期純利益	百万円	3,297	8,180
連結純資産額	百万円	110,756	154,644
連結総資産額	百万円	3,245,141	3,326,278
1株当たり純資産額	円	139.07	159.53
1株当たり当期純利益	円	6.78	12.46
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円	5.70	10.78
連結自己資本比率(第二基準)	%	9.52	11.58
連結自己資本利益率	%	4.76	7.96
連結株価収益率	倍	48.52	17.41
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	46,515	△106,788
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	4,709	1,844
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	17,519	27,967
現金及び現金同等物の期末残高	百万円	133,175	56,225
従業員数 [外、嘱託及び 臨時従業員の平均人員]	人	2,419 [1,195]	2,569 [1,175]

(注) 1 当社及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。

2 連結純資産額及び連結総資産額の算定にあたり、平成18年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

3 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」(以下、「1株当たり情報」という。)の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。1株当たり純資産額は、企業会計基準適用指針第4号が改正されたことに伴い、平成18年度から繰延ヘッジ損益を含めて算出しております。

また、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1) 連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

4 連結自己資本比率は、平成18年度から、銀行法第52条の25の規定に基づく平成18年金融庁告示第20号に定められた算式に基づき算出しております。当社は第二基準(国内基準)を適用しております。なお、平成17年度は、銀行法第52条の25の規定に基づく平成10年大蔵省告示第62号に定められた算式に基づき算出しております。

## (2) 提出会社の前事業年度及び当事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第1期	第2期
決算年月		平成18年3月	平成19年3月
営業収益	百万円	110	8,572
経常利益	百万円	11	7,987
当期純利益	百万円	5	7,946
資本金	百万円	42,600	58,350
発行済株式総数	株	普通株式 594,693,187 優先株式 66,096,000	普通株式 727,139,053 優先株式 78,236,000
純資産額	百万円	105,179	144,592
総資産額	百万円	111,882	149,632
1株当たり純資産額	円	109.10	131.04
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額)	円 (円)	— (—)	普通株式 2.50 (—) 第一種優先株式 14.00 (—) 第2回第一種優先株式 0.10 (—) 第4回第一種優先株式 5.00 (—) 第二種優先株式 10.00 (—) 第三種優先株式 6.70 (—)
1株当たり当期純利益	円	0.01	11.81
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円	0.01	9.97
自己資本比率	%	94.00	96.63
自己資本利益率	%	0.00	9.34
株価収益率	倍	32,900.00	18.37
配当性向	%	—	21.16
従業員数	人	53	52

(注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 純資産額及び総資産額の算定にあたり、第2期(平成19年3月)から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

3 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」(以下、「1株当たり情報」という。)の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。

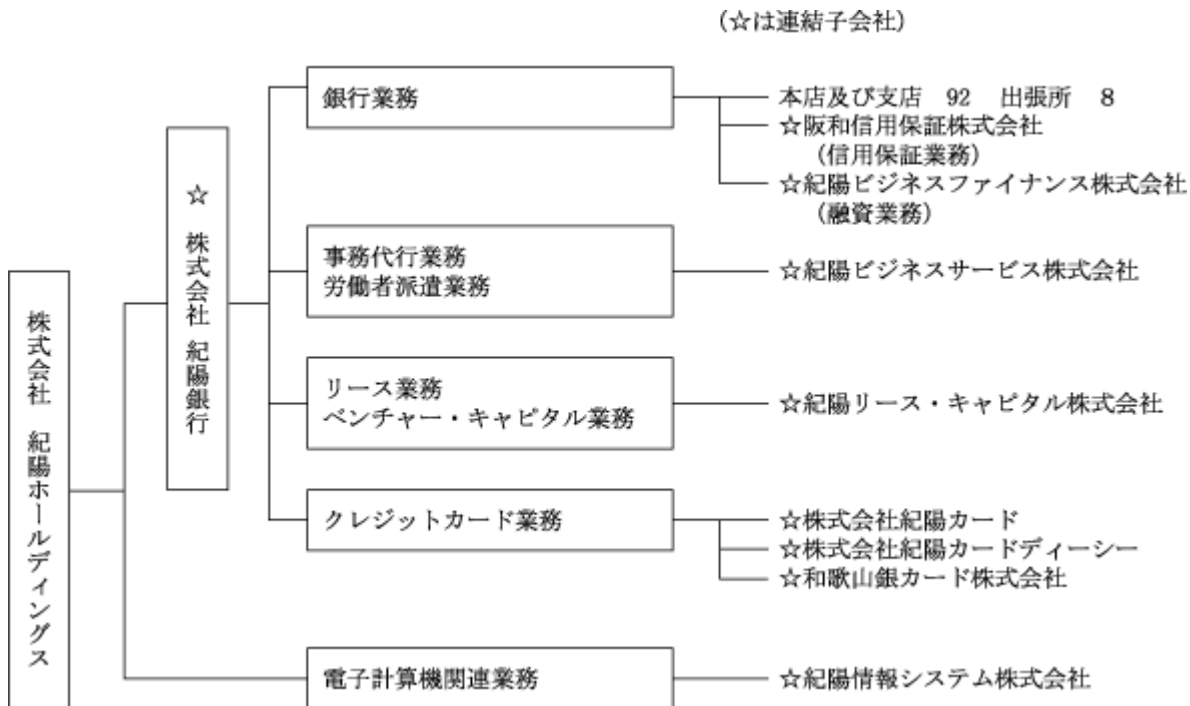
これら1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、2「(1)財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

## 2 【沿革】

- 平成17年3月 株式会社紀陽銀行と株式会社和歌山銀行（以下、「両行」という。）は、株主総会及び関係官庁の認可を前提に、共同株式移転により持株会社を設立し、持株会社を中核とする新たな地域総合金融グループ「紀陽フィナンシャルグループ」を創設することにつき取締役会で決議し、「経営統合に関する基本合意書」を締結。
- 平成17年9月 両行は株主総会及び関係官庁の認可を前提として、共同株式移転により持株会社株式会社紀陽ホールディングス（以下、「当社」という。）を設立することにつき取締役会で決議し、共同株式移転契約書を締結。
- 平成17年10月 両行は、臨時株主総会及び各種類株主総会において、関係官庁の認可を前提として、両行が共同株式移転により当社を設立し両行が完全子会社となることについて承認決議。
- 平成18年1月 両行は、金融庁より、銀行を子会社とする持株会社設立に係る認可を取得。
- 平成18年2月 両行が共同株式移転により当社を設立。  
当社の普通株式を東京証券取引所及び大阪証券取引所に上場。
- 平成18年3月 第三者割当増資による第2回第一種優先株式182億円、第3回第一種優先株式70億円発行。
- 平成18年10月 株式会社紀陽銀行と株式会社和歌山銀行は、存続会社を株式会社紀陽銀行として合併。
- 平成18年11月 第三者割当増資による第4回第一種優先株式315億円発行。

### 3 【事業の内容】

当社グループは、連結子会社9社で構成され、銀行業務を中心に、電子計算機関連業務、事務代行業務、リース業務、ベンチャーキャピタル業務、クレジットカード業務などの金融サービスに係る事業を行っており、事業系統は次のとおりであります。



- (注) 1 株式会社紀陽銀行と株式会社和歌山銀行は、平成18年10月10日に存続会社を株式会社紀陽銀行として合併いたしました。
- 2 持分法適用関連会社であった紀陽情報システム株式会社は、当社が平成18年10月に株式を取得したことにより連結子会社となりました。
- 3 連結子会社であった和銀ビジネスサービス株式会社は、平成19年2月に清算終了いたしました。

#### 4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の所有(又は被 所有)割合 (%)	当社との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金 援助	営業上の取引	設備の 賃貸借	業務 提携
(連結子会社)									
(株) 紀陽銀行	和歌山県 和歌山市	80,096	銀行業務	100.0	10 (9)	—	経営管理 預金取引関係 金銭貸借関係	—	—
紀陽情報システム(株)	和歌山県 和歌山市	80	電子計算機関連業 務	58.2	2	—	—	—	—
紀陽ビジネスサービス(株)	和歌山県 和歌山市	60	事務代行業務、 労働者派遣業務	100.0 (100.0)	2	—	—	—	—
阪和信用保証(株)	和歌山県 和歌山市	480	信用保証業務	100.0 (100.0)	1	—	—	—	—
紀陽ビジネスファイナンス (株)	和歌山県 和歌山市	100	融資業務	91.0 (91.0)	2	—	—	—	—
紀陽リース・キャピタル (株)	和歌山県 和歌山市	150	リース業務、 ベンチャーキャピ タル業務	66.7 (66.7)	1	—	—	—	—
(株) 紀陽カード	和歌山県 和歌山市	60	クレジットカード 業務	55.0 (55.0)	1	—	—	—	—
(株) 紀陽カードディン ー	和歌山県 和歌山市	90	クレジットカード 業務	55.0 (55.0)	1	—	—	—	—
和歌山銀カード(株)	和歌山県 和歌山市	50	クレジットカード 業務	55.0 (55.0)	1	—	—	—	—

- (注) 1 上記関係会社のうち、特定子会社に該当するのは株式会社紀陽銀行であります。
- 2 上記関係会社のうち、有価証券報告書を提出している会社は株式会社紀陽銀行であります。
- 3 「議決権の所有(又は被所有)割合」欄の( )内は子会社による間接所有の割合(内書き)であります。
- 4 「当社との関係内容」の「役員の兼任等」欄の( )内は、当社の役員(内書き)であります。
- 5 上記関係会社のうち、株式会社紀陽銀行の経常収益(連結会社相互間の内部取引を除く)は、連結財務諸表の経常収益の100分の10を超えておりますが、同行は有価証券報告書を提出しているため、主要な損益情報等の記載を省略しておりま  
す。

## 5 【従業員の状況】

### (1) 連結会社における従業員数

平成19年3月31日現在

	銀行業	その他の事業	合計
従業員数(人)	2,015 [ 1,081]	554 [94]	2,569 [1,175]

- (注) 1 従業員数は、株式会社紀陽銀行の執行役員4人（当社従業員との兼任者1人を除く。）、嘱託及び臨時従業員1,133人を含んでおりません。
- 2 嘱託及び臨時従業員数は、[ ]内に年間の平均人員を外書きで記載しております。
- 3 当連結会計年度における従業員数の増加は、主として紀陽情報システム株式会社が連結子会社となったことによるものであります。

### (2) 当社の従業員数

平成19年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
52	46.5	23.7	11,627

- (注) 1 当社従業員は、株式会社紀陽銀行からの出向者(50人)、同行の役員との兼任者(1人)又は執行役員との兼任者(1人)であり、平均勤続年数は同行での勤続年数を通算しております。
- 2 平均年間給与は、平成19年3月末の当社従業員に対して株式会社紀陽銀行又は株式会社和歌山銀行で支給された年間の給与(賞与及び基準外賃金を含む)を合計したものであります。
- 3 当社には従業員組合はありません。労使間において特記すべき事項はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【業績等の概要】

#### ○業績

当連結会計年度のわが国の経済は、原油価格の高騰など一部に不安材料を抱えながらも、輸出が持ち直しを見せ、企業収益の向上を背景とした設備投資の増加に支えられ、生産活動は総じて緩やかに増加しました。

家計部門では、雇用情勢の改善に広がりが見られるなかで、後半弱含んだものの個人消費は底堅さを持続し、住宅投資は概ね横ばいで推移しました。

このように、企業部門の好調さが家計部門にも波及した国内民間需要に支えられるなかで、全国の平均公示地価が16年ぶりに上昇に転じるなど、景気はいざなぎ景気を抜き、持続的な回復基調を示しました。

和歌山県経済は、企業の生産活動が一進一退のなかでの回復基調となりましたが、住宅着工件数をはじめ個人消費が伸び悩むなど、依然として景気回復に向けた足取りは全国と比べて遅い状況が続きました。一方で雇用情勢に緩やかな改善が見られるとともに、大手企業の設備投資計画が公表されるなど、明るい材料も垣間みられました。

金融面では、平成18年7月と平成19年2月に日本銀行が利上げを実施しました。その結果、短期金利は、年度初めのゼロ金利から、年度末にかけて0.5%程度まで上昇しました。長期金利については、年度前半は利上げ観測の高まりから一時2.0%を超える水準まで上昇しましたが、追加的な利上げの可能性は低いとの見方から年度末は1.6%台半ばまで低下しました。

株式市場については、海外株式市場の下落等を受け、一時急落しましたが、その後は堅調な企業業績に支えられ、年度末には年初と同水準の17,000円台を回復しました。

為替市場については、円の対ドル相場は、年度初め世界経済の不均衡是正をテーマにドルが売られ、一時109円前後となりましたが、その後は日米金利差に着目した取引により、年度末は118円台前後での推移となりました。

上記のような経済・金融環境のもと、年度前半は、株式会社紀陽銀行と株式会社和歌山銀行の合併に向けた大規模な店舗統廃合を控えるなかで株式会社和歌山銀行における業容が縮小しました。しかしながら平成18年10月に誕生した新・紀陽銀行は、合併と同時にスタートいたしました第1次中期経営計画に取り組むなかで、中小企業向貸出及び預金の増強と役員収益の拡大に注力しました結果、貸出金、預金ともに計画を上回る増加となり、また投資信託販売手数料なども順調に増加しました。さらに、地域経済にも少しずつ明るい兆しが見え始めたことなどから、償却債権取立益を含めた与信費用の総額は減少いたしました。以上により、連結経常収益は806億83百万円（前連結会計年度比+51億54百万円）、連結経常費用は724億77百万円（前連結会計年度比△20億56百万円）となり、連結経常利益は82億6百万円（前連結会計年度比+72億10百万円）、連結当期純利益は81億80百万円（前連結会計年度比+48億83百万円）となりました。1株当たり当期純利益は12円46銭となりました。

事業の種類別セグメントの業績については、当社グループの中心である銀行業につきましては、上記の要因等により、経常収益は740億27百万円（前連結会計年度比+32億79百万円）、経常費用は663億36百万円（前連結会計年度比△38億54百万円）、経常利益は76億90百万円（前連結会計年度比+71億32百万円）となりました。リース業務、クレジットカード業務や電子計算機関連業務などのその他の事業につきましては、経常収益は98億72百万円、経常費用は93億11百万円、経常利益は5億60百万円となりました。

当社単体の損益につきましては、子銀行からの受取配当金などの収入により、営業収益が85億72百万円、経常利益が79億87百万円、当期純利益が79億46百万円となりました。

また当社は、「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」に基づき、子銀行の合併を同法に定める金融組織再編成として、平成18年11月に優先株式発行による公的資金315億円の資本調達を実施しました。これは、第1次中期経営計画に基づく地域における積極的なリスクテイクを下支えするための自己資本充実策として実施したものであり、その調達資金同額をもって、株式会社紀陽銀行に対する出資を行っております。

さらに、連結当期純利益の計上などにより、自己資本額が増加したことに加え、パーゼルⅡの開始もあり、当連結会計年度末の連結自己資本比率（第二基準）につきましては、11.58%（前連結会計年度末比+2.06%）となりま



した。

業容面（連結ベース）では、預金につきましては、安定資金の確保に努めるなかで、個人預金が合併記念定期預金をはじめとする新商品取扱開始の効果などから増加したことなどにより、期中442億円増加し、当連結会計年度末残高は2兆9,886億円となりました。貸出金につきましては、住宅ローンにおける競争激化もありましたが、消費者ローン残高は順調に増加し、事業性貸出金残高についても大阪府下を中心とした積極的な営業展開により増加したことなどにより、期中620億円増加し、当連結会計年度末残高は2兆1,034億円となりました。有価証券につきましては、期中54億円増加し、当連結会計年度末残高は8,093億円となりました。

#### ○キャッシュ・フロー

当連結会計年度末における連結ベースの現金及び現金同等物は、前連結会計年度末比769億49百万円減少し、562億25百万円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、債券貸借取引支払保証金の増加などを主因に△1,067億88百万円となりました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の売却による収入などを主因に18億44百万円となりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、株式の発行による収入を主因に279億67百万円となりました。

（注）前連結会計年度につきましては、株式会社紀陽銀行については平成17年4月～平成18年3月の1年間の損益を連結しておりますが、株式会社和歌山銀行については平成18年2月～3月の2カ月間の損益を連結しております。

(1) 国内業務部門・国際業務部門別収支

当連結会計年度の資金運用収支は、貸出金利息447億18百万円や有価証券利息配当金128億30百万円等により資金運用収益が585億80百万円となり、預金利息34億2百万円や債券貸借取引支払利息11億22百万円等により資金調達費用が72億81百万円となったため、512億99百万円となりました。うち国内業務部門は、484億62百万円となりました。役務取引等収支は、投資信託や個人年金保険の販売が依然好調であったことなどから、85億66百万円となりました。うち国内業務部門は、84億93百万円となりました。その他業務収支は、外貨資金調達費用等による外国為替売買損等により、△6億77百万円となりました。うち国内業務部門は、21億円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前連結会計年度	43,526	2,498	46,024
	当連結会計年度	48,462	2,836	51,299
うち資金運用収益	前連結会計年度	45,400	4,914	98 50,216
	当連結会計年度	52,873	6,011	304 58,580
うち資金調達費用	前連結会計年度	1,874	2,416	98 4,191
	当連結会計年度	4,410	3,174	304 7,281
役務取引等収支	前連結会計年度	7,599	67	7,666
	当連結会計年度	8,493	73	8,566
うち役務取引等収益	前連結会計年度	10,814	125	10,939
	当連結会計年度	12,484	136	12,621
うち役務取引等費用	前連結会計年度	3,214	57	3,272
	当連結会計年度	3,990	63	4,054
その他業務収支	前連結会計年度	1,516	△792	724
	当連結会計年度	2,100	△2,778	△677
うちその他業務収益	前連結会計年度	4,981	427	5,408
	当連結会計年度	7,195	111	7,306
うちその他業務費用	前連結会計年度	3,465	1,219	4,684
	当連結会計年度	5,094	2,889	7,984

- (注) 1 国内業務部門は円建取引、国際業務部門は外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。
- 2 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用(前連結会計年度0百万円、当連結会計年度2百万円)を控除して表示しております。
- 3 資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上段の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

## (2) 国内業務部門・国際業務部門別資金運用／調達状況

当連結会計年度の資金運用勘定の合計の平均残高は、貸出金2兆275億円、有価証券8,794億円等により3兆940億円となり、利回りは貸出金利回り2.20%や有価証券利回り1.45%等により1.89%になりました。うち国内業務部門の平均残高は3兆616億円、利回りは1.72%となりました。また、資金調達勘定の合計の平均残高は、預金2兆9,223億円等により3兆457億円となり、利回りは預金利回り0.11%等により0.23%となりました。うち国内業務部門の平均残高は3兆135億円、利回りは0.14%となりました。

## ① 国内業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	(123,312) 2,703,229	(98) 45,400	1.67
	当連結会計年度	(179,562) 3,061,613	(304) 52,873	1.72
うち貸出金	前連結会計年度	1,787,721	38,505	2.15
	当連結会計年度	2,027,502	44,718	2.20
うち商品有価証券	前連結会計年度	3,170	15	0.49
	当連結会計年度	2,234	17	0.79
うち有価証券	前連結会計年度	621,181	6,551	1.05
	当連結会計年度	676,264	7,244	1.07
うちコールローン及び 買入手形	前連結会計年度	132,841	6	0.00
	当連結会計年度	127,895	289	0.22
うち買現先勘定	前連結会計年度	12,794	0	0.00
	当連結会計年度	164	0	0.04
うち債券貸借取引 支払保証金	前連結会計年度	3,970	0	0.02
	当連結会計年度	7,036	26	0.38
うち預け金	前連結会計年度	8,991	14	0.16
	当連結会計年度	32,105	123	0.38
資金調達勘定	前連結会計年度	2,711,489	1,874	0.06
	当連結会計年度	3,013,504	4,410	0.14
うち預金	前連結会計年度	2,636,967	1,140	0.04
	当連結会計年度	2,919,563	3,311	0.11
うち譲渡性預金	前連結会計年度	8,874	2	0.02
	当連結会計年度	35,826	105	0.29
うちコールマネー及び 売渡手形	前連結会計年度	191	0	0.00
	当連結会計年度	430	1	0.37
うち売現先勘定	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち債券貸借取引 受入担保金	前連結会計年度	31,157	4	0.01
	当連結会計年度	19,878	17	0.08
うちコマースヤル・ ペーパー	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち借入金	前連結会計年度	21,577	437	2.02
	当連結会計年度	25,976	648	2.49

(注) 1 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しております。

2 国内業務部門は円建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

3 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(前連結会計年度12,299百万円、当連結会計年度16,607百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(前連結会計年度565百万円、当連結会計年度1,658百万円)及び利息(前連結会計年度0百万円、当連結会計年度2百万円)を、それぞれ控除して表示しております。

4 ( )内は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息(内書き)であります。

② 国際業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	160,056	4,914	3.07
	当連結会計年度	212,012	6,011	2.83
うち貸出金	前連結会計年度	78	3	4.50
	当連結会計年度	5	0	6.49
うち商品有価証券	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち有価証券	前連結会計年度	157,309	4,794	3.04
	当連結会計年度	203,223	5,568	2.74
うちコールローン及び 買入手形	前連結会計年度	551	18	3.32
	当連結会計年度	6,186	315	5.10
うち買現先勘定	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち債券貸借取引 支払保証金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち預け金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
資金調達勘定	前連結会計年度	(123,312) 159,946	(98) 2,416	1.51
	当連結会計年度	(179,562) 211,796	(304) 3,174	1.49
うち預金	前連結会計年度	2,472	60	2.45
	当連結会計年度	2,737	91	3.32
うち譲渡性預金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うちコールマネー及び 売渡手形	前連結会計年度	21	1	4.81
	当連結会計年度	261	13	5.30
うち売現先勘定	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち債券貸借取引 受入担保金	前連結会計年度	34,106	885	2.59
	当連結会計年度	29,194	1,104	3.78
うちコマースナル・ ペーパー	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち借入金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—

(注) 1 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しております。

2 国際業務部門は外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

3 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(前連結会計年度5百万円、当連結会計年度6百万円)を控除して表示しております。

4 ( )内は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息(内書き)であります。

③ 合計

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	2,739,973	50,216	1.83
	当連結会計年度	3,094,062	58,580	1.89
うち貸出金	前連結会計年度	1,787,799	38,508	2.15
	当連結会計年度	2,027,508	44,718	2.20
うち商品有価証券	前連結会計年度	3,170	15	0.49
	当連結会計年度	2,234	17	0.79
うち有価証券	前連結会計年度	778,490	11,345	1.45
	当連結会計年度	879,488	12,812	1.45
うちコールローン及び買入手形	前連結会計年度	133,393	24	0.01
	当連結会計年度	134,082	604	0.45
うち買現先勘定	前連結会計年度	12,794	0	0.00
	当連結会計年度	164	0	0.04
うち債券貸借取引支払保証金	前連結会計年度	3,970	0	0.02
	当連結会計年度	7,036	26	0.38
うち預け金	前連結会計年度	8,991	14	0.16
	当連結会計年度	32,105	123	0.38
資金調達勘定	前連結会計年度	2,748,123	4,191	0.15
	当連結会計年度	3,045,737	7,281	0.23
うち預金	前連結会計年度	2,639,439	1,200	0.04
	当連結会計年度	2,922,300	3,402	0.11
うち譲渡性預金	前連結会計年度	8,874	2	0.02
	当連結会計年度	35,826	105	0.29
うちコールマネー及び売渡手形	前連結会計年度	212	1	0.48
	当連結会計年度	692	15	2.23
うち売現先勘定	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち債券貸借取引受入担保金	前連結会計年度	65,263	890	1.36
	当連結会計年度	49,072	1,122	2.28
うちコマース・ペーパー	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち借入金	前連結会計年度	21,577	437	2.02
	当連結会計年度	25,976	648	2.49

(注) 1 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しております。

2 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(前連結会計年度12,304百万円、当連結会計年度16,613百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(前連結会計年度565百万円、当連結会計年度1,658百万円)及び利息(前連結会計年度0百万円、当連結会計年度2百万円)を、それぞれ控除して表示しております。

3 国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息は、相殺して記載しております。

(3) 国内業務部門・国際業務部門別役務取引の状況

当連結会計年度の役務取引等収益は、預金・貸出業務25億73百万円、為替業務32億70百万円、投資信託・保険販売業務38億49百万円等により、126億21百万円となりました。うち国内業務部門は、124億84百万円となりました。また、役務取引等費用は40億54百万円となりました。うち国内業務部門は、39億90百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前連結会計年度	10,814	125	10,939
	当連結会計年度	12,484	136	12,621
うち預金・貸出業務	前連結会計年度	2,435	—	2,435
	当連結会計年度	2,573	—	2,573
うち為替業務	前連結会計年度	3,057	123	3,181
	当連結会計年度	3,136	134	3,270
うち証券関連業務	前連結会計年度	147	—	147
	当連結会計年度	97	—	97
うち代理業務	前連結会計年度	262	—	262
	当連結会計年度	330	—	330
うち保護預り・貸金庫業務	前連結会計年度	207	—	207
	当連結会計年度	210	—	210
うち保証業務	前連結会計年度	361	1	362
	当連結会計年度	415	2	417
うち投資信託・保険販売業務	前連結会計年度	2,628	—	2,628
	当連結会計年度	3,849	—	3,849
役務取引等費用	前連結会計年度	3,214	57	3,272
	当連結会計年度	3,990	63	4,054
うち為替業務	前連結会計年度	598	38	637
	当連結会計年度	613	41	654

(注) 国内業務部門は円建取引、国際業務部門は外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

## (4) 国内業務部門・国際業務部門別預金残高の状況

## ○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前連結会計年度	2,937,985	6,502	2,944,488
	当連結会計年度	2,976,441	12,250	2,988,692
うち流動性預金	前連結会計年度	1,274,282	—	1,274,282
	当連結会計年度	1,350,621	—	1,350,621
うち定期性預金	前連結会計年度	1,588,969	—	1,588,969
	当連結会計年度	1,579,133	—	1,579,133
うちその他	前連結会計年度	74,734	6,502	81,237
	当連結会計年度	46,686	12,250	58,937
譲渡性預金	前連結会計年度	3,000	—	3,000
	当連結会計年度	86,828	—	86,828
総合計	前連結会計年度	2,940,985	6,502	2,947,488
	当連結会計年度	3,063,269	12,250	3,075,520

(注) 1 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

2 定期性預金＝定期預金＋定期積金

3 国内業務部門は円建取引、国際業務部門は外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

## (5) 国内貸出金残高の状況

## ① 業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成18年3月31日		平成19年3月31日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	2,041,367	100.00	2,103,444	100.00
製造業	269,514	13.20	299,087	14.22
農業	2,699	0.13	1,954	0.09
林業	4,040	0.20	3,223	0.15
漁業	2,697	0.13	2,268	0.11
鉱業	10,190	0.50	3,927	0.19
建設業	131,462	6.44	114,223	5.43
電気・ガス・熱供給・水道業	4,095	0.20	2,840	0.14
情報通信業	6,394	0.31	5,923	0.28
運輸業	53,484	2.62	58,842	2.80
卸売・小売業	250,973	12.29	258,568	12.29
金融・保険業	82,370	4.04	75,827	3.60
不動産業	201,399	9.87	205,226	9.76
各種サービス業	176,511	8.65	186,062	8.85
地方公共団体	209,350	10.26	227,624	10.82
その他	636,180	31.16	657,848	31.27
特別国際金融取引勘定分	—	—	—	—
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	2,041,367	—	2,103,444	—

## ② 外国政府等向け債権残高(国別)

該当ありません。



(6) 国内業務部門・国際業務部門別有価証券の状況

○ 有価証券残高(未残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前連結会計年度	383,838	—	383,838
	当連結会計年度	333,670	—	333,670
地方債	前連結会計年度	87,862	—	87,862
	当連結会計年度	111,573	—	111,573
短期社債	前連結会計年度	1,499	—	1,499
	当連結会計年度	—	—	—
社債	前連結会計年度	85,188	—	85,188
	当連結会計年度	118,843	—	118,843
株式	前連結会計年度	66,343	—	66,343
	当連結会計年度	73,639	—	73,639
その他の証券	前連結会計年度	9,379	169,737	179,117
	当連結会計年度	25,359	146,247	171,606
合計	前連結会計年度	634,112	169,737	803,850
	当連結会計年度	663,086	146,247	809,334

(注) 1 国内業務部門は円建取引、国際業務部門は外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

2 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

## (自己資本比率の状況)

## (参考)

自己資本比率は、平成19年3月31日から、銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第20号。以下、「告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースについて算出しております。なお、平成18年3月31日は銀行法第52条の25の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件（平成10年大蔵省告示第62号。以下、「旧告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースについて算出しております。

なお、当社は、第二基準(国内基準)を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

## 連結自己資本比率(第二基準)

項目		平成18年3月31日	平成19年3月31日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	42,600	58,350
	うち非累積的永久優先株(注1)	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	61,384	77,128
	利益剰余金	16,214	24,398
	自己株式(△)	12,526	12,566
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	—	2,100
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	為替換算調整勘定	—	—
	新株予約権	—	—
	連結子法人等の少数株主持分	1,276	1,759
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	14,838
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	48	—
	連結調整勘定相当額(△)	16,518	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	—
計 (A)	92,381	132,130	
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注2)	—	—	
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	—	—
	一般貸倒引当金	9,163	9,699
	負債性資本調達手段等	38,800	38,000
	うち永久劣後債務(注3)	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注4)	38,800	38,000
	計	47,963	47,699
うち自己資本への算入額 (B)	47,963	47,699	
控除項目	控除項目(注5) (C)	704	101
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	139,640	179,728
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	1,437,809	1,397,685
	オフ・バランス取引等項目	28,337	34,143
	信用リスク・アセットの額 (E)	1,466,146	1,431,829
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G)/8%) (F)	—	120,053
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	—	9,604
※計(E) + (F) (H)	1,466,146	1,551,883	
連結自己資本比率(第二基準) = D/H × 100 (%)	9.52	11.58	
(参考) Tier 1 比率 = A/H × 100 (%)	—	8.51	

- (注) 1 当社の資本金は株式種類毎に区分できないため、資本金のうち非累積的永久優先株の金額は記載しておりません。
- 2 告示17条第2項(旧告示第13条第2項)に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 3 告示第18条第1項第3号(旧告示第14条第1項第3号)に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
  - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
  - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
  - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 4 告示第18条第1項第4号及び第5号(旧告示第14条第1項第4号及び第5号)に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 5 告示第20条第1項第1号から第6号(旧告示第15条第1項)に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号(旧告示第15条第1項第2号)に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

## 2 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行持株会社における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

## 3 【対処すべき課題】

当社を中核とする「紀陽フィナンシャルグループ」では、株式会社紀陽銀行と株式会社和歌山銀行との経営統合による効果を最大限に発揮し、かつ「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」に基づく公的資金を活用することにより、積極的な経営諸施策を展開し、平成21年3月期には主に以下の経営指標をクリアすることを目標としております。

<目標とする経営指標>

		(平成21年3月期)
収益	連結当期純利益	100億円以上
	コア業務純益	230億円以上 (※)
	コア業務純益ROA	0.68%以上 (※)
健全性	連結自己資本比率	11%以上
	連結Tier1比率	8%以上
	繰延税金資産対Tier1比率(連結)	10%台
	不良債権比率(金融再生法ベース)	4%台 (※)
効率性	業務粗利益経費率(OHR)	60%未満 (※)

上記の目標とする経営指標につきましては、※印を付したものがグループの大部分を占める株式会社紀陽銀行単体における目標とする経営指標であり、その他の項目は、当社連結における目標とする経営指標ではありません。

なお、上記の目標を達成するために、株式会社紀陽銀行単体に対して積極的な規模の拡大をはかる目標も設定しております。具体的には以下のとおりです。

(平成21年3月期)

預金(期末残高)	3兆3,000億円以上
預かり資産(期末残高)	5,400億円以上
貸出金(期末残高)	2兆2,000億円以上

株式会社紀陽銀行と株式会社和歌山銀行の合併と同時に、第1次中期経営計画における目標とする経営指標の達成に向けた諸施策に取り組んでおりますが、当連結会計年度においては、業容面を含めた各指標において計画通りの実績が上がっております。

引き続き、当社グループが計画を着実に遂行するうえでは、地域のお客様から確固たる信頼を賜ることが不可欠であります。お客様の様々なニーズにお応えするために創意工夫を凝らし、「お客様の満足を第一にする心(ハート)を大切に、お客様の良き相談相手として知恵(ブレイン)を絞り、汗をかき行動(アクション)する」ことを通じ、信頼の確保に努めてまいります。

また、コンプライアンスを経営の最重要課題のひとつと位置づけるとともに、内部管理態勢の確立に向けて、様々な課題に取り組んでまいります。

こうした取り組みにより経営管理態勢の強化をはかるとともに、中小企業金融の円滑化と地域のお客様の利便性向上に努めてまいります。

#### 4 【事業等のリスク】

当社をはじめとする紀陽フィナンシャルグループ各社の事業、財務状況その他に関するリスクについて、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある主な事項は以下のとおりです。

当社グループは、これらリスク要因の発生の可能性を認識した上で、その回避及び発生時の対応に最善を尽くしたく考えております。

なお、文中における将来に関する事項につきましては、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものです。

##### (1) 地域経済への依存

###### ①地域経済の影響

当社グループの主要営業基盤は、和歌山県及び大阪府南部地域であり、貸出金・預金ともに中小企業、個人及び地方公共団体を中心に同地域での比率が高くなっております。

主要営業基盤とする地域の経済動向により、貸出金額、預金量及び与信関係費用等が変動し、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

###### ②競争の激化

当社グループが主として注力している中小企業・個人マーケットは、大手金融機関を含め他の金融機関との競争が激化しております。

こうしたなかで、地域金融グループとして、総合的な金融サービスをご提供するための新商品や新サービスの導入、地域のお客様との接点を重視したきめ細かい対応などにより優位性を保つことを目指しておりますが、これが奏功しない場合には当社グループの収益性の低下などを招く可能性があります。

##### (2) 不良債権問題等

###### ①不良債権の状況

当社グループには、多額の不良債権があります。地域経済や地価の動向、融資先企業の経営状況などにより、不良債権残高の増加や不良債権の劣化がありますと、与信関係費用が増加する可能性があります。

また、当社グループでは不良債権残高の圧縮に向け、不良債権の実質処理を促進するための処置や対応を進めておりますが、実質処理に際するコスト等が発生することがあり、このため与信関係費用が増加する場合があります。

###### ②貸倒引当金の状況

当社グループでは、貸出先の貸倒実績等に基づいて予想損失率を見積もり、貸出先の状況や担保による保全状況等に応じて貸倒引当金を計上しております。貸倒引当金は、金融検査マニュアルに示されている方法に従い、引当を行っております。しかしながら、経済状況の変化や大口取引先の倒産等により、実際に発生する貸倒が見積もりを上回り、貸倒引当金を上回る損失が発生する場合があります。また、担保価値の下落や予期しない事象により、貸倒引当金の積み増しが必要となる可能性もあります。

### ③その他

当社グループの貸出先企業のなかには、グループ外の銀行をメインとしている企業があります。メイン行の融資方針が転換した場合に当該企業のキャッシュフローや支払能力に問題が生じる場合があります、当社グループにも悪影響が及ぶ可能性があります。

## (3) 市場性リスク

### ①債券への投資による金利リスク

当社グループは、多額の国内債券・外国債券を保有しております。投資対象は国内外の国債をはじめとする信用リスクが小さい銘柄が中心です。

これらの債券の価格は国内外の市場金利の影響を受けます。当社グループでは、リスクの限定やヘッジ取引などを通じてリスクコントロールに努めておりますが、予期しない金利上昇により、価格変動等にもなう損失を被る可能性があります。

### ②株価変動リスク

当社グループは、多額の国内株式を保有しております。これらは、取引先との関係強化などを総合的に判断するなかで保有している株式ですが、今後の株価動向によっては含み損を被る可能性があるなど当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

### ③為替リスク

当社グループは、多額の外貨建て資産を保有しております。

これらの資産に関しては、同一通貨での資金調達やオフバランス取引などにより為替リスクを回避しておりますが、予期せぬ事象によりヘッジの有効性が損なわれた場合などには、損失を被る可能性があります。

## (4) オペレーショナル・リスク

当社グループには、内部プロセス・システム等が不適切であること、または機能しないこと、もしくは外部にて発生する事象が及ぼす影響により生じる損失などによるオペレーショナル・リスクが潜在しています。

オペレーショナル・リスクは、高度情報通信社会の進展や規制緩和などの環境変化にともない、さらに多様化・複雑化しています。

当社グループでは、オペレーショナル・リスクを効果的にコントロールあるいは削減するための内部管理態勢の構築に努めているほか、突発的な事象が発生した場合にも業務を継続するためのコンティンジェンシープランを策定しています。しかしながら、次の事象のように内部管理態勢が十分に機能しない場合や、当社グループがコントロールし得る範囲を越えた事象が発生した場合などには、損失その他の悪影響が生じる可能性があります。

- ・ 大災害やテロリズムなどによる物的資産の損傷・業務の中断
- ・ グループ内外の要因によるコンピュータシステムのダウン・誤作動・不正使用
- ・ 経営情報、顧客情報の盗難・漏洩・改ざん
- ・ 役職員の誤った事務処理や不正行為
- ・ 諸取引・契約にかかる訴訟、トラブル、紛争

## (5) 自己資本比率

当社は、「銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（平成18年3月27日金融庁告示第20号）に定められた第二基準以上に連結自己資本比率を維持しなければなりません。

また、株式会社紀陽銀行も「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（平成18年3月27日金融庁告示第19号）に定められた国内基準以上に連結自己資本比率及び単体自己資本比率を維持しなければなりません。

当社グループは、平成19年3月末時点では、これらの各基準を大きく上回っておりますが、万一、基準を満たさなくなった場合には監督当局から指導や命令を受けることとなります。なお、当社グループの各自己資本比率は、主に以下のような要因などにより低下する可能性があります。

- ・財務会計上の最終赤字が発生する
- ・劣後債務の期限到来時等に同様の条件での調達が困難になる
- ・営業地域での資金需要増加に対応して貸出金残高が増加する
- ・収益性向上のため市場運用での信用リスクのリスクテイクを行う
- ・自己資本比率の基準及び算定方法が変更される
- ・その他、自己資本が減少する、もしくはリスク量が大幅に増加する

## (6) 公的資金関連

当社は、金融庁に対して「経営強化計画」を提出していますが、その履行状況によっては、当局より行政指導を受け、当社グループの業務運営に影響を及ぼす可能性があります。

また、公的資金導入に当たり、株式会社整理回収機構を割当先として発行した第4回第一種優先株式（以下「本優先株式」）については、平成23年10月以降普通株式への転換（取得請求）が可能となります。

当社グループでは、中期経営計画等の着実な遂行により安定した利益を確保することを通じ、公的資金を早期に返済する考えであります。しかしながら、計画の進捗状況によっては、転換（取得請求）開始時期まで本優先株式が残存し、普通株式への転換（取得請求）により当社の発行済普通株式数が増加、既発行普通株式の希薄化が発生し、当社の株価に悪影響を与える可能性があります。

## (7) 会計制度関連

### ①会計基準の変更

既に一連の会計ビッグバンのなかで様々な影響が発生しておりますが、新たな会計基準の導入や会計基準の変更が行われた場合、当社グループの損益に影響を及ぼす可能性があります。

## ②繰延税金資産

繰延税金資産の計算は、将来の課税所得を含めた様々な予測等に基づいており、実際の結果が予測等とは異なる場合があります。

当社グループが、将来の課税所得の予測等に基づいて繰延税金資産の一部または全部の回収ができないと判断した場合、当社グループは繰延税金資産を減額し、その結果、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

## ③年金債務

年金資産の運用利回りが低下した場合や、退職給付債務の算出の前提となる割引率等の基礎率に変更があった場合などには、未認識債務が発生し、費用処理が必要となる可能性があります。また、退職給付制度の変更により未認識の過去勤務費用が発生する可能性もあります。

## (8) 持株会社のリスク

当社の収入の大部分は、当社が直接保有する子銀行等からの配当によるものです。一定の状況下においては、様々な規制上の制限などにより、子銀行等から当社に支払うことができる配当の金額が制限される場合があります。また、子銀行等が十分な利益を計上することができず、当社に対して配当が支払われない場合、当社は配当を支払うことができなくなる可能性があります。

## (9) コンプライアンスリスク

当社グループでは、コンプライアンスを経営の最重要課題のひとつとして、規程の制定や諸施策の実施等を通じたコンプライアンス態勢の整備に取り組んでおります。

しかしながら、法令解釈の相違、法令手続の不備、法令違反行為等により、当社グループの業務運営や業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

## (10) レピュテーションリスク

当社グループでは、地域金融グループとしての公共性と社会的責任に鑑み、公正かつ適切な情報公開を積極的に行い、経営の透明性の向上を図ってまいります。しかしながら、当社グループや金融業界等に対する憶測や市場関係者の噂等、その内容の正確性に関わらず風説や風評がきっかけとなり、当社の株価や当社グループの業務運営、業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

## (11) 規制等の変更

当社グループでは、現時点の法律・規則等にしがたって業務を遂行しております。将来において、これらの変更が発生した場合、当社グループの業務遂行や業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。



## 5 【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

## 6 【研究開発活動】

該当ありません。

## 7 【財政状態及び経営成績の分析】

当連結会計年度の財政状態及び経営成績の分析は、以下のとおりであります。

なお、以下の文中における将来に関する事項につきましては、当連結会計年度末現在において当社が判断したものであります。

### I. 財政状態

#### (1) 主要勘定の状況

当連結会計年度末における主要勘定の状況は、以下のようになりました。

貸出金につきましては、住宅ローンにおける競争激化もありましたが、消費者ローン残高は順調に増加し、事業性貸出金残高についても大阪府下を中心とした積極的な営業展開により増加しましたことから、期中620億円増加し、当連結会計年度末残高は2兆1,034億円となりました。

預金につきましては、安定資金の確保に努めるなかで、個人預金が合併記念定期預金をはじめとする新商品取扱開始の効果などから増加したことなどにより、期中442億円増加し、当連結会計年度末残高は2兆9,886億円となりました。

有価証券につきましては、期中54億円増加し、当連結会計年度末残高は8,093億円となりました。

	前連結会計年度(A) (百万円)	当連結会計年度(B) (百万円)	増減(B)－(A) (百万円)
貸出金残高	2,041,367	2,103,444	62,077
預金残高	2,944,488	2,988,692	44,204
有価証券残高	803,850	809,334	5,484
連結総資産	3,245,141	3,326,278	81,137
連結純資産	110,756	154,644	43,888

(注) 連結総資産額及び連結純資産額の算定にあたり、当連結会計年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

#### (2) キャッシュ・フローの状況

キャッシュ・フローの状況は、営業活動によるキャッシュ・フローについては、債券貸借取引支払保証金の増加などを主因に△1,067億円となりました。投資活動によるキャッシュ・フローについては、有価証券の売却による収入などを主因に18億円となりました。財務活動によるキャッシュ・フローについては、株式の発行による収入を主因に279億円となりました。この結果、現金及び現金同等物は期中769億円減少し、当連結会計年度末では562億円となりました。

	前連結会計年度(A) (百万円)	当連結会計年度(B) (百万円)	増減(B)－(A) (百万円)
現金及び現金同等物の期末残高	133,175	56,225	△76,949
営業活動によるキャッシュ・フロー	46,515	△106,788	△153,303
投資活動によるキャッシュ・フロー	4,709	1,844	△2,865
財務活動によるキャッシュ・フロー	17,519	27,967	10,448

### (3) 自己資本比率の状況

当社は、「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」に基づき、株式会社紀陽銀行と株式会社和歌山銀行との合併を同法に定める金融組織再編成として、平成18年11月に優先株式発行による公的資金315億円の資本調達を実施しました。これは、第1次中期経営計画に基づく地域における積極的なリスクテイクを下支えするための自己資本充実策として実施したものであり、その調達資金同額をもって、株式会社紀陽銀行に対する出資を行っております。さらに、連結当期純利益の計上などにより、自己資本額が増加したことに加え、バーゼルⅡの開始もあり、当連結会計年度末の連結自己資本比率（第二基準）につきましては、11.58%（前連結会計年度末比＋2.06%）となりました。

また、株式会社紀陽銀行の自己資本比率（国内基準）は、連結10.64%、単体10.62%となりました。

	前連結会計年度(A) (百万円)	当連結会計年度(B) (百万円)	増減(B)－(A) (百万円)
基本的項目 ①	92,381	132,130	39,749
補完的項目 ②	47,963	47,699	△264
控除項目 ③	704	101	△603
自己資本額 ①＋②－③	139,640	179,728	40,088
リスクアセット	1,466,146	1,551,883	85,737
連結自己資本比率（第二基準） (%)	9.52	11.58	2.06

(注) 連結自己資本比率は、前連結会計年度は銀行法第52条の25の規定に基づく平成10年大蔵省告示第62号に定められた算式に基づき、当連結会計年度は銀行法第52条の25の規定に基づく平成18年金融庁告示第20号に定められた算式に基づき算出しております。

## II. 経営成績

当連結会計年度の損益面におきましては、第1次中期経営計画に取り組むなかで、中小企業向け貸出及び預金の増強と役員収益の拡大に注力しました結果、貸出金、預金ともに計画を上回る増加となり、また投資信託販売手数料なども順調に増加いたしました。さらに、地域経済にも少しずつ明るい兆しが見え始めたことなどから、償却債権取立益を含めた与信費用の総額は減少いたしました。この結果、連結経常利益は82億6百万円、連結当期純利益は81億80百万円となりました。なお、当社単体の損益につきましては、子銀行からの受取配当金の収入などにより、経常利益は79億87百万円、当期純利益は79億46百万円となりました。

	前連結会計年度(A) (百万円)	当連結会計年度(B) (百万円)	増減(B)－(A) (百万円)
連結粗利益	54,415	59,186	4,771
資金利益	46,024	51,297	5,273
役務取引等利益	7,666	8,566	900
その他業務利益	724	△677	△1,401
営業経費(△)	34,870	39,794	4,924
一般貸倒引当金繰入額(△) ①	△1,196	△1,409	△213
不良債権処理額(△) ②	27,933	12,777	△15,156
うち貸出金償却(△)	12,417	6,605	△5,812
うち個別貸倒引当金繰入額(△)	15,294	5,868	△9,426
株式関係損益	7,579	△1,001	△8,580
持分法による投資損益	98	43	△55
その他	511	1,140	629
経常利益	996	8,206	7,210
特別損益	10,062	3,512	△6,550
うち償却債権取立益 ③	1,582	4,504	2,922
うち退職給付信託返還益	9,074	—	△9,074
税金等調整前当期純利益	11,058	11,718	660
法人税、住民税及び事業税(△)	274	975	701
法人税等調整額(△)	7,420	2,556	△4,864
少数株主利益(△)	66	6	△60
当期純利益	3,297	8,180	4,883

与信費用 ①+②	26,736	11,368	△15,368
与信費用－償却債権取立益 ①+②－③	25,154	6,864	△18,290

(注) 1 連結粗利益＝(資金運用収益－資金調達費用)＋(役務取引等収益－役務取引等費用)  
 ＋(その他業務収益－その他業務費用)

2 前連結会計年度につきましては、株式会社紀陽銀行については平成17年4月～平成18年3月の1年間の損益を連結しておりますが、株式会社和歌山銀行については平成18年2月～3月の2カ月間の損益を連結しております。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【設備投資等の概要】

当社及び連結子会社では、店舗網の効率化及びサービスの向上並びに競争力の強化を図ることを目的に、銀行業を中心に設備投資を行っております。銀行業では、株式会社紀陽銀行における営業店端末等の事務機械への投資等により、11億79百万円の設備投資を実施しました。また、その他の事業では、事務機械等へ65百万円の設備投資を実施しました。

なお、連結子会社の株式会社紀陽銀行と株式会社和歌山銀行は、平成18年10月10日に合併し、合併日同日付で、株式会社和歌山銀行の営業店舗について、以下のとおり店舗統廃合を行いました。

##### (1) 株式会社和歌山銀行の存続店舗

以下の株式会社和歌山銀行6か店は、株式会社紀陽銀行の新設店舗として引継を行い、合併後も営業を継続しております。

店舗名	所在地
和歌山中央支店	和歌山県和歌山市
宮北支店	和歌山県和歌山市
国体道路支店	和歌山県和歌山市
松ヶ丘支店	和歌山県和歌山市
大阪中央支店	大阪府大阪市
高田支店	奈良県大和高田市

##### (2) 統廃合店舗

以下の株式会社和歌山銀行23か店2出張所は、合併と同時にそれぞれ近隣の株式会社紀陽銀行の店舗に統合いたしました。

##### ①和歌山県内（15か店、2出張所）

株式会社和歌山銀行 廃止店舗	株式会社紀陽銀行 統合店舗
宮出張所	東和歌山支店
山東支店（※）	神前支店
紀の川支店	紀の川支店
松江支店（※）	松江支店
園部支店（※）	六十谷支店
貴志川支店（※）	貴志川支店
打田支店（※）	打田支店
岩出支店	岩出支店
高野口出張所	高野口支店
橋本支店（※）	橋本支店
海南支店	海南駅前支店
野上支店	海南東支店
箕島支店	箕島支店
湯浅支店	湯浅支店
御坊支店	御坊支店
田辺支店	田辺支店
新宮支店	新宮支店

##### ②大阪府下（7か店）

株式会社和歌山銀行 廃止店舗	株式会社紀陽銀行 統合店舗
東佐野支店	鶴原支店
貝塚支店（※）	東貝塚支店
岸和田支店	東岸和田支店
久米田支店（※）	久米田支店
高石支店（※）	泉北支店
堺支店	中もず支店
住吉支店（※）	住吉支店

③奈良県下（1か店）

株式会社和歌山銀行 廃止店舗	株式会社紀陽銀行 統合店舗
五条支店	五条支店

※印を付した廃止店舗10か店につきましては、以下のとおり株式会社紀陽銀行において売却いたしました。

	会社名	所在地	設備の内容	売却時期	売却時帳簿価額 (百万円)
連結 子会社	株式会社 紀陽銀行	和歌山県 和歌山市他	旧営業店舗10か店	平成19年1月～3月	510

2 【主要な設備の状況】

当連結会計年度末における主要な設備の状況は次のとおりであります。

銀行業

(平成19年3月31日現在)

	会社名	店舗名 その他	所在地	設備の 内容	土地		建物	動産	合計	従業員数 (人)
					面積(m <sup>2</sup> )	帳簿価額(百万円)				
当社	—	本社	和歌山県 和歌山市	その他設 備	—	—	—	0	0	52
連結 子会社	株式会社 紀陽銀行	本店	和歌山県 和歌山市	店舗	4,660 (20)	2,038	490	321	2,851	376
	株式会社 紀陽銀行	東和歌山支 店他18か店 4出張所	和歌山県 和歌山市	店舗等	22,617 (2,297)	3,497	2,074	695	6,266	380
	株式会社 紀陽銀行	岩出支店 他1出張所	和歌山県 岩出市	店舗	2,052 (17)	279	81	63	424	38
	株式会社 紀陽銀行	打田支店 他3か店 1出張所	和歌山県 紀の川市	店舗	4,311 (1,675)	340	137	71	549	54
	株式会社 紀陽銀行	妙寺支店 他3か店	和歌山県 伊都郡	店舗	2,165 (576)	27	102	47	176	43
	株式会社 紀陽銀行	橋本支店 他2か店	和歌山県 橋本市	店舗	2,095 (10)	101	84	76	263	53
	株式会社 紀陽銀行	海南駅前支 店他3か店	和歌山県 海南市	店舗	4,648 (1,322)	372	68	71	511	62
	株式会社 紀陽銀行	野上支店 他1出張所	和歌山県 海草郡	店舗	1,327 (4)	9	23	13	46	12
	株式会社 紀陽銀行	箕島支店	和歌山県 有田市	店舗	1,234 (367)	67	25	28	122	27
	株式会社 紀陽銀行	金屋支店 他3か店	和歌山県 有田郡	店舗	4,918 (1,753)	250	123	61	435	57
	株式会社 紀陽銀行	御坊支店 他1か店	和歌山県 御坊市	店舗	3,088 (774)	281	87	50	418	44
	株式会社 紀陽銀行	南部支店 他1か店 1出張所	和歌山県 日高郡	店舗	1,707 (721)	17	88	31	137	28
	株式会社 紀陽銀行	田辺支店 他2か店	和歌山県 田辺市	店舗	2,568	377	107	66	551	71
	株式会社 紀陽銀行	朝来支店 他3か店	和歌山県 西牟婁郡	店舗	4,230 (1,388)	189	256	60	506	56
	株式会社 紀陽銀行	串本支店 他3か店	和歌山県 東牟婁郡	店舗	2,547 (18)	106	60	51	218	47
	株式会社 紀陽銀行	新宮支店	和歌山県 新宮市	店舗	1,760 (273)	261	52	36	349	30
	株式会社 紀陽銀行	熊取支店 他1か店	大阪府 泉南郡	店舗	2,459 (873)	245	54	37	337	26

	会社名	店舗名 その他	所在地	設備の 内容	土地		建物	動産	合計	従業員数 (人)
					面積(m <sup>2</sup> )	帳簿価額(百万円)				
連結 子会社	株式会社 紀陽銀行	尾崎支店 他1か店	大阪府 阪南市	店舗	2,349 (679)	232	50	32	316	30
	株式会社 紀陽銀行	泉南支店	大阪府 泉南市	店舗	1,050	316	19	20	356	11
	株式会社 紀陽銀行	鶴原支店 他2か店	大阪府 泉佐野市	店舗	1,841 (102)	363	109	61	534	46
	株式会社 紀陽銀行	東貝塚支店 他1か店	大阪府 貝塚市	店舗	2,039 (1,030)	183	56	29	269	21
	株式会社 紀陽銀行	岸和田支店 他2か店	大阪府 岸和田市	店舗	1,575 (8)	545	52	55	653	50
	株式会社 紀陽銀行	和泉寺田支 店他1か店	大阪府 和泉市	店舗	1,174	112	109	47	269	25
	株式会社 紀陽銀行	泉北支店	大阪府 高石市	店舗	1,091 (1,091)	—	22	25	48	23
	株式会社 紀陽銀行	狭山支店	大阪府大 阪狭山市	店舗	—	—	20	20	41	11
	株式会社 紀陽銀行	河内長野 支店	大阪府河 内長野市	店舗	1,050 (1,050)	—	18	17	35	12
	株式会社 紀陽銀行	堺支店 他5か店	大阪府 堺市	店舗	3,556	775	1,800	137	2,713	106
	株式会社 紀陽銀行	東大阪支店 他1か店	大阪府 東大阪市	店舗	1,382	305	37	39	382	35
	株式会社 紀陽銀行	八尾南支店	大阪府 八尾市	店舗	—	—	40	19	59	15
	株式会社 紀陽銀行	大阪支店 他3か店	大阪府 大阪市	店舗等	2,416 (187)	2,089	792	121	3,003	88
	株式会社 紀陽銀行	五条支店	奈良県 五條市	店舗	774 (774)	—	19	24	44	18
	株式会社 紀陽銀行	高田支店	奈良県大 和高田市	店舗	606 (290)	30	4	20	55	15
	株式会社 紀陽銀行	東京支店	東京都 千代田区	店舗等	392	1,390	293	12	1,695	11
	株式会社 紀陽銀行	向芝オフィ ス	和歌山県 和歌山市	事務セン ター等	8,045	1,070	2,286	1,093	4,450	72
	株式会社 紀陽銀行	西浜家族寮 他	和歌山県 和歌山市 他	社宅・寮	7,625	2,484	499	0	2,984	—
	株式会社 紀陽銀行	その他	和歌山県 和歌山市 他	書庫等	20,611	1,295	482	64	1,841	—
	阪和信用保 証株式会社	本社	和歌山県 和歌山市	その他設 備	—	—	0	16	17	19
紀陽ビジネ スファイナ ンス株式会 社	本社	和歌山県 和歌山市	その他設 備	—	—	—	0	0	1	

その他の事業

(平成19年3月31日現在)

	会社名	店舗名 その他	所在地	設備の 内容	土地		建物	動産	合計	従業員数 (人)
					面積(㎡)	帳簿価額(百万円)				
連結 子会社	紀陽情報システム株式会社	本社	和歌山県 和歌山市	その他設備	—	—	9	62	71	261
	紀陽ビジネスサービス株式会社	本社	和歌山県 和歌山市	その他設備	—	—	—	3	3	248
	紀陽リース・キャピタル株式会社	本社他	和歌山県 和歌山市	その他設備	—	—	—	336	336	19
	株式会社紀陽カード	本社	和歌山県 和歌山市	その他設備	—	—	0	13	14	15
	株式会社紀陽カードディーラー	本社	和歌山県 和歌山市	その他設備	—	—	—	6	6	6
	和歌山銀カード株式会社	本社	和歌山県 和歌山市	その他設備	—	—	1	0	1	5

(注) 1 土地の面積欄の( )内は、借地の面積(内書き)であり、その年間賃借料は建物も含め766百万円であります。

2 動産は、事務機械2,716百万円、その他1,354百万円であります。

3 店舗外現金自動設備145か所、外貨両替所1か所、住宅ローンセンター11か所、ビジネスサポートセンター2か所、紀陽プラザ1か所、インスタブランチ1か所は上記に含めて記載しております。

4 上記には、連結会社以外の者に貸与している土地103百万円、建物629百万円が含まれております。

5 上記の他、リース契約による主な賃借設備は次のとおりであります。

	会社名	事業の別	店舗名 その他	所在地	設備の内容	従業員数 (人)	年間 リース料 (百万円)
連結 子会社	株式会社 紀陽銀行	銀行業	事務機械	—	ATM、営業 店端末機器等	—	400

6 当社従業員は、株式会社紀陽銀行からの出向者(50人)、同行の役員との兼任者(1人)又は同行の執行役員との兼任者(1人)であります。

3 【設備の新設、除却等の計画】

当社の連結子会社である株式会社紀陽銀行は、第1次中期経営計画に基づき、お客様の利便性を一層高められるような営業拠点の拡充を積極的に進めており、個人預金や資産運用相談を中心とした個人取引に特化した「紀陽ハートフルプラザ」として、平成19年4月に西脇支店を、平成19年5月に泉大津支店を開設しております。

当連結会計年度末において計画中等である重要な設備の新設等は次のとおりであります。

銀行業

会社名	店舗名 その他	所在地	区分	事業 の別	設備の 内容	投資予定金額 (百万円)		資金 調達 方法	着手年月	完了予定 年月
						総額	既支払額			
株式会社 紀陽銀行	西脇支店	和歌山県 和歌山市	新設	銀行 業務	店舗	44	—	自己 資金	平成19年 2月	平成19年 4月
	泉大津支店	大阪府 泉大津市	新設	銀行 業務	店舗	73	—	自己 資金	平成19年 3月	平成19年 5月

(注) 上記設備計画の記載金額には、消費税及び地方消費税を含めておりません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,800,000,000
第一種優先株式	127,600,000
第二種優先株式	9,540,000
第三種優先株式	30,000,000
計	1,967,140,000

(注) 1 「普通株式又は優先株式につき消却があった場合には、これに相当する株式数を減ずる」旨定款に定めております。

2 定款上の「発行可能株式総数」のうち第一種優先株式及び第二種優先株式はそれぞれ160,000,000株、10,000,000株となっておりますが、当事業年度末までに消却により、第一種優先株式及び第二種優先株式の発行可能株式総数はそれぞれ32,400,000株、460,000株減少し、それぞれ127,600,000株、9,540,000株となっております。

##### ② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成19年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成19年6月29日)	上場証券取引所名又は 登録証券業協会名	内容
普通株式	727,139,053	740,521,952	東京証券取引所 (市場第1部) 大阪証券取引所 (市場第1部)	株主としての権利内容に制限 のない、標準となる株式 (注) 1
第一種優先株式	266,000	同左	—	(注) 1, 3
第二種優先株式	5,370,000	同左	—	(注) 1, 4
第三種優先株式	24,000,000	同左	—	(注) 1, 5
第2回第一種優先株式	3,600,000	同左	—	(注) 1, 2, 6
第4回第一種優先株式	45,000,000	同左	—	(注) 1, 7
計	805,375,053	818,757,952	—	—

(注) 1 提出日現在発行数には、平成19年6月1日から有価証券報告書を提出する日までの優先株式に係る取得請求権の行使による株式数の変更は含まれておりません。

2 平成19年5月15日に、第2回第一種優先株式の取得請求があり、普通株式13,382,899株を発行、交付しております。



3 第一種優先株式の内容は、次のとおりであります。

(1) 優先配当金

第一種優先株式を有する株主(以下「第一種優先株主」という。)または第一種優先株式の登録株式質権者(以下「第一種優先登録株式質権者」という。)に対しては、優先配当金を支払うものとし、その内容については次のとおりである。

① 優先配当金

期末配当金を支払うときは、第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、第一種優先株式1株につき年14円の期末配当金(以下「第一種優先配当金」という。)を支払う。ただし、当該期末配当の基準日の属する事業年度において、下記に定める第一種優先中間配当金を支払ったときは、当該第一種優先中間配当金を控除した額とする。

② 非累積条項

ある事業年度に基準日の属する剰余金の配当において、第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第一種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対しては、第一種優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。

④ 優先中間配当金

中間配当を行うときは、第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第一種優先株式1株につき7円の優先中間配当金(以下「第一種優先中間配当金」という。)を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第一種優先株式1株につき700円を支払う。第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対しては、このほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 議決権

第一種優先株主は株主総会において議決権を有しない。ただし、第一種優先株主は、定時株主総会に第一種優先配当金全部の支払いを受ける旨の議案が提出されないときはその総会より、その議案がその定時株主総会において否決されたときはその総会の終結のときより、第一種優先配当金全部の支払いを受ける旨の決議がなされるときまで議決権を有する。

(4) 株式の併合または分割、募集株式の割当てを受ける権利等

法令に別段の定めある場合を除き、第一種優先株式について株式の併合、株式の分割または株式の無償割当ては行わない。

第一種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(5) 普通株式を対価とする取得の請求

第一種優先株主は、当社が第一種優先株式を取得するのと引換に、当社の普通株式を交付することを請求することができるものとし、その内容については次のとおりである。

① 取得を請求し得べき期間

当社設立の日から平成22年1月30日までとする。ただし当社株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための一定の日(以下「基準日」という。)を定めたときは、その翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

② 当初取得価額

当初取得価額は、当社設立時の時価とする。ただし、当該時価が196円90銭を下回るときは、196円90銭(ただし、下記④の調整を受ける。)(以下「下限取得価額」という。)を当初取得価額とする。「当社設立時の時価」とは、平成18年1月31日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社紀陽銀行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、その計算は円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

③ 取得価額の修正

取得価額は、当社設立の日から平成21年1月31日までの毎年1月31日(以下それぞれ「取得価額修正日」という。)における時価に修正されるものとする(以下「修正後取得価額」という。)。ただし当該時価が下限取得価額を下回るときは、下限取得価額を修正後取得価額とする。上記「時価」とは、当該取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、その計算は円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

④取得価額(本④項においては、下限取得価額を含む。)の調整

(ア)取得価額は、当社が第一種優先株式を発行後、次の(a)から(c)までのいずれかに該当する場合には、次の算式(以下「取得価額調整式」という。)により調整される。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行・処分普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額・処分価額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行・処分普通株式数}}$$

調整後取得価額は円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし取得価額調整式により算出される取得価額が100円を下回る場合には、100円をもって調整後取得価額とする。

(a)取得価額調整式で使用する時価を下回る払込金額または処分価額をもって普通株式を新たに発行または当会社の有する普通株式を処分する場合

調整後取得価額は、払込日の翌日以降、または募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

(b)株式分割または無償割当てにより普通株式を発行する場合

調整後取得価額は、株式の分割または無償割当てのための基準日の翌日以降、これを適用する。ただし配当可能利益から資本に組み入れられることを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該剰余金の資本組入の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための基準日とする場合には、調整後取得価額は、当該剰余金の資本組入の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。

(c)取得価額調整式で使用する時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付と引換に取得されるもしくは取得させることができる証券または当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行する場合

調整後取得価額は、その証券(権利)の払込日の終わりに、または募集のための基準日がある場合はその日の終わりに、発行される証券(権利)の全てが取得もしくは取得の請求がなされたものとみなし、または新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の全てが行使されたものとみなし、その基準日の翌日以降または募集のための基準日がある場合はその基準日の翌日以降、これを適用する。

(イ)上記(ア)(a)(b)(c)に掲げる場合のほか、合併、資本の減少または普通株式の併合等により取得価額の調整を必要とする場合には、当社取締役会が適当と判断する取得価額に変更される。

(ウ)取得価額調整式で使用する1株当たり時価は、調整後取得価額を適用する日(ただし上記(ア)(b)ただし書きの場合には基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、その計算は円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、上記45取引日の間に、上記(ア)または(イ)に定める取得価額の調整事由が生じた場合には、上記平均値は上記(ア)または(イ)に準じて調整される。

(エ)取得価額調整式で使用する調整前取得価額は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。

(オ)取得価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1か月前の日における当会社の発行済普通株式数(当該日における当社が有する当社普通株式数を除く。)とする。

(カ)取得価額調整式で使用する1株当たり払込金額・処分価額とは、

(a)上記(ア)(a)の時価を下回る払込金額または処分価額をもって普通株式を新たに発行または当会社の有する普通株式を処分する場合には、当該払込金額または処分価額(金銭以外の財産による払込の場合にはその適正な評価額)、

(b)上記(ア)(b)の株式分割または無償割当てにより普通株式を発行する場合は0円、

- (c)上記(ア)(c)の時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付と引換に取得されるもしくは取得させることのできる証券または当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行する場合には、当該取得価額または新株予約権の行使価額、をそれぞれいうものとする。
- (キ)取得価額調整式により算出された調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。ただしその後取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差引いた額を使用する。

⑤取得請求により交付すべき普通株式数

第一種優先株式の取得請求により交付すべき当会社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{取得請求により交付すべき普通株式数} = \frac{\text{第一種優先株主が取得請求のために提出した第一種優先株式数} \times 700 \text{円}}{\text{取得価額}}$$

取得請求により交付すべき普通株式数の算出に当たって1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

⑥取得請求により交付する株式の内容

株式会社紀陽ホールディングス普通株式

⑦取得請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所 大阪市北区堂島浜一丁目1番5号  
三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部

⑧取得請求の効力の発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類および第一種優先株式の株券が上記⑦に記載する取得請求受付場所に到着したときに発生する。ただし、第一種優先株式の株券が発行されていないときは、株券の提出を要しない。

(6)普通株式を対価とする一斉取得

当会社は、平成22年1月30日までに取得請求のなかった第一種優先株式の全てを、平成22年1月31日をもって取得し、第一種優先株式1株につき700円を平成22年1月31日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)で除して得られる数の当会社の普通株式を交付する。平均値の計算は円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし当該平均値が200円(以下「下限一斉取得価額」という。)を下回るときは、第一種優先株式1株につき700円を下限一斉取得価額で除して得られる数の当会社の普通株式を交付する。なお、第一種優先株式発行以降、普通株式の併合または分割が行われた場合には、当該併合または分割前の下限一斉取得価額を普通株式1株の併合または分割後の株数で除した価額を、当該併合または分割後の下限一斉取得価額とする。その普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に定める方法によりこれを取扱う。

(7)優先順位

第一種優先株式の第一種優先配当金および第一種優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、当会社の第二種優先株式および第三種優先株式と同順位とする。

4 第二種優先株式の内容は、次のとおりであります。

(1)優先配当金

第二種優先株式を有する株主(以下「第二種優先株主」という。)または第二種優先株式の登録株式質権者(以下「第二種優先登録株式質権者」という。)に対しては、優先配当金を支払うものとし、その内容については次のとおりである。

①優先配当金

期末配当金を支払うときは、第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、第二種優先株式1株につき年10円の期末配当金(以下「第二種優先配当金」という。)を支払う。ただし、当該期末配当金の基準日の属する事業年度において、下記に定める第二種優先中間配当金を支払ったときは、当該第二種優先中間配当金を控除した額とする。

②非累積条項

ある事業年度に基準日の属する剰余金の配当において、第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第二種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

③非参加条項

第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対しては、第二種優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。

④優先中間配当金

中間配当を行うときは、第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第二種優先株式1株につき5円の優先中間配当金(以下「第二種優先中間配当金」という。)を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第二種優先株式1株につき500円を支払う。第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対しては、このほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 議決権

第二種優先株主は株主総会において議決権を有しない。ただし、第二種優先株主は、定時株主総会に第二種優先配当金全部の支払いを受ける旨の議案が提出されないときはその総会より、その議案がその定時株主総会において否決されたときはその総会の終結のときより、第二種優先配当金全部の支払いを受ける旨の決議がなされるときまで議決権を有する。

(4) 株式の併合または分割、募集株式の割当てを受ける権利等

法令に別段の定めがある場合を除き、第二種優先株式について株式の併合、株式の分割または株式の無償割当ては行わない。

第二種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(5) 金銭を対価とする取得条項に関する定め

当社は、平成23年9月30日までの会社が別に定める日に、当該第二種優先株式の全部または一部を買い入れ取得することができる。なお、一部買い入れ取得の場合は、抽選その他の方法により行う。

取得価額は、第二種優先株式1株につき500円に取得日の属する事業年度における第二種優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数(初日および取得日を含む。)で日割計算をした額(円単位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。)を加算した額とする。ただし、当該事業年度において第二種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した金額とする。

(6) 普通株式を対価とする取得の請求

第二種優先株主は、当社が第二種優先株式を取得するのと引換に、当社の普通株式を交付することを請求することができるものとし、その内容については次のとおりである。

①取得を請求し得べき期間

平成18年10月1日から平成23年9月30日までとする。ただし、当社株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための一定の日(以下「基準日」という。)を定めたときは、その翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

②当初取得価額

当初取得価額は、平成18年10月1日の時価とする。ただし、当該時価が519円50銭を下回るときは、519円50銭(ただし、下記④の調整を受ける。)(以下「下限取得価額」という。)を当初取得価額とする。平成18年10月1日の時価とは、平成18年10月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。

なお、上記45取引日目の間に④取得価額の調整に定める取得価額の調整事由が生じた場合には、上記時価は、④取得価額の調整に準じて調整される。

上記時価の計算は円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

### ③取得価額の修正

取得価額は、平成19年10月1日から平成22年10月1日までの毎年10月1日(以下それぞれ「取得価額修正日」という。)における時価に修正されるものとする(以下「修正後取得価額」という。)。ただし、当該時価が下限取得価額を下回るときは、下限取得価額を修正後取得価額とする。上記「時価」とは、当該取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。

なお、上記45取引日目の間に④取得価額の調整に定める取得価額の調整事由が生じた場合には、上記時価は、④取得価額の調整に準じて調整される。

上記時価の計算は円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

### ④取得価額(本④項においては、下限取得価額を含む。)の調整

(ア)取得価額は、当社が第二種優先株式を発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、次の算式(以下「取得価額調整式」という。)により調整される。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行・処分普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額・処分価額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行・処分普通株式数}}$$

調整後取得価額は円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし取得価額調整式により算出される取得価額が100円を下回る場合には、100円をもって調整後取得価額とする。

(a)取得価額調整式で使用する時価を下回る払込金額または処分価額をもって普通株式を新たに発行または当会社の有する普通株式を処分する場合

調整後取得価額は、払込日の翌日以降、または募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

(b)株式分割または無償割当てにより普通株式を発行する場合

調整後取得価額は、株式の分割または無償割当てのための基準日の翌日以降、これを適用する。ただし剰余金から資本に組み入れられることを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該剰余金の資本組入の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための基準日とする場合には、調整後取得価額は、当該剰余金の資本組入の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。

(c)取得価額調整式で使用する時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付と引換に取得されるもしくは取得させることができる証券または当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行する場合

調整後取得価額は、その証券(権利)の払込日の終わりに、または募集のための基準日がある場合はその日の終わりに、発行される証券(権利)の全てが取得もしくは取得の請求がなされたものとみなし、または新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の全てが行使されたものとみなし、その基準日の翌日以降または募集のための基準日がある場合はその基準日の翌日以降、これを適用する。

(d)当会社の普通株式の交付と引換に取得されるもしくは取得させることができる証券または当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)であって、取得価額または新株予約権の行使価額が基準日に決定されておらず後日一定の日(以下「価額決定日」という。)の時価を基準として決定されるものとされている証券(権利)を発行した場合において、決定された取得価額または行使価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合

調整後の取得価額は、当該価額決定日に残存する証券(権利)の全額が取得請求または行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

(イ)上記(ア)(a)(b)(c)(d)に掲げる場合のほか、合併、資本の減少または普通株式の併合等により取得価額の調整を必要とする場合には、当社取締役会が適当と判断する取得価額に変更される。

(ウ)取得価額調整式で使用する1株当たり時価は、調整後取得価額を適用する日(ただし上記(ア)(b)ただし書きの場合には基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、その計算は円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、上記45取引日目の間に、上記(ア)または(イ)に定める取得価額の調整事由が生じた場合には、上記時価は上記(ア)または(イ)に準じて調整される。

- (エ) 取得価額調整式で使用する調整前取得価額は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。
- (オ) 取得価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数(当該日における当社が有する当社普通株式数を除く。)とする。
- (カ) 取得価額調整式で使用する1株当たり払込金額・処分価額とは、
- (a) 上記(ア)(a)の時価を下回る払込金額または処分価額をもって普通株式を新たに発行しまたは当社の有する普通株式を処分する場合には、当該払込金額または処分価額(金銭以外の財産による払込の場合にはその適正な評価額)、
- (b) 上記(ア)(b)の株式分割により普通株式を発行する場合は0円、
- (c) 上記(ア)(c)の時価を下回る価額をもって当社の普通株式の交付の請求がなされもしくは交付の請求ができる証券または当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行する場合には、当該取得価額または新株予約権の行使価額、
- (d) 上記(ア)(d)の決定された取得価額または行使価額が取得価額調整式の時価を下回る場合には、当該取得価額または行使価額、をそれぞれいうものとする。

⑤取得請求により交付すべき普通株式数

第二種優先株式の取得により発行すべき当社の普通株式数は次のとおりとする。

$$\text{取得請求により交付すべき普通株式数} = \frac{\text{第二種優先株主が取得請求のために提出した第二種優先株式数} \times 500\text{円}}{\text{取得価額}}$$

取得請求により交付すべき普通株式数の算出に当たって1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

⑥取得請求により交付する株式の内容

株式会社紀陽ホールディングス普通株式

⑦取得請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所 大阪市北区堂島浜一丁目1番5号  
三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部

⑧取得請求の効力の発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類および第二種優先株式の株券が上記⑦に記載する取得請求受付場所に到着したときに発生する。ただし、第二種優先株式の株券が発行されていないときは、株券の提出を要しない。

(7) 普通株式を対価とする一斉取得

当社は平成23年9月30日までに取得請求のなかった第二種優先株式の全てを、平成23年10月1日をもって取得し、第二種優先株式1株につき500円を平成23年10月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)で除して得られる数の当社の普通株式を交付する。平均値の計算は円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、当該平均値が519円50銭(以下「下限一斉取得価額」という。)を下回るときは、第二種優先株式1株につき500円を下限一斉取得価額で除して得られる数の当社の普通株式を交付する。なお、第二種優先株式発行以降、普通株式の併合または分割が行われた場合には、当該併合または分割前の下限一斉取得価額を普通株式1株の併合または分割後の株数で除した価額を、当該併合または分割後の下限一斉取得価額とする。その普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条の規定に定める方法によりこれを取扱う。

(8) 優先順位

第二種優先株式の第二種優先配当金および第二種優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、当社の第一種優先株式および第三種優先株式と同順位とする。

5 第三種優先株式の内容は、次のとおりであります。

(1) 優先配当金

第三種優先株式を有する株主(以下「第三種優先株主」という。)または第三種優先株式の登録株式質権者(以下「第三種優先登録株式質権者」という。)に対しては、優先配当金を支払うものとし、その内容については次のとおりである。

①優先配当金

期末配当金を支払うときは、第三種優先株主または第三種優先登録株式質権者に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、第三種優先株式1株につき年6円70銭の期末配当金(以下「第三種優先配当金」という。)を支払う。ただし、当該期末配当金の基準日の属する事業年度において、下記に定める第三種優先中間配当金を支払ったときは、当該第三種優先中間配当金を控除した額とする。

②非累積条項

ある事業年度に属する剰余金の配当において、第三種優先株主または第三種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第三種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③非参加条項

第三種優先株主または第三種優先登録株式質権者に対しては、第三種優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。

④優先中間配当金

中間配当を行うときは、第三種優先株主または第三種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第三種優先株式1株につき3円35銭の優先中間配当金(以下「第三種優先中間配当金」という。)を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第三種優先株主または第三種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第三種優先株式1株につき500円を支払う。第三種優先株主または第三種優先登録株式質権者に対しては、このほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 議決権

第三種優先株主は株主総会において議決権を有しない。ただし、第三種優先株主は、定時株主総会に第三種優先配当金全部の支払いを受ける旨の議案が提出されないときはその総会より、その議案がその定時株主総会において否決されたときはその総会の終結のときより、第三種優先配当金全部の支払いを受ける旨の決議がなされるときまで議決権を有する。

(4) 株式の併合または分割、募集株式の割当てを受ける権利等

法令に別段の定めがある場合を除き、第三種優先株式について株式の併合、株式の分割または株式の無償割当ては行わない。

第三種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(5) 普通株式を対価とする取得の請求

第三種優先株主は、当社が第三種優先株式を取得すると引換に、当社の普通株式を交付することを請求することができるものとし、その内容については次のとおりである。

①取得を請求し得べき期間

当社設立の日から平成26年3月31日までとする。ただし、当社株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための一定の日(以下「基準日」という。)を定めたときは、その翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

②当初取得価額

当初取得価額は、327円30銭とする。

③取得価額の修正

取得価額は、当社設立の日から平成25年3月31日までの毎年3月31日(以下それぞれ「取得価額修正日」という。)における時価に修正されるものとする(以下「修正後取得価額」という。)。ただし、当該時価が327円30銭を下回るときは、327円30銭(ただし、下記④の調整を受ける。)(以下「下限取得価額」という。)を修正後取得価額とする。上記「時価」とは、当該取得価額修正日に先立つ45取引日目(ただし、平成18年3月31日における「時価」については、当社設立の日)に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。

なお、上記45取引日目の間に④取得価額の調整に定める取得価額の調整事由が生じた場合には、上記時価は、④取得価額の調整に準じて調整される。

上記時価の計算は円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

④取得価額(本④項においては、下限取得価額を含む。)の調整

(ア)取得価額は、当社が第三種優先株式を発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、次の算式(以下「取得価額調整式」という。)により調整される。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行・処分普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額・処分価額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行・処分普通株式数}}$$

調整後取得価額は円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし取得価額調整式により算出される取得価額が100円を下回る場合には、100円をもって調整後取得価額とする。

(a) 取得価額調整式で使用する時価を下回る払込金額または処分価額をもって普通株式を新たに発行または当会社の有する普通株式を処分する場合

調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、または募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

(b) 株式分割または無償割当てにより普通株式を発行する場合

調整後取得価額は、株式の分割または無償割当てのための基準日の翌日以降、これを適用する。ただし剰余金から資本に組み入れられることを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該剰余金の資本組入の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための基準日とする場合には、調整後取得価額は、当該剰余金の資本組入の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。

(c) 取得価額調整式で使用する時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付と引換に取得させるもしくは取得させることができる証券または当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行する場合

調整後取得価額は、その証券(権利)の払込日の終わりに、または募集のための基準日がある場合はその日の終わりに、発行される証券(権利)の全てが取得もしくは取得の請求がなされたものとみなし、または新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の全てが行使されたものとみなし、その基準日の翌日以降または募集のための基準日がある場合はその基準日の翌日以降、これを適用する。

(d) 当会社の普通株式の交付と引換に取得されるもしくは取得させることができる証券または当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)であって、取得価額または新株予約権の行使価額が基準日に決定されておらず後日一定の日(以下「価額決定日」という。)の時価を基準として決定されるものとされている証券(権利)を発行した場合において、決定された取得価額または行使価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合

調整後の取得価額は、当該価額決定日に残存する証券(権利)の全額が取得請求または行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

(イ) 上記(ア)(a)(b)(c)(d)に掲げる場合のほか、合併、資本の減少または普通株式の併合等により取得価額の調整を必要とする場合には、当会社取締役会が適当と判断する取得価額に変更される。

(ウ) 取得価額調整式で使用する1株当たり時価は、調整後取得価額を適用する日(ただし上記(ア)(b)ただし書きの場合には基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、その計算は円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、上記45取引日目の間に、上記(ア)または(イ)に定める取得価額の調整事由が生じた場合には、上記時価は上記(ア)または(イ)に準じて調整される。

(エ) 取得価額調整式で使用する調整前取得価額は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。

(オ) 取得価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1か月前の日における当会社の発行済普通株式数(当該日における当会社が有する当会社普通株式数を除く。)とする。

(カ) 取得価額調整式で使用する1株当たり払込金額・処分価額とは、

(a) 上記(ア)(a)の時価を下回る払込金額または処分価額をもって普通株式を新たに発行または当会社の有する普通株式を処分する場合には、当該払込金額または処分価額(金銭以外の財産による払込の場合にはその適正な評価額)、

(b) 上記(ア)(b)の株式分割または無償割当てにより普通株式を発行する場合は0円、

(c) 上記(ア)(c)の時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付と引換に取得されるもしくは取得させることができる証券または当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行する場合には、当該取得価額または新株予約権の行使価額、

(d) 上記(ア)(d)の決定された取得価額または行使価額が取得価額調整式の時価を下回る場合には、当該取得価額または行使価額、をそれぞれいうものとする。

⑤取得請求により交付すべき普通株式数

第三種優先株式の取得請求により交付すべき当会社の普通株式数は次のとおりとする。



取得請求により交付すべき普通株式数  $= \frac{\text{第三種優先株主が取得請求のために提出した第三種優先株式数} \times 500\text{円}}{\text{取得価額}}$

取得請求により交付すべき普通株式数の算出に当たって1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

⑥取得請求により交付する株式の内容

株式会社紀陽ホールディングス普通株式

⑦取得請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所 大阪市北区堂島浜一丁目1番5号  
三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部

⑧取得請求の効力の発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類および第三種優先株式の株券が上記⑦に記載する取得請求受付場所に到着したときに発生する。ただし、第三種優先株式の株券が発行されていないときは、株券の提出を要しない。

(6) 普通株式を対価とする一斉取得

当社は、平成26年3月31日までに取得請求のなかった第三種優先株式の全てを、平成26年4月1日をもって取得し、第三種優先株式1株につき500円を平成26年4月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)で除して得られる数の当社の普通株式を交付する。平均値の計算は円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、当該平均値が327円30銭(以下「下限一斉取得価額」という。)を下回るときは、第三種優先株式1株につき500円を下限一斉取得価額で除して得られる数の当社の普通株式を交付する。なお、第三種優先株式発行以降、普通株式の併合または分割が行われた場合には、当該併合または分割前の下限一斉取得価額を普通株式1株の併合または分割後の株数で除した価額を、当該併合または分割後の下限一斉取得価額とする。その普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条の規定に定める方法によりこれを取扱う。

(7) 優先順位

第三種優先株式の第三種優先配当金および第三種優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、当社の第一種優先株式および第二種優先株式と同順位とする。

6 第2回第一種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

第2回第一種優先株式を有する株主(以下「第2回第一種優先株主」という。)または第2回第一種優先株式の登録株式質権者(以下「第2回第一種優先登録株式質権者」という。)に対しては、優先配当金を支払うものとし、その内容については次のとおりである。

①優先配当金

期末配当金を支払うときは、第2回第一種優先株主または第2回第一種優先登録株式質権者に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、第2回第一種優先株式1株につき年10銭の期末配当金(以下「第2回第一種優先配当金」という。)を支払う。

②非累積条項

ある事業年度に基準日の属する剰余金の配当において、第2回第一種優先株主または第2回第一種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第2回第一種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③非参加条項

第2回第一種優先株主または第2回第一種優先登録株式質権者に対しては、第2回第一種優先配当金を超えて配当を行わない。

④優先中間配当金

第2回第一種優先株主または第2回第一種優先登録株式質権者に対し、中間配当は行わない。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第2回第一種優先株主または第2回第一種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第2回第一種優先株式1株につき700円を支払う。第2回第一種優先株主または第2回第一種優先登録株式質権者に対しては、このほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 議決権

第2回第一種優先株主は、株主総会において、議決権を有しない。ただし、第2回第一種優先株主は、平成19年4月1日以降定時株主総会に第2回第一種優先配当金全部の支払いを受ける旨の議案が提出されないときはその総会より、その議案がその定時株主総会において否決されたときはその総会の終結のときより、第2回第一種優先配当金全部の支払いを受ける旨の決議がなされるときまで議決権を有する。

(4) 株式の併合または分割、募集株式の割当てを受ける権利等

法令に別段の定めある場合を除き、第2回第一種優先株式について株式の併合、株式の分割または株式の無償割当ては行わない。第2回第一種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(5) 普通株式を対価とする取得の請求

第2回第一種優先株主は、当社が第2回第一種優先株式を取得すると引換に、当社の普通株式を交付することを請求することができるものとし、その内容については次のとおりである。

①取得を請求し得べき期間

平成18年4月3日から平成22年1月30日までとする。

②当初取得価額

当初取得価額は、338円とする。

③取得価額の修正

平成18年4月3日から平成22年1月30日まで、毎月第3金曜日（ただし、初回は平成18年4月7日とする。）（以下「決定日」という。）の翌取引日以降、取得価額は、決定日まで（当日を含む。）の3連続取引日（終値（気配表示を含む。）のない日を除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの3連続取引日とする。以下「時価算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値の92%に相当する金額（円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下「決定日価額」という。）に修正される。なお、時価算定期間内に、下記④で定める取得価額の調整事由が生じた場合には、修正後の取得価額は、当社が適当と判断する値に調整される。ただし、かかる算出の結果、決定日価額が154円（以下「下限取得価額」という。ただし、下記④による調整を受ける。）を下回る場合には、修正後の取得価額は下限取得価額とし、決定日価額が462円（以下「上限取得価額」という。ただし、下記④による調整を受ける。）を上回る場合には、修正後の取得価額は上限取得価額とする。

④取得価額の調整

(ア) 取得価額（前記③の下限取得価額および上限取得価額を含む。）は、当社が第2回第一種優先株式を発行後、次の(a)から(c)までのいずれかに該当する場合には、次の算式(以下「取得価額調整式」という。)により調整される。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行・処分普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額} \cdot \text{処分価額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行・処分普通株式数}}$$

調整後取得価額は円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(a) 取得価額調整式で使用する時価を下回る払込金額または処分価額をもって普通株式を新たに発行または当社の有する普通株式を処分する場合

調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、または募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

(b) 株式分割または無償割当てにより普通株式を発行する場合

調整後取得価額は、株式の分割または無償割当てのための基準日の翌日以降、これを適用する。ただし剰余金から資本に組み入れられることを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該剰余金の資本組入の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための基準日とする場合には、調整後取得価額は、当該剰余金の資本組入の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。

(c) 取得価額調整式で使用する時価を下回る価額をもって当社の普通株式の交付と引換に取得されるもしくは取得させることができる証券または当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行する場合

調整後取得価額は、その証券（権利）の払込日の終わりに、または募集のための基準日がある場合はその日の終わりに、発行される証券（権利）の全てが取得もしくは取得の請求がなされたものとみなし、または新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の全てが行使されたものとみなし、その基準日の翌日以降または募集のための基準日がある場合はその基準日の翌日以降、これを適用する。

- (イ) 上記(ア)(a)(b)(c)に掲げる場合のほか、合併、資本の減少または普通株式の併合等により取得価額の調整を必要とする場合には、当会社取締役会が適当と判断する取得価額に変更される。
- (ウ) 取得価額調整式で使用する1株当たり時価は、調整後取得価額を適用する日（ただし上記(ア)(b)ただし書きの場合には基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、上記45取引日の間に、上記(ア)または(イ)に定める取得価額の調整事由が生じた場合には、上記平均値は上記(ア)または(イ)に準じて調整される。
- (エ) 取得価額調整式で使用する調整前取得価額は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。
- (オ) 取得価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1か月前の日における当会社の発行済普通株式数（当該日における当会社が有する当会社普通株式数を除く。）とする。また、上記(ア)(b)の場合には、取得価額調整式で使用する新規発行・処分普通株式数は、基準日における当会社の有する当会社普通株式に割り当てられる当会社普通株式数を含まないものとする。
- (カ) 取得価額調整式で使用する1株当たり払込金額・処分価額とは、
- (a) 上記(ア)(a)の時価を下回る払込金額または処分価額をもって普通株式を新たに発行または当会社の有する普通株式を処分する場合には、当該払込金額または処分価額（金銭以外の財産による払込の場合にはその適正な評価額）、
- (b) 上記(ア)(b)の株式分割または無償割当てにより普通株式を発行する場合は0円、
- (c) 上記(ア)(c)の時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付と引換に取得されるもしくは取得させることができる証券または当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行する場合には、当該取得価額または新株予約権の行使価額、をそれぞれいうものとする。
- (キ) 取得価額調整式により算出された調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。ただしその後取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差引いた額を使用する。

⑤取得請求により交付すべき普通株式数

第2回第一種優先株式の取得請求により交付すべき当会社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{取得請求により交付すべき普通株式数} = \frac{\text{第2回第一種優先株主が取得請求のために提出した第2回第一種優先株式数} \times 700\text{円}}{\text{取得価額}}$$

取得請求により交付すべき普通株式数の算出に当たって1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

⑥取得請求により交付する株式の内容

株式会社紀陽ホールディングス普通株式

⑦取得請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所 大阪市北区堂島浜一丁目1番5号  
三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部

⑧取得請求の効力の発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類および第2回第一種優先株式の株券が上記⑦に記載する取得請求受付場所に到着したときに発生する。ただし、第2回第一種優先株式の株券が発行されていないときは、株券の提出を要しない。

(6) 普通株式を対価とする一斉取得

当社は、平成22年1月30日までに取得請求のなかった第2回第一種優先株式の全てを、平成22年1月31日（以下「一斉取得日」という。）をもって取得し、各第2回第一種優先株主の有する第2回第一種優先株式の払込金相当額を、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く）で除して得られる数の当社の普通株式を交付する。平均値の計算は円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし当該平均値が、下限取得価額を下回るときは、各第2回第一種優先株主の有する第2回第一種優先株式の払込金相当額を当該下限取得価額で除して得られる数の普通株式を交付する。上記の普通株式の数の算出に当たって1株未満の端数が生じたときは、会社法第234条に定める方法によりこれを取扱う。

(7) 優先順位

第2回第一種優先株式の優先配当金の支払いおよび残余財産の分配の順位は、当社の他の第一種優先株式、第二種優先株式および第三種優先株式と同順位とする。

7 第4回第一種優先株式の内容は、次のとおりであります。

(1) 優先配当金

第4回第一種優先株式を有する株主（以下「第4回第一種優先株主」という。）または第4回第一種優先株式の登録株式質権者（以下「第4回第一種優先登録株式質権者」という。）に対しては、次に定める額の期末配当金（以下「優先配当金」という。）を支払う。ただし当該期末配当の基準日の属する事業年度において、下記④の中間配当金（以下「優先中間配当金」という。）を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。

① 優先配当金

当社が定款第49条に定める期末配当金を支払うときは、第4回第一種優先株主または第4回第一種優先登録株式質権者に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第4回第一種優先株式1株につき、その払込金相当額（700円）に、当該期末配当金の基準日の属する事業年度における以下に定める配当年率を乗じて算出した額（ただし、平成19年3月31日を基準日とする優先配当金については、この額に、払込期日より平成19年3月31日までの実日数である139を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額）（円単位未満小数点第1位まで算出し、その小数点第1位を四捨五入する。以下「第4回第一種優先配当金」という。）を支払う。

配当年率は、各事業年度について、次の算式により計算される年率とする。

配当年率 = 日本円TIBOR(12ヶ月物) + 1.150%

配当年率は、%単位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。ただし、上限は7.500%とする。

配当年率の見直し日は、平成19年4月1日以降の毎年4月1日とする。

「日本円TIBOR(12ヶ月物)」とは、払込期日以降平成19年3月31日までの事業年度においては払込期日の午前11時または午前11時に可及的に近い時点における日本円TIBOR(12ヶ月物) (Telerate17097ページ)として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとし、平成19年4月1日以降の各事業年度においては、各事業年度に含まれる配当年率の見直し日（配当年率の見直し日が営業日でない場合は前営業日）の午前11時または午前11時に可及的に近い時点における日本円TIBOR(12ヶ月物) (Telerate17097ページ)として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。ただし、何らかの理由でかかる利率が公表されない場合には、「日本円TIBOR(12ヶ月物)」は、東京インターバンク市場における12ヶ月物の円資金貸借取引のオフアードレートとして合理的に決定する利率（年率で表される。）を指すものとする。

② 非累積条項

ある事業年度に基準日の属する剰余金の配当において、第4回第一種優先株主または第4回第一種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第4回第一種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

第4回第一種優先株主または第4回第一種優先登録株式質権者に対しては、第4回第一種優先配当金を超えて配当を行わない。

#### ④優先中間配当金

当社が定款第50条に定める中間配当を行うときは、第4回第一種優先株主または第4回第一種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第4回第一種優先株式1株につき当該中間配当の基準日の属する事業年度の直前事業年度に基準日の属する第4回第一種優先配当金の額の2分の1に相当する金額を優先中間配当金として支払う。

#### (2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第4回第一種優先株主または第4回第一種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第4回第一種優先株式1株につき700円を支払う。第4回第一種優先株主または第4回第一種優先登録株式質権者に対しては、このほか、残余財産の分配は行わない。

#### (3) 議決権

第4回第一種優先株主は、株主総会において、議決権を有しない。ただし、第4回第一種優先株主は、定時株主総会に第4回第一種優先配当金全部の支払いを受ける旨の議案が提出されないときはその総会より、その議案がその定時株主総会において否決されたときはその総会の終結のときより、第4回第一種優先配当金全部の支払いを受ける旨の決議がなされるときまで議決権を有する。

#### (4) 株式の併合または分割、募集株式の割当てを受ける権利等

法令に別段の定めある場合を除き、第4回第一種優先株式について株式の併合、株式の分割または株式の無償割当ては行わない。第4回第一種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

#### (5) 普通株式を対価とする取得の請求

第4回第一種優先株主は、当社が第4回第一種優先株式を取得するのと引換に、当社の普通株式を交付することを請求(以下「取得請求」という。)することができるものとし、その内容については次のとおりである。

##### ①取得を請求し得べき期間

平成23年10月1日から平成28年9月30日までとする。

##### ②当初取得価額

当初取得価額は、平成23年10月1日の時価とする。「時価」とは、平成23年10月1日(同日を含まない。)の直近の3取引日(終値(気配表示を含む。)のない日を除き、以下「当初時価算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値に相当する金額(円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下「当初取得価額」という。)とする。なお、当初時価算定期間内に、下記④で定める取得価額の調整事由が生じた場合には、当初取得価額は、下記④に準じて調整される。

##### ③取得価額の修正

平成23年10月2日から平成28年9月1日までの毎月1日(以下「修正日」という。)に、取得価額は、各修正日(同日を含まない。)の直近の3取引日(終値(気配表示を含む。)のない日を除き、以下「修正時価算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値に相当する金額(円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下「修正日価額」という。)に修正される。なお、修正時価算定期間内に、下記④で定める取得価額の調整事由が生じた場合には、修正後の取得価額は、下記④に準じて調整される。ただし、かかる算出の結果、修正後の取得価額が当初取得価額の50%(以下「下限取得価額」という。ただし、下記④による調整を受ける。)を下回る場合には、修正後の取得価額は下限取得価額とする。

##### ④取得価額の調整

(ア) 取得価額(上記③の下限取得価額を含む。)は、当社が第4回第一種優先株式を発行後、次の(a)から(c)までのいずれかに該当する場合には、次の算式(以下「取得価額調整式」という。)により調整される(以下当該調整後の取得価額を「調整後取得価額」という。)

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行・処分普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額} \cdot \text{処分価額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行・処分普通株式数}}$$

調整後取得価額は円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

- (a) 取得価額調整式で使用する時価を下回る払込金額または処分価額をもって普通株式を新たに発行しまたは当会社の有する普通株式を処分する場合(ただし、当会社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権(「新株予約権」には、新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合または当会社普通株式の交付を請求できる新株予約権の行使による場合を除く。)
- 調整後取得価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、または募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。
- (b) 株式分割または無償割当てにより普通株式を発行する場合(無償割当てに関しては、当会社の有する普通株式を処分する場合を含む。以下同じ。)
- 調整後取得価額は、株式の分割または無償割当てのための基準日の翌日以降、または基準日を定めずに無償割当てをする場合はその効力発生日以降、これを適用する。
- (c) 当該証券(権利)を当会社が取得するのと引換えに、取得価額調整式で使用する時価を下回る価額をもって当会社の普通株式を交付されるもしくは交付を請求できる証券(権利)(新株予約権を含む。以下同じ。)、または取得価額調整式で使用する時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権を発行(無償割当てを含む。)または交付する場合
- 調整後取得価額は、募集もしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日、基準日がない場合はその証券(権利)の払込期日(ただし、新株予約権の場合は割当日、無償割当ての場合は効力発生日)の終わりに、発行(無償割当てを含む。)または交付される証券(権利)の全てが当初の条件で取得されもしくは取得請求がなされ、または新株予約権の全てが当初の条件で行使されたものとみなして(ただし、取得価額および行使価額が複数存在する場合には、もっとも低い価額で当会社普通株式の交付を受けられる条件によって、取得されもしくは取得請求がなされ、または新株予約権が行使されたものとみなして)、取得価額調整式を準用して算出するものとし、募集もしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日、基準日がない場合にはその証券(権利)の払込期日(ただし、新株予約権の場合は割当日、無償割当ての場合は効力発生日)の翌日以降、これを適用する。
- 上記にかかわらず、その取得価額または行使価額が上記の各時点では確定していない場合は、調整後取得価額は、当該価額の確定時点において、発行(無償割当てを含む。)または交付された証券(権利)のうち残存する全てが当該確定時点の条件で取得されもしくは取得請求がなされ、または残存する新株予約権の全てが当該確定時点の条件で行使されたものとみなして、取得価額調整式を準用して算出するものとし、当該価額の確定時点の翌日以降、これを適用する。
- (イ) 上記(ア)(a)(b)(c)に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換、株式移転、または普通株式の併合、その他会社の発行済普通株式総数の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生等により取得価額の調整を必要とする場合には、その後の取得価額は、当会社取締役会が適当と判断する取得価額に変更される。
- (ウ) 取得価額調整式で使用する「1株当たり時価」は、調整後取得価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、その計算は円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、上記45取引日の間に、上記(ア)または(イ)に定める取得価額の調整事由が生じた場合には、上記平均値は上記(ア)または(イ)に準じて調整される。
- (エ) 取得価額調整式で使用する「調整前取得価額」は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。
- (オ) 取得価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1か月前の日における当会社の発行済普通株式数(当該日における当会社が有する当会社普通株式数を除く。)に、当該取得価額の調整前に、上記④(ア)(イ)に基づくみなしの結果、新規発行・処分普通株式数とみなされた当会社普通株式のうち未だ交付されていない当会社普通株式数を加えたものとする。また、上記(ア)(b)の場合には、取得価額調整式で使用する「新規発行・処分普通株式数」には、基準日における当会社の有する当会社普通株式に割り当てられる当会社普通株式数を含まないものとする。

(カ) 取得価額調整式で使用する「1株当たり払込金額・処分価額」とは、

- (a) 上記(ア)(a)の時価を下回る払込金額または処分価額をもって普通株式を新たに発行または当会社の有する普通株式を処分する場合には、当該払込金額または処分価額(金銭以外の財産による払込の場合にはその適正な評価額)、
- (b) 上記(ア)(b)の株式分割または無償割当てにより普通株式を発行する場合は0円、
- (c) 上記(ア)(c)の、当該証券(権利)を当社が取得するのと引換えに、取得価額調整式で使用する時価を下回る価額をもって当社の普通株式を交付されるもしくは交付を請求できる証券(権利)、または取得価額調整式で使用する時価を下回る価額をもって当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権を発行(無償割当てを含む。)または交付する場合は、それぞれ、当初の取得価額または新株予約権の行使価額(取得価額および行使価額が複数存在する場合には、そのうちでもっとも低い価額)(その取得価額または行使価額が発行の時点では確定していない場合は、当該価額が確定した時点における当該価額)

をそれぞれいうものとする。

(キ) 取得価額調整式により算出された調整後取得価額を調整前取得価額から差引いた額が±1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。ただしその後、次の取得価額の修正日が到来する前に取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額から上記差額を差引いた額を使用する。

⑤取得請求により交付すべき普通株式数

第4回第一種優先株式の取得請求により交付すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{取得請求により交付すべき普通株式数} = \frac{\text{第4回第一種優先株主が取得請求に際して提出した第4回第一種優先株式数} \times 700\text{円}}{\text{取得価額}}$$

取得請求により交付すべき普通株式数の算出に当たって1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

⑥取得請求により交付する株式の内容

株式会社紀陽ホールディングス普通株式

⑦取得請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所 大阪市北区堂島浜一丁目1番5号  
および同取次所 三菱UFJ信託銀行株式会社大阪証券代行部  
および三菱UFJ信託銀行株式会社全国本支店

⑧取得請求の効力の発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類および第4回第一種優先株式の株券が上記⑦に記載する取得請求受付場所に到着したときに発生する。ただし、第4回第一種優先株式の株券が発行されていないときは、株券の提出を要しない。

(6) 普通株式を対価とする一斉取得

当社は、平成28年9月30日までに取得請求のなかった第4回第一種優先株式の全てを、平成28年10月1日(以下「一斉取得日」という。)をもって取得し、これと引換えに、各第4回第一種優先株主に対して、第4回第一種優先株式1株につき、その払込金相当額(700円)を、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下「一斉取得価額」という。)で除して得られる数の当社の普通株式を交付する。なお、上記45取引日の間に、上記(5)④で定める取得価額の調整事由が生じた場合には、一斉取得価額は、当社取締役会が適当と判断する値に調整される。ただし、当該平均値が下限取得価額を下回るときは、当該下限取得価額で除して得られる数の当社の普通株式を交付する。上記の普通株式の数の算出に当たって1株未満の端数が生じたときは、会社法第234条に定める方法によりこれを取扱う。

(7) 優先順位

第4回第一種優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、当社の他の第一種優先株式、第二種優先株式および第三種優先株式と同順位とする。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

## (3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

## (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成18年2月1日 (注) 1	普通株式 594,693 第一種 優先株式 266 第二種 優先株式 5,830 第三種 優先株式 24,000	普通株式 594,693 第一種 優先株式 266 第二種 優先株式 5,830 第三種 優先株式 24,000	30,000	30,000	49,989	49,989
平成18年3月20日 (注) 2	普通株式 — 第一種 優先株式 — 第二種 優先株式 — 第三種 優先株式 — 第2回第一種 優先株式 26,000 第3回第一種 優先株式 10,000	普通株式 594,693 第一種 優先株式 266 第二種 優先株式 5,830 第三種 優先株式 24,000 第2回第一種 優先株式 26,000 第3回第一種 優先株式 10,000	12,600	42,600	12,600	62,589
平成18年8月1日 (注) 3	—	普通株式 614,260 第一種 優先株式 266 第二種 優先株式 5,830 第三種 優先株式 24,000 第2回第一種 優先株式 26,000 第3回第一種 優先株式 10,000	—	42,600	△31,294	31,294



年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減 額 (百万円)	資本金残 高 (百万円)	資本準備 金 増減額 (百万円)	資本準備 金 残高 (百万円)
平成18年11月13日 (注) 4	普通株 — 第一種 優先株式 — 第二種 優先株式 — 第三種 優先株式 — 第2回第一種 優先株式 — 第3回第一種 優先株式 — 第4回第一種 優先株式 45,000	普通株 627,150 第一種 優先株式 266 第二種 優先株式 5,830 第三種 優先株式 24,000 第2回第一種 優先株式 22,500 第3回第一種 優先株式 5,200 第4回第一種 優先株式 45,000	15,750	58,350	15,750	47,044
平成18年4月1日 ～ 平成19年3月31日 (注) 5	普通株 132,445 第一種 優先株式 — 第二種 優先株式 △460 第三種 優先株式 — 第2回第一種 優先株式△22,400 第3回第一種 優先株式△10,000 第4回第一種 優先株式 —	普通株 727,139 第一種 優先株式 266 第二種 優先株式 5,370 第三種 優先株式 24,000 第2回第一種 優先株式 3,600 第3回第一種 優先株式 — 第4回第一種 優先株式 45,000	—	58,350	—	47,044

(注) 1 平成18年2月1日株式移転による発行

2 有償第三者割当

第2回第一種優先株式 26,000千株

発行価格 700円

資本組入額 350円

割当先 野村證券株式会社

第3回第一種優先株式 10,000千株

発行価格 700円

資本組入額 350円

割当先 三菱UFJ証券株式会社

3 会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金を取崩し、その他資本剰余金に振り替えたものであります。

4 平成18年11月13日に第4回第一種優先株式を以下のとおり発行した結果、資本金が15,750百万円増加し58,350百万円となり、また、資本準備金が15,750百万円増加し47,044百万円となりました。

有償第三者割当

第4回第一種優先株式 45,000千株

発行価格 700円

資本組入額 350円

割当先 株式会社整理回収機構

5 当事業年度中に、優先株式の取得及び消却を実施したことに伴い、第二種優先株式が460千株、第2回第一種優先株式が22,400千株及び第3回第一種優先株式が10,000千株減少し、また、当該優先株式に係る取得請求権の行使に伴い、普通株式が132,445千株増加いたしました。

## (5) 【所有者別状況】

## ① 普通株式

平成19年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	79	46	1,587	78	8	21,632	23,430	—
所有株式数(単元)	—	182,547	20,972	260,448	31,964	28	227,763	723,722	3,417,053
所有株式数の割合(%)	—	25.22	2.90	35.99	4.42	0.00	31.47	100	—

(注) 1 自己株式198,228株は「個人その他」に198単元、「単元未満株式の状況」に228株含まれております。

2 「その他の法人」には、証券保管振替機構名義の株式が、786単元含まれております。

## ② 第一種優先株式

平成19年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	3	—	—	2	5	—
所有株式数(単元)	—	—	—	193	—	—	73	266	—
所有株式数の割合(%)	—	—	—	72.56	—	—	27.44	100	—

## ③ 第二種優先株式

平成19年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	1	—	161	—	—	456	618	—
所有株式数(単元)	—	40	—	2,581	—	—	2,749	5,370	—
所有株式数の割合(%)	—	0.75	—	48.06	—	—	51.19	100	—

## ④ 第三種優先株式

平成19年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	1	—	—	—	—	—	1	—
所有株式数(単元)	—	24,000	—	—	—	—	—	24,000	—
所有株式数の割合(%)	—	100	—	—	—	—	—	100	—

## ⑤ 第2回第一種優先株式

平成19年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	1	—	—	—	—	1	—
所有株式数(単元)	—	—	3,600	—	—	—	—	3,600	—
所有株式数の割合(%)	—	—	100	—	—	—	—	100	—

## ⑥ 第4回第一種優先株式

平成19年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	1	—	—	—	1	—
所有株式数(単元)	—	—	—	45,000	—	—	—	45,000	—
所有株式数の割合(%)	—	—	—	100	—	—	—	100	—

## (6) 【大株主の状況】

## ① 普通株式

平成19年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	34,944	4.80
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7-1	19,588	2.69
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8-11	19,235	2.64
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	19,096	2.62
野村証券株式会社	東京都中央区日本橋1丁目9-1	14,288	1.96
丸山勉	和歌山市	13,511	1.85
紀陽銀行従業員持株会	和歌山市本町1-35	10,104	1.38
株式会社島精機製作所	和歌山市坂田85	7,282	1.00
南海電気鉄道株式会社	大阪市中央区難波5丁目1-60	7,114	0.97
株式会社損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿1丁目26-1	6,981	0.96
計	—	152,144	20.92

## ② 第一種優先株式

平成19年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社フジ田産業	和歌山市松江北7丁目10-4	100	37.59
宗教法人清浄心院	和歌山県伊都郡高野町高野山566	50	18.79
柚瀬栄造	和歌山県御坊市	43	16.16
光村印刷株式会社	東京都品川区大崎1丁目15-9	43	16.16
山田哲弥	和歌山県橋本市	30	11.27
計	—	266	100.00

③ 第二種優先株式

平成19年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
医療法人西村会向陽病院	和歌山市津秦40	200	3.72
ジョイパック株式会社	和歌山県海南市七山711-1	150	2.79
株式会社丸山組	和歌山県海南市冷水325-10	150	2.79
株式会社島精機製作所	和歌山市坂田85	100	1.86
和歌山地所株式会社	和歌山市黒田185-3和銀ビル4F	76	1.41
泉州ホーム株式会社	岸和田市土生町5丁目2-12	60	1.11
ノーリツ鋼機株式会社	和歌山市梅原579-1	60	1.11
日出染業株式会社	和歌山市加納295	60	1.11
丸長商事株式会社	和歌山県田辺市上の山2丁目23-35	60	1.11
大勝建設株式会社	大阪市生野区中川西1丁目8-4	58	1.08
計	—	974	18.13

④ 第三種優先株式

平成19年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社紀陽銀行	和歌山市本町1丁目35	24,000	100.00
計	—	24,000	100.00

⑤ 第2回第一種優先株式

平成19年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋1丁目9-1	3,600	100.00
計	—	3,600	100.00

⑥ 第4回第一種優先株式

平成19年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町2丁目46-1	45,000	100.00
計	—	45,000	100.00

## (7) 【議決権の状況】

## ① 【発行済株式】

平成19年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第一種優先株式 266,000 第二種優先株式 5,370,000 第三種優先株式 24,000,000 第2回第一種優先株式 3,600,000 第4回第一種優先株式 45,000,000	—	(注) 1
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式等) 普通株式 198,000 (相互保有株式) 普通株式 1,880,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 721,644,000	721,644	(注) 2
単元未満株式	普通株式 3,417,053	—	1 単元未満の株式 (注) 3
発行済株式総数	普通株式 727,139,053 優先株式 78,236,000	—	—
総株主の議決権	—	721,644	—

(注) 1 各種類の株式の内容は「1 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」に記載しております。

2 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が786,000株(議決権 786個)含まれております。

3 「単元未満株式」欄の普通株式には、自己保有株式228株、紀陽銀行所有の相互保有株式895株および和歌山銀カード所有の相互保有株式955株が含まれております。

## ② 【自己株式等】

平成19年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社紀陽ホールディングス	和歌山市本町1丁目35	198,000	—	198,000	0.02
(相互保有株式) 株式会社紀陽銀行	和歌山市本町1丁目35	1,618,000	—	1,618,000	0.22
(相互保有株式) 和歌山銀カード株式会社	和歌山市黒田185-3	262,000	—	262,000	0.03
計	—	2,080,000	—	2,080,000	0.28

## (8) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

## 2 【自己株式の取得等の状況】

### 【株式の種類等】

旧商法第221条第6項の規定に基づく単元未満株式の買取請求による普通株式の取得及び会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得、並びに会社法第155条第4号の規定に基づく第二種優先株式、第2回第一種優先株式、及び第3回第一種優先株式の取得

#### (1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

#### (2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

#### (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

##### ① 普通株式

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	173,990	39,392,862
当期間における取得自己株式	18,602	3,833,121

##### ② 第二種優先株式

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	460,000	(注)
当期間における取得自己株式	—	—

(注) 当社は、第二種優先株式460,000株の取得と引換に、当社普通株式442,695株を交付いたしました。

##### ③ 第2回第一種優先株式

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	22,400,000	(注) 1
当期間における取得自己株式	3,600,000	(注) 2

(注) 1 当社は、第2回第一種優先株式22,400,000株の取得と引換に、当社普通株式93,427,060株を交付いたしました。

2 当社は、第2回第一種優先株式3,600,000株の取得と引換に、当社普通株式13,382,899株を交付いたしました。

##### ④ 第3回第一種優先株式

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	10,000,000	(注)
当期間における取得自己株式	—	—

(注) 当社は、第3回第一種優先株式10,000,000株の取得と引換に、当社普通株式38,576,111株を交付いたしました。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

① 普通株式

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った自己株式	—	—	—	—
その他	24,908	5,490,579	463	97,543
保有自己株式数	198,228	—	216,367	—

(注) 旧商法第221の2及び会社法第194条第1項の規定に基づく、単元未満株式の売渡請求によるものです。なお、当期間については、平成19年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の売渡請求は含まれておりません。

② 第二種優先株式

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式(注)	460,000	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った自己株式	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
保有自己株式数	—	—	—	—

(注) 当該自己株式は当会社普通株式の交付と引換に取得したものであり取得価額はゼロであったことから、処分の総額については該当ありません。

③ 第2回第一種優先株式

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式(注)1	22,400,000	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った自己株式	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
保有自己株式数	—	—	(注)2 3,600,000	—

(注) 1 当該自己株式は当会社普通株式の交付と引換に取得したものであり取得価額はゼロであったことから、処分の総額については該当ありません。

2 当会社の普通株式の交付と引換に取得したものです。



④ 第3回第一種優先株式

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式 (注) 1	10,000,000	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る 移転を行った自己株式	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
保有自己株式数	—	—	—	—

(注) 1 当該自己株式は当会社普通株式の交付と引換に取得したものであり取得価額はゼロであったことから、処分の総額については該当ありません。

### 3 【配当政策】

当社は、銀行持株会社としての公共性に鑑み、経営の健全性を確保するため、適正な内部留保の充実など財務体質の強化をはかりつつ、安定的な配当を継続的に実施することを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、年1回の期末配当を安定的・継続的にを行うことを基本的な方針としており、当面は、収益力の強化により年間配当金の増額をはかってまいりたいと考えております。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、普通株式1株につき2円50銭、その他の各種優先株式についてはそれぞれ所定の優先配当金とさせていただきます。

内部留保資金につきましては、より効率的な投資をおこない、経営体質の強化に全力を尽くしてまいりたいと考えております。

なお、当社は、会社法第454条第5項に規定する中間配当をすることができる旨を定款に定めております。剰余金の配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(百万円)	株式の種類	1株当たり配当額(円)
平成19年6月28日 定時株主総会決議	2,260	普通株式	2.50
		第一種優先株式	14.00
		第二種優先株式	10.00
		第三種優先株式	6.70
		第2回第一種優先株式	0.10
		第4回第一種優先株式	5.00

### 4 【株価の推移】

#### (1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第1期	第2期
決算年月	平成18年3月	平成19年3月
最高(円)	361	335
最低(円)	295	172

(注) 株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

なお、当社は平成18年2月1日付で東京証券取引所市場第一部に上場いたしました。従って、それ以前の株価については該当ありません。

#### (2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成18年10月	11月	12月	平成19年1月	2月	3月
最高(円)	197	189	184	186	190	244
最低(円)	185	172	172	175	174	184

(注) 株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

## 5 【役員状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表 取締役社長		片 山 博 臣	昭和22年1月4日生	昭和47年2月 株式会社紀陽銀行入行、名古屋支 店長・人事部副部長等を歴任 平成5年10月 同行営業推進部長 平成7年6月 同行堺支店長 平成9年4月 同行総合企画部長 平成9年6月 同行取締役総合企画部長 平成9年8月 同行取締役総合企画部長兼頭取室 長 平成10年12月 同行取締役総合企画部長 平成11年4月 同行取締役総務部長 平成11年10月 同行取締役統括母店長兼東和歌山 支店長 平成13年5月 同行常務取締役統括母店長兼東和 歌山支店長 平成13年6月 同行常務取締役 平成14年4月 同行取締役頭取 平成18年2月 当社代表取締役社長(現職)	平成19 年6月 から 1年	126
専務取締役		古 出 哲 彦	昭和22年1月18日生	昭和45年4月 大蔵省入省 昭和50年7月 人吉税務署長 昭和51年7月 横須賀税務署長 昭和59年4月 外務省在ジュネーブ国際機関日本 政府代表部1等書記官 昭和62年7月 横浜税関総務部長 平成元年6月 宮内庁長官官房主計課長 平成4年7月 国税庁課税部所得税課長 平成6年7月 国税庁長官官房総務課長 平成7年5月 福岡国税局長 平成9年7月 総務庁人事局次長 平成11年7月 水資源開発公団理事 平成14年6月 同公団退任 平成14年6月 株式会社紀陽銀行常務取締役 平成15年4月 同行常務取締役総合管理本部長 平成16年6月 同行常務取締役 平成17年6月 同行専務取締役リスク統括本部長 平成18年2月 当社専務取締役(現職) 平成18年10月 株式会社紀陽銀行専務取締役 (現職)	平成19 年6月 から 1年	53

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
常務取締役		瀧川 千秋	昭和23年8月8日生	昭和48年4月 平成10年10月 平成11年4月 平成11年6月 平成11年10月 平成13年6月 平成14年3月 平成14年4月 平成14年6月 平成16年6月 平成17年6月 平成18年2月 平成18年10月 平成19年1月	株式会社紀陽銀行入行、東大阪支店長・営業推進部副部長・県庁支店長等を歴任 同行人事部長 同行企画人事部長 同行取締役企画人事部長 同行取締役統括母店長兼堺支店長 同行取締役統括母店長兼東和歌山支店長 同行常務取締役統括母店長兼東和歌山支店長 同行常務取締役 同行常務取締役東京本部長 同行常務取締役総合管理本部長 同行常務取締役 当社常務取締役(現職) 株式会社紀陽銀行常務取締役融資部長 同行常務取締役(現職)	平成19年6月から1年	65
常務取締役	グループ管理部長	木下 泰明	昭和23年6月24日生	昭和46年4月 平成10年6月 平成13年4月 平成13年6月 平成15年4月 平成16年6月 平成17年6月 平成18年6月 平成18年10月 平成18年10月 平成19年1月	株式会社紀陽銀行入行、中もず支店長・鳳支店長・審査第二部副部長・住吉支店長・東和歌山支店長等を歴任 同行審査部長 同行融資部長 同行取締役融資部長 同行取締役融資本部長 同行取締役本店営業部長 同行常務取締役 当社常務取締役 当社常務取締役グループ管理部長(現職) 株式会社紀陽銀行常務取締役総務部長 同行常務取締役(現職)	平成19年6月から1年	58
取締役		阪本 彰央	昭和27年9月28日生	昭和50年4月 平成11年10月 平成13年10月 平成15年4月 平成16年6月 平成16年10月 平成17年6月 平成18年10月 平成19年6月 平成19年6月	株式会社紀陽銀行入行、東岸和田支店長・総合企画部東京事務所長等を歴任 同行総務部長 同行経営管理部長 同行田辺支店長 同行執行役員東京本部長 同行執行役員東京本部長兼東京支店長 同行取締役本店営業部長 同行取締役大阪南事業部長 当社取締役(現職) 紀陽情報システム株式会社取締役(現職)	平成19年6月から1年	51
取締役		水野 八朗	昭和17年9月27日生	昭和47年4月 昭和49年4月 昭和62年4月 平成15年4月 平成19年6月	弁護士登録(東京弁護士会登録) 和歌山弁護士会に登録換 和歌山弁護士会会長、日本弁護士連合会理事 近畿弁護士会連合会理事長(現職) 当社取締役(現職)	平成19年6月から1年	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
監査役 (常勤)		林 宏	昭和19年12月21日生	昭和42年4月 株式会社紀陽銀行入行、本店営業 部次長・県庁支店長等を歴任 平成4年4月 同行公務部長 平成6年6月 同行総務部長 平成8年6月 同行取締役総務部長 平成10年6月 同行常務取締役総務部長 平成10年10月 同行常務取締役 平成11年4月 同行常務取締役公務部長 平成11年10月 同行常務取締役 平成16年6月 同行専務取締役経営企画本部長 平成17年6月 同行常勤監査役(現職) 平成18年2月 当社常勤監査役(現職)	平成18 年6月 から 4年	82
監査役 (常勤)		羽山 喬	昭和21年7月22日生	昭和44年4月 株式会社三和銀行入行、茨木西・ 大東・恵美須・東大阪各支店長等 を歴任 ダイダシ株式会社 平成10年5月 同社取締役大阪本社副代表兼営業 統括 平成11年6月 同社取締役業務本部副本部長 平成12年7月 同社顧問 平成14年5月 同社退職 平成14年6月 株式会社紀陽銀行常務取締役 平成16年10月 同行常務取締役リスク統括本部長 平成17年6月 同行常勤監査役(現職) 平成18年2月 当社常勤監査役(現職)	平成18 年6月 から 4年	44
監査役 (非常勤)		松川 雅典	昭和21年11月7日生	昭和47年4月 弁護士登録(大阪弁護士会所属) 弁護士法人淀屋橋・山上合同代表 株式会社紀陽銀行監査役(現職) 平成14年6月 当社監査役(現職) 平成18年2月	平成18 年6月 から 4年	10
監査役 (非常勤)		増尾 穰	昭和12年3月1日生	昭和34年4月 南海電気鉄道株式会社入社 昭和56年6月 同社経理部長 昭和62年6月 同社取締役経理部長 平成元年6月 同社常務取締役 平成5年6月 同社専務取締役 平成8年6月 同社代表取締役副社長 平成13年6月 同社相談役、南海マネジメントサ ービス株式会社代表取締役会長 平成15年6月 南海マネジメントサービス株式会 社代表取締役会長退任 株式会社紀陽銀行監査役(現職) 平成17年6月 南海電気鉄道株式会社相談役退任 平成18年2月 当社監査役(現職)	平成18 年6月 から 4年	40
監査役 (非常勤)		大平 勝之	昭和19年2月5日生	昭和40年1月 和歌山県庁入庁 平成7年11月 和歌山県秘書課長 平成10年4月 同審議監 平成11年4月 同知事公室長 平成12年10月 同出納長 平成13年6月 関西国際空港株式会社監査役 平成16年10月 和歌山県出納長退任 平成16年11月 和歌山県信用保証協会理事長 平成17年6月 関西国際空港株式会社監査役退任 平成18年6月 当社監査役(現職) 株式会社紀陽銀行監査役(現職)	平成18 年6月 から 4年	30
計						560

- (注) 1 取締役 水野八朗は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。  
2 監査役 松川雅典、増尾穰、大平勝之は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。  
3 所有する株式数はすべて普通株式であります。

## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

当社およびグループ各社では、コーポレート・ガバナンスを強化し、企業価値の向上を図るためには、経営の透明性を確保し、高い倫理観をもち、コンプライアンスを重視する企業風土を醸成していくことが最も重要であると認識しております。

この実践に向けて、経営の意思決定をはじめ、あらゆる企業活動の基本方針として「紀陽フィナンシャルグループの誓い」を制定し、当社グループの使命として、総合金融サービスの提供を通じ地域社会の繁栄に貢献することを「お客様」「株主様」「地域社会」に誓うとともに、「紀陽フィナンシャルグループ行動憲章」を制定し、全役職員が、地域金融グループとしての社会的責任と公共的使命を十分認識し、共通の倫理観や価値観を持ち、コンプライアンスを重視する企業風土を醸成してまいります。

### (1) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

当社は紀陽フィナンシャルグループの中核として、グループ全体の企画部門、管理部門の集中化、一元化をはかり、取締役会のほか、代表取締役社長の最高協議機関である経営会議を機動的に開催し、グループ経営戦略や経営計画に関する協議を行い、業務執行上の重要案件に対する迅速な対応に努めております。

また、コンプライアンス体制、リスク管理体制については、取締役会の直轄機関として、コンプライアンス委員会およびリスク管理委員会を設置し、コンプライアンス委員会では、遵法経営の徹底とコンプライアンス意識の向上を進めて行くための取り組みについて、リスク管理委員会では、グループリスクの一元管理、統合リスク管理に基づき、各種リスクを総合的に把握し、適切な対応策について協議を行っております。これらの委員会での協議事項につきましては取締役会への答申・報告をおこない、取締役会としての監督機能の充実をはかっております。

なお、当社の取締役は、10名以内とする旨定款に定めており、平成19年3月末現在、4名で構成されております。

### (2) 監査役監査の状況

当社では、監査役制度を採用しております。

監査役は、経営の監査機能の中心的な役割を果たしております。また、会計監査人やグループ監査部との連携を密にし経営全般の実態把握に努めるとともに、業務監査・調査目的のもと、経営会議や各種委員会等重要会議にも幅広く出席し、適正な牽制機能の確保をはかっております。

なお、平成19年3月末現在、当社の監査役会は、監査役5名で構成されており、うち3名は社外監査役です。

### (3) 内部監査及びリスク管理態勢の整備の状況

当社は、グループ各社の内部監査の統括部署として「グループ監査部」(平成19年3月末現在10名)を設置し、当社の内部監査に加え、グループ各社の内部監査部門を統括し、内部監査実施状況のモニタリングをおこなうことで、内部監査態勢の適切性・有効性を検証しております。

リスク管理態勢については、グループ全体のリスク管理を統括する部署として「グループ管理部」を設置して、リスク管理やコンプライアンス部門の独立性を確保するとともに、統合リスク管理態勢の構築による、より高度なリスク管理態勢をめざしております。

### (4) 会計監査の状況・監査報酬の内容

当社は株式移転により平成18年2月1日に設立し、子銀行である株式会社紀陽銀行の会計監査人あずさ監査法人与監査契約を締結しております。当社の会計監査業務を執行した公認会計士の氏名および継続監査年数、監査業務にかかる補助者の構成については以下のとおりです。

(継続監査年数)

指定社員 業務執行社員 西尾方宏 (2年)

指定社員 業務執行社員 宮本敬久 (2年)

また、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士4名、会計士補等4名です。

なお、公認会計士法(昭和23年法律第103号)第2条第1項に規定する業務に基づく、当社及び連結子会社のあずさ監査法人への報酬(年額)は、53百万円であります。

#### (5) 役員報酬等の内容

当社は銀行を子会社とする持株会社であり、取締役及び取締役会の役割は、子銀行を中核とするグループ全体の経営方針・経営計画の決定とグループ企業における計画の進捗管理等であります。役員報酬につきましては、その職責に応じた金額を支給しております。なお、子銀行におきましては、取締役報酬の一部を業績連動による報酬部分としております。

取締役に支払いました報酬額(年額)は18百万円であります。なお、監査役に支払いました報酬額(年額)は10百万円であります。

#### (6) 社外取締役及び社外監査役との人的関係、資金的関係又は取引関係その他の利害関係

当社と当社の社外監査役との間には、特記すべき事項はございません。

#### (7) 法令等遵守の徹底

当社グループでは、全役職員に法令等の遵守を徹底させるため、「紀陽フィナンシャルグループの誓い」「紀陽フィナンシャルグループ行動憲章」「紀陽フィナンシャルグループ役職員行動規範」「紀陽フィナンシャルグループ法令等遵守規程」を策定し、全役職員への浸透をはかっております。

また、コンプライアンスに関する取り組みにつきましては、積極的に開示する方針といたしております。

なお、コンプライアンス委員会は、社外の有識者(社外取締役、社外監査役を含む社外の第三者)を構成員とすることでコンプライアンスに関する取り組みについて透明性の確保をはかっております。

#### (8) コーポレート・ガバナンスの強化

「第1次中期経営計画」および「経営強化計画」の着実な実現に向け、更なる経営の透明性の確保とコンプライアンスを重視する企業風土醸成のためのコーポレート・ガバナンスの強化をはかります。

##### ① 経営諮問委員会(アドバイザーボード)の設置

経営に対する評価・助言を得るために社外の有識者で構成される「経営諮問委員会(アドバイザーボード)」を設置しています。

##### ② 経営強化計画推進委員会

計画の着実な推進と進捗管理のために、経営陣により構成される「経営強化計画推進委員会」を設置しています。

##### ③ IT戦略委員会の設置

グループ全体の業務再構築による経営の効率化や新たな経営管理体制構築に向け、システム投資およびシステム開発を協議とする場として「IT戦略委員会」を設置しています。

(9) 取締役の選任の要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めております。

(10) 株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとした事項

当社は、自己株式の取得について、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策が遂行できるように、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により、自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

(11) 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもってこれを行う旨を定款で定めております。



## 第5 【経理の状況】

1 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

ただし、前連結会計年度（自平成17年4月1日 至平成18年3月31日）は改正前の連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当連結会計年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）は改正後の連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づいて作成しております。

2 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

ただし、前事業年度（自平成18年2月1日 至平成18年3月31日）は改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）は改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

3 当連結会計年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）及び当事業年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）は、連結株主資本等変動計算書及び株主資本等変動計算書の作成初年度であるため、前連結会計年度及び前事業年度との対比は行っておりません。

4 前連結会計年度（自平成17年4月1日 至平成18年3月31日）及び当連結会計年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）の連結財務諸表並びに前事業年度（自平成18年2月1日 至平成18年3月31日）及び当事業年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）の財務諸表は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、あずさ監査法人の監査証明を受けております。

# 1 【連結財務諸表等】

## (1) 【連結財務諸表】

### ① 【連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前連結会計年度 (平成18年3月31日)		当連結会計年度 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)					
現金預け金	※9	139,446	4.30	60,225	1.81
コールローン及び買入手形		107,411	3.31	95,525	2.87
買現先勘定		19,999	0.62	—	—
債券貸借取引支払保証金		10,006	0.31	144,066	4.33
買入金銭債権		10,233	0.31	7,654	0.23
商品有価証券		1,326	0.04	12,913	0.39
金銭の信託		3,500	0.11	—	—
有価証券	※1,9	803,850	24.77	809,334	24.33
貸出金	※3,4, 5,6, 7,8,10	2,041,367	62.90	2,103,444	63.24
外国為替	※7	3,269	0.10	2,225	0.07
その他資産	※9,11	27,120	0.84	21,809	0.66
動産不動産	※9,12 ,13	39,664	1.22	—	—
有形固定資産	※12, 13	—	—	40,069	1.20
建物		—	—	10,343	
土地		—	—	18,776	
建設仮勘定		—	—	111	
その他の有形固定資産		—	—	10,837	
無形固定資産		—	—	17,552	0.53
ソフトウェア		—	—	1,722	
のれん		—	—	14,838	
その他の無形固定資産		—	—	991	
繰延税金資産		33,340	1.03	29,058	0.87
連結調整勘定		16,518	0.51	—	—
支払承諾見返	※17	42,867	1.32	28,297	0.85
貸倒引当金		△54,780	△1.69	△45,900	△1.38
資産の部合計		3,245,141	100.00	3,326,278	100.00

区分	注記 番号	前連結会計年度 (平成18年3月31日)		当連結会計年度 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)					
預金	※9	2,944,488	90.74	2,988,692	89.85
譲渡性預金		3,000	0.09	86,828	2.61
コールマネー及び売渡手形		117	0.00	—	—
債券貸借取引受入担保金	※9	74,229	2.29	4,328	0.13
借入金	※14	27,525	0.85	22,495	0.68
外国為替		38	0.00	19	0.00
社債	※15	13,000	0.40	16,000	0.48
その他負債	※9	22,258	0.69	21,852	0.66
退職給付引当金		5,255	0.16	3,089	0.09
繰延税金負債		191	0.01	29	0.00
支払承諾	※17	42,867	1.32	28,297	0.85
負債の部合計		3,132,972	96.55	3,171,633	95.35
(少数株主持分)					
少数株主持分		1,412	0.04	—	—
(資本の部)					
資本金	※16	42,600	1.31	—	—
資本剰余金		61,384	1.89	—	—
利益剰余金		16,218	0.50	—	—
その他有価証券評価差額金		3,078	0.09	—	—
自己株式	※16	△12,526	△0.38	—	—
資本の部合計		110,756	3.41	—	—
負債、少数株主持分及び 資本の部合計		3,245,141	100.00	—	—

区分	注記 番号	前連結会計年度 (平成18年3月31日)		当連結会計年度 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)					
資本金		—	—	58,350	1.75
資本剰余金		—	—	77,128	2.32
利益剰余金		—	—	24,398	0.73
自己株式		—	—	△12,566	△0.37
株主資本合計		—	—	147,309	4.43
その他有価証券評価差額金		—	—	5,545	0.17
繰延ヘッジ損益		—	—	△3	△0.00
評価・換算差額等合計		—	—	5,542	0.17
少数株主持分		—	—	1,792	0.05
純資産の部合計		—	—	154,644	4.65
負債及び純資産の部合計		—	—	3,326,278	100.00

② 【連結損益計算書】

区分	注記 番号	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		75,529	100.00	80,683	100.00
資金運用収益		50,216		58,580	
貸出金利息		38,508		44,718	
有価証券利息配当金		11,361		12,830	
コールローン利息及び 買入手形利息		24		604	
買現先利息		0		0	
債券貸借取引受入利息		0		26	
預け金利息		14		123	
その他の受入利息		305		276	
役員取引等収益		10,939		12,621	
その他業務収益		5,408		7,306	
その他経常収益		8,965		2,175	
経常費用		74,533	98.68	72,477	89.83
資金調達費用		4,192		7,283	
預金利息		1,200		3,402	
譲渡性預金利息		2		105	
コールマネー利息及び 売渡手形利息		1		15	
債券貸借取引支払利息		890		1,122	
借入金利息		437		648	
社債利息		284		320	
その他の支払利息		1,375		1,668	
役員取引等費用		3,272		4,054	
その他業務費用		4,684		7,984	
営業経費		34,870		39,794	
その他経常費用		27,514		13,360	
貸倒引当金繰入額		14,095		4,477	
その他の経常費用	※1	13,418		8,882	
経常利益		996	1.32	8,206	10.17

区分	注記 番号	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
特別利益	※2	10,675	14.13	5,082	6.30
動産不動産処分益		19		—	
固定資産処分益		—		396	
償却債権取立益		1,582		4,504	
退職給付信託返還益		9,074		—	
その他の特別利益		—		181	
特別損失		613	0.81	1,570	1.95
動産不動産処分損		319		—	
固定資産処分損		—		205	
減損損失		294		1,217	
その他の特別損失		—		147	
税金等調整前当期純利益		11,058	14.64	11,718	14.52
法人税、住民税及び事業税		274	0.36	975	1.21
法人税等調整額		7,420	9.82	2,556	3.17
少数株主利益		66	0.09	6	0.00
当期純利益		3,297	4.37	8,180	10.14

③ 【連結剰余金計算書及び連結株主資本等変動計算書】

(連結剰余金計算書)

		前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)
(資本剰余金の部)		
資本剰余金期首残高		2,509
資本剰余金増加高		58,875
株式移転に伴う増加額		46,275
増資による新株の発行		12,600
資本剰余金期末残高		61,384
(利益剰余金の部)		
利益剰余金期首残高		13,856
利益剰余金増加高		3,297
当期純利益		3,297
利益剰余金減少高		934
配当金		934
利益剰余金期末残高		16,218

## (連結株主資本等変動計算書)

当連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高(百万円)	42,600	61,384	16,218	△12,526	107,677
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	15,750	15,750			31,500
当期純利益			8,180		8,180
自己株式の取得				△39	△39
自己株式の処分		△6		33	26
連結子会社等の持分変動等に伴う自己株式の増減				△34	△34
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計(百万円)	15,750	15,743	8,180	△40	39,632
平成19年3月31日残高(百万円)	58,350	77,128	24,398	△12,566	147,309

	評価・換算差額等			少数株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計		
平成18年3月31日残高(百万円)	3,078	—	3,078	1,412	112,168
連結会計年度中の変動額					
新株の発行					31,500
当期純利益					8,180
自己株式の取得					△39
自己株式の処分					26
連結子会社等の持分変動等に伴う自己株式の増減					△34
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	2,466	△3	2,463	379	2,843
連結会計年度中の変動額合計(百万円)	2,466	△3	2,463	379	42,475
平成19年3月31日残高(百万円)	5,545	△3	5,542	1,792	154,644



④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記 番号	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前当期純利益		11,058	11,718
減価償却費		5,655	4,977
減損損失		294	1,217
連結調整勘定償却額		279	—
のれん償却額		—	1,679
負ののれん償却額		—	△182
持分法による投資損益(△)		△98	△43
貸倒引当金の増減(△)額		9,052	△8,882
退職給付引当金の増減(△)額		3,217	△2,166
資金運用収益		△50,216	△58,580
資金調達費用		4,192	7,283
有価証券関係損益(△)		△8,448	896
金銭の信託の運用損益(△)		34	39
為替差損益(△)		△6,934	△5,447
動産不動産処分損益(△)		299	—
固定資産処分損益(△)		—	△191
退職給付信託返還額	※2	△14,352	—
商品有価証券の純増(△)減		2,305	△11,586
貸出金の純増(△)減		△3,005	△62,077
預金の純増減(△)		△23,557	46,011
譲渡性預金の純増減(△)		50	83,828
預け金(現金同等物を除く) の純増(△)減		△2,999	2,271
コールローン等の純増(△)減		△58,706	34,458
債券貸借取引支払保証金の純増(△)減		86,489	△134,060
コールマネー等の純増減(△)		33	△147
債券貸借取引受入担保金の純増減(△)		43,391	△69,901
外国為替(資産)の純増(△)減		171	1,043
外国為替(負債)の純増減(△)		22	△18
資金運用による収入		52,160	58,775
資金調達による支出		△4,427	△6,072
その他		724	△1,110
小計		46,687	△106,267
法人税等の支払額		△172	△521
営業活動によるキャッシュ・フロー		46,515	△106,788

		前連結会計年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月 31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出		△465,884	△502,928
有価証券の売却による収入		334,960	380,236
有価証券の償還による収入		136,379	122,037
金銭の信託の減少による収入		—	3,460
動産不動産の取得による支出		△2,256	—
有形固定資産の取得による支出		—	△1,245
動産不動産の売却による収入		1,510	—
有形固定資産の売却による収入		—	1,469
無形固定資産の取得による支出		—	△618
連結範囲の変動を伴う子会社株式の取得による支出		—	△567
投資活動によるキャッシュ・フロー		4,709	1,844
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
劣後特約付借入による収入		7,500	—
劣後特約付借入金返済による支出		△2,000	△5,000
劣後特約付社債の発行による収入		—	5,000
劣後特約付社債の償還による支出		—	△2,000
株式の発行による収入		25,200	31,500
配当金の支払額		△934	—
株式移転交付金の支払額		—	△1,515
少数株主への配当金の支払額		△4	△4
自己株式の取得による支出		△12,241	△39
自己株式の売却による収入		—	26
財務活動によるキャッシュ・フロー		17,519	27,967
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額		22	26
V 現金及び現金同等物の増減(△)額		68,766	△76,949
VI 現金及び現金同等物の期首残高		51,536	133,175
VII 株式移転に伴う現金及び現金同等物の増加額		12,872	—
VIII 現金及び現金同等物の期末残高	※1	133,175	56,225

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	(1) 連結子会社 10社 株式会社紀陽銀行 株式会社和歌山銀行 紀陽ビジネスサービス株式会社 阪和信用保証株式会社 紀陽ビジネスファイナンス株式会社 紀陽リース・キャピタル株式会社 株式会社紀陽カード 株式会社紀陽カードディーシー 和銀ビジネスサービス株式会社 和歌山銀カード株式会社  (2) 非連結子会社 0社	(1) 連結子会社 9社 株式会社紀陽銀行 紀陽情報システム株式会社 紀陽ビジネスサービス株式会社 阪和信用保証株式会社 紀陽ビジネスファイナンス株式会社 紀陽リース・キャピタル株式会社 株式会社紀陽カード 株式会社紀陽カードディーシー 和歌山銀カード株式会社 なお、従来持分法適用の関連会社であった紀陽情報システム株式会社は、当社が株式を追加取得したことにより、当連結会計年度から連結しております。 前連結会計年度において連結子会社であった株式会社紀陽銀行と株式会社和歌山銀行は、平成18年10月10日に株式会社紀陽銀行を存続会社として合併いたしました。 また、前連結会計年度において連結子会社であった和銀ビジネスサービス株式会社は、清算により除外しております。 (2) 非連結子会社 0社
2 持分法の適用に関する事項	(1) 持分法適用の非連結子会社 0社  (2) 持分法適用の関連会社 1社 紀陽情報システム株式会社  (3) 持分法非適用の非連結子会社 0社 (4) 持分法非適用の関連会社 0社	(1) 持分法適用の非連結子会社 0社  (2) 持分法適用の関連会社 0社 なお、従来持分法適用の関連会社であった紀陽情報システム株式会社は、当社が株式を追加取得したことにより、当連結会計年度から連結しているため、持分法適用の関連会社から除外しております。 (3) 持分法非適用の非連結子会社 0社 (4) 持分法非適用の関連会社 0社
3 連結子会社の事業年度等に関する事項	連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しております。	同左
4 会計処理基準に関する事項	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。  (2) 有価証券の評価基準及び評価方法 ① 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては、連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。 ② 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 同左  (2) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては、連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左
	(4) 減価償却の方法 ① 動産不動産 当社及び銀行業を営む連結子会社の動産不動産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：6年～50年 動産：3年～20年 その他の連結子会社の動産不動産については、資産の見積耐用年数に基づき、定率法により償却しております。 ② ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、当社及び連結子会社で定める利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。 ③ リース資産 リース資産については、リース期間を償却年数とするリース期間定額法により償却しております。	(4) 減価償却の方法 ① 有形固定資産 当社及び銀行業を営む連結子会社の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：6年～50年 動産：5年～20年 その他の連結子会社の有形固定資産(貸与資産を除く。)については、資産の見積耐用年数に基づき、定率法により償却しております。 ② 無形固定資産 無形固定資産(貸与資産を除く。)は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社及び連結子会社で定める利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。 ③ 貸与資産(リース資産) 有形固定資産又は無形固定資産に含まれている連結子会社の貸与資産については、リース期間を償却年数とするリース期間定額法により償却しております。
	(5) 貸倒引当金の計上基準 銀行業を営む連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。	(5) 貸倒引当金の計上基準 銀行業を営む連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は165,026百万円であります。</p>	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は140,641百万円であります。</p>
	<p>(6) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(11年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理しております。</p>	<p>(6) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理しております。</p> <p>数理計算上の差異の費用処理年数については、従業員の平均残存勤務期間が短縮したことに伴い見直しを行った結果、当連結会計年度より、11年から10年へ変更しております。なお、この変更による損益への影響は軽微であります。</p> <p>株式会社和歌山銀行において退職金制度を清算したことに伴い、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号)を適用しております。これに伴う影響額は、特別利益として181百万円計上しております。</p>
	<p>(7) 外貨建資産・負債の換算基準 銀行業を営む連結子会社の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p>	<p>(7) 外貨建資産・負債の換算基準 同左</p>
	<p>(8) リース取引の処理方法 連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>	<p>(8) リース取引の処理方法 同左</p>

	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	(9) 重要なヘッジ会計の方法 銀行業を営む連結子会社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。	(9) 重要なヘッジ会計の方法 同左
	(10) 消費税等の会計処理 当社及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。	(10) 消費税等の会計処理 同左
5 資本連結手続に関する事項	株式会社紀陽銀行と株式会社和歌山銀行は、平成18年2月1日に株式移転により共同して完全親会社「株式会社紀陽ホールディングス」を設立いたしました。 この企業結合に関する資本連結手続は、「株式交換及び株式移転制度を利用して完全親子会社関係を創設する場合の資本連結手続」(日本公認会計士協会会計制度委員会研究報告第6号)に準拠しております。 資本連結手続にあたっては、株式移転比率等を勘案して、結合当事会社のうち株式会社紀陽銀行を取得会社、株式会社和歌山銀行を被取得会社として識別した結果、株式会社紀陽銀行及びその連結子会社については持分プーリング法に準じた処理により、株式会社和歌山銀行及びその連結子会社についてはパーチェス法により処理を行っております。	—————
6 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項	連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。	同左
7 連結調整勘定の償却に関する事項	連結調整勘定の償却については、10年間の均等償却を行っております。	—————
8 のれん及び負ののれんの償却に関する事項	—————	のれんの償却については、10年間の均等償却を行っております。 負ののれんの償却については、発生年度に全額償却しております。
9 利益処分項目等の取扱いに関する事項	連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しております。	—————
10 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち、手許現金、日本銀行への預け金及び随時引き出し可能な預け金であります。	同左

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)                      「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当連結会計年度から適用しております。                      当連結会計年度末における従来の「資本の部」に相当する金額は152,855百万円であります。                      なお、当連結会計年度における連結貸借対照表の純資産の部については、連結財務諸表規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の連結財務諸表規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>(企業結合及び事業分離に関する会計基準)                      「企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成15年10月31日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号平成17年12月27日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号平成17年12月27日)が平成18年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から各会計基準及び同適用指針を適用しております。</p>

表示方法の変更

<p>前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
	<p>「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当連結会計年度から以下のとおり表示を変更しております。</p> <p>(連結貸借対照表関係)</p> <p>(1) 純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ、評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。</p> <p>(2) 負債の部の次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部に表示しております。</p> <p>(3) 「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。</p> <p>これにより、従来の「動産不動産」中の土地建物動産については、「有形固定資産」中の「建物」「土地」「その他の有形固定資産」として、建設仮払金については「有形固定資産」中の「建設仮勘定」として表示しております。</p> <p>また、「動産不動産」中の保証金権利金のうち権利金は、「無形固定資産」中の「その他の無形固定資産」に、保証金は、「その他資産」として表示しております。</p> <p>(4) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」中の「ソフトウェア」として表示しております。</p> <p>(5) 「その他資産」に含めて表示していた貸与資産(リース資産)は、「有形固定資産」中の「その他の有形固定資産」又は「無形固定資産」中の「その他の無形固定資産」に含めて表示しております。</p> <p>(6) 資産の部に独立掲記し、10年間の均等償却を行っていた「連結調整勘定」は、「無形固定資産」中の「のれん」として表示しております。</p> <p>(連結損益計算書関係)</p> <p>(1) 連結調整勘定償却は、従来、「経常費用」中「その他経常費用」で処理しておりましたが、当連結会計年度からは無形固定資産償却として「経常費用」中「営業経費」に含めております。</p> <p>(2) 「動産不動産処分益」、「動産不動産処分損」は、連結貸借対照表の「動産不動産」が「有形固定資産」、「無形固定資産」等に区分されたことに伴い、それぞれ「固定資産処分益」、「固定資産処分損」として表示しております。</p>



前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(連結キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <p>(1) 「連結調整勘定償却額」は「のれん償却額」として表示しております。</p> <p>(2) 「動産不動産処分損益(△)」は、連結貸借対照表の「動産不動産」が「有形固定資産」、「無形固定資産」等に区分されたことに伴い、「固定資産処分損益(△)」等として表示しております。</p> <p>「動産不動産の取得による支出」は「有形固定資産の取得による支出」等として、「動産不動産の売却による収入」は、「有形固定資産の売却による収入」等として表示しております。</p> <p>また、従来「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含まれていた無形固定資産の取得については、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「無形固定資産の取得による支出」として表示しております。</p>

注記事項  
(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成18年3月31日)	当連結会計年度 (平成19年3月31日)
<p>※1 有価証券には、関連会社の株式586百万円を含んでおります。</p> <p>2 現先取引及び現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券29,981百万円については、当連結会計年度末には当該処分をせずに所有しております。</p> <p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は6,035百万円、延滞債権額は124,000百万円です。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※4 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は939百万円です。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は22,775百万円です。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は153,749百万円です。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、41,931百万円です。</p> <p>※8 ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は501百万円です。</p>	<p>2 現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券143,734百万円については、当連結会計年度末には当該処分をせずに所有しております。</p> <p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は5,206百万円、延滞債権額は107,091百万円です。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※4 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は653百万円です。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は18,845百万円です。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は131,797百万円です。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、42,984百万円です。</p>

前連結会計年度 (平成18年3月31日)	当連結会計年度 (平成19年3月31日)																								
<p>※9 担保に供している資産及び担保資産に対応する債務は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>134,611百万円</td> </tr> <tr> <td>担保資産に対応する債務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td>9,560百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引</td> <td>74,229百万円</td> </tr> <tr> <td>受入担保金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他負債</td> <td>30百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券98,780百万円、預け金271百万円及びその他資産19百万円を差し入れております。</p> <p>また、動産不動産のうち保証金権利金は2,242百万円であります。</p>	有価証券	134,611百万円	担保資産に対応する債務		預金	9,560百万円	債券貸借取引	74,229百万円	受入担保金		その他負債	30百万円	<p>※9 担保に供している資産及び担保資産に対応する債務は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>66,141百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td>64百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr> <td>預金</td> <td>5,759百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引</td> <td>4,328百万円</td> </tr> <tr> <td>受入担保金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他負債</td> <td>30百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券75,162百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金敷金は1,783百万円であります。</p>	有価証券	66,141百万円	その他資産	64百万円	預金	5,759百万円	債券貸借取引	4,328百万円	受入担保金		その他負債	30百万円
有価証券	134,611百万円																								
担保資産に対応する債務																									
預金	9,560百万円																								
債券貸借取引	74,229百万円																								
受入担保金																									
その他負債	30百万円																								
有価証券	66,141百万円																								
その他資産	64百万円																								
預金	5,759百万円																								
債券貸借取引	4,328百万円																								
受入担保金																									
その他負債	30百万円																								
<p>※10 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、341,825百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が338,186百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>※10 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、362,682百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が355,617百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>																								
<p>※11 ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は7百万円、繰延ヘッジ利益の総額は2百万円であります。</p>																									
<p>※12 動産不動産の減価償却累計額 39,367百万円</p>	<p>※12 有形固定資産の減価償却累計額 48,028百万円</p>																								
<p>※13 動産不動産の圧縮記帳額 4,337百万円 (当連結会計年度圧縮記帳額 一百万円)</p>	<p>※13 有形固定資産の圧縮記帳額 4,302百万円 (当連結会計年度圧縮記帳額 一百万円)</p>																								
<p>※14 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金27,000百万円が含まれております。</p>	<p>※14 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金22,000百万円が含まれております。</p>																								
<p>※15 社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。</p>	<p>※15 社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。</p>																								
<p>※16 連結会社及び持分法を適用した関連会社が保有する当社の株式の数</p> <table border="0"> <tr> <td>普通株式</td> <td>1,780千株</td> </tr> <tr> <td>第二種優先株式</td> <td>4千株</td> </tr> <tr> <td>第三種優先株式</td> <td>24,000千株</td> </tr> </table> <p>なお、当社の発行済株式総数は、以下のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>普通株式</td> <td>594,693千株</td> </tr> <tr> <td>第一種優先株式</td> <td>266千株</td> </tr> <tr> <td>第2回第一種優先株式</td> <td>26,000千株</td> </tr> <tr> <td>第3回第一種優先株式</td> <td>10,000千株</td> </tr> <tr> <td>第二種優先株式</td> <td>5,830千株</td> </tr> <tr> <td>第三種優先株式</td> <td>24,000千株</td> </tr> </table>	普通株式	1,780千株	第二種優先株式	4千株	第三種優先株式	24,000千株	普通株式	594,693千株	第一種優先株式	266千株	第2回第一種優先株式	26,000千株	第3回第一種優先株式	10,000千株	第二種優先株式	5,830千株	第三種優先株式	24,000千株							
普通株式	1,780千株																								
第二種優先株式	4千株																								
第三種優先株式	24,000千株																								
普通株式	594,693千株																								
第一種優先株式	266千株																								
第2回第一種優先株式	26,000千株																								
第3回第一種優先株式	10,000千株																								
第二種優先株式	5,830千株																								
第三種優先株式	24,000千株																								

前連結会計年度 (平成18年3月31日)	当連結会計年度 (平成19年3月31日)
	<p>※17 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（証券取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は13,335百万円であります。</p> <p>（会計方針の変更）</p> <p>なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第38号平成19年4月17日）により改正され、平成18年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から相殺しております。</p> <p>これにより、従来の方法に比べ支払承諾及び支払承諾見返は、それぞれ13,335百万円減少しております。</p>

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																																																																												
<p>※1 その他の経常費用には、貸出金償却12,417百万円、株式等償却37百万円及び貸出債権売却損221百万円を含んでおります。</p> <p>※2 当連結会計年度において、銀行業を営む連結子会社は、以下の資産について、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額294百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">地域</th> <th style="text-align: left;">主な用途</th> <th style="text-align: left;">種類</th> <th style="text-align: right;">減損損失</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>和歌山県内</td> <td>営業店舗</td> <td>土地等</td> <td style="text-align: right;">33百万円</td> </tr> <tr> <td>和歌山県内</td> <td>1か所</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>和歌山県内</td> <td>遊休資産</td> <td>土地</td> <td style="text-align: right;">110百万円</td> </tr> <tr> <td>和歌山県内</td> <td>7か所</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>遊休資産</td> <td>土地及び建物</td> <td style="text-align: right;">150百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2か所</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">294百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>銀行業を営む連結子会社は、減損損失の算定にあたり、管理会計上の最小単位である営業店単位（ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）でグルーピングを行っており、遊休資産については各資産単位でグルーピングをしております。また、本部、事務センター、社宅・寮等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。</p> <p>その他の連結子会社については、主として各社を一つの単位としてグルーピングを行っております。</p> <p>なお、当連結会計年度において減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、主として「不動産鑑定評価基準」に基づき評価した額より処分費用見込額を控除して算定しております。</p>	地域	主な用途	種類	減損損失	和歌山県内	営業店舗	土地等	33百万円	和歌山県内	1か所			和歌山県内	遊休資産	土地	110百万円	和歌山県内	7か所			その他	遊休資産	土地及び建物	150百万円	その他	2か所			合計			294百万円	<p>※1 その他の経常費用には、貸出金償却6,605百万円、株式等償却1,095百万円及び貸出債権売却損303百万円を含んでおります。</p> <p>※2 当連結会計年度において、株式会社紀陽銀行と株式会社和歌山銀行との合併により、株式会社和歌山銀行の保有する以下の資産について使用目的を変更すること及び使用を中止すること等に伴い投資額の回収が見込めなくなったことから、また、株式会社紀陽銀行の保有する資産について、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないことから、以下の資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額1,217百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">地域</th> <th style="text-align: left;">主な用途</th> <th style="text-align: left;">種類</th> <th style="text-align: right;">減損損失</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(株式会社紀陽銀行)</td> </tr> <tr> <td>和歌山県内</td> <td>営業店舗</td> <td>土地、建物等</td> <td style="text-align: right;">137百万円</td> </tr> <tr> <td>奈良県内</td> <td>営業店舗</td> <td>土地、建物等</td> <td style="text-align: right;">7百万円</td> </tr> <tr> <td>和歌山県内</td> <td>遊休資産</td> <td>土地及び建物</td> <td style="text-align: right;">14百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(株式会社和歌山銀行)</td> </tr> <tr> <td>和歌山県内</td> <td>営業店舗</td> <td>土地、建物</td> <td style="text-align: right;">151百万円</td> </tr> <tr> <td>和歌山県内</td> <td>事業用資産</td> <td>動産、ソフトウェア等</td> <td style="text-align: right;">556百万円</td> </tr> <tr> <td>和歌山県内</td> <td>遊休資産</td> <td>土地</td> <td style="text-align: right;">7百万円</td> </tr> <tr> <td>大阪府内</td> <td>営業店舗</td> <td>土地、建物</td> <td style="text-align: right;">46百万円</td> </tr> <tr> <td>大阪府内</td> <td>事業用資産</td> <td>動産、ソフトウェア等</td> <td style="text-align: right;">37百万円</td> </tr> <tr> <td>奈良県内</td> <td>営業店舗</td> <td>建物</td> <td style="text-align: right;">38百万円</td> </tr> <tr> <td>奈良県内</td> <td>事業用資産</td> <td>動産</td> <td style="text-align: right;">12百万円</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td></td> <td>リース契約解除に伴う違約金等</td> <td style="text-align: right;">207百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">1,217百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>銀行業を営む連結子会社は、減損損失の算定にあたり、管理会計上の最小単位である営業店単位（ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）でグルーピングを行っており、遊休資産については各資産単位でグルーピングをしております。また、本部、事務センター、社宅・寮等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。</p> <p>その他の連結子会社については、主として各社を一つの単位としてグルーピングを行っております。</p> <p>なお、当連結会計年度において減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、主として「不動産鑑定評価基準」に基づき評価した額より処分費用見込額を控除して算定しております。</p>	地域	主な用途	種類	減損損失	(株式会社紀陽銀行)				和歌山県内	営業店舗	土地、建物等	137百万円	奈良県内	営業店舗	土地、建物等	7百万円	和歌山県内	遊休資産	土地及び建物	14百万円	(株式会社和歌山銀行)				和歌山県内	営業店舗	土地、建物	151百万円	和歌山県内	事業用資産	動産、ソフトウェア等	556百万円	和歌山県内	遊休資産	土地	7百万円	大阪府内	営業店舗	土地、建物	46百万円	大阪府内	事業用資産	動産、ソフトウェア等	37百万円	奈良県内	営業店舗	建物	38百万円	奈良県内	事業用資産	動産	12百万円	—		リース契約解除に伴う違約金等	207百万円	合計			1,217百万円
地域	主な用途	種類	減損損失																																																																																										
和歌山県内	営業店舗	土地等	33百万円																																																																																										
和歌山県内	1か所																																																																																												
和歌山県内	遊休資産	土地	110百万円																																																																																										
和歌山県内	7か所																																																																																												
その他	遊休資産	土地及び建物	150百万円																																																																																										
その他	2か所																																																																																												
合計			294百万円																																																																																										
地域	主な用途	種類	減損損失																																																																																										
(株式会社紀陽銀行)																																																																																													
和歌山県内	営業店舗	土地、建物等	137百万円																																																																																										
奈良県内	営業店舗	土地、建物等	7百万円																																																																																										
和歌山県内	遊休資産	土地及び建物	14百万円																																																																																										
(株式会社和歌山銀行)																																																																																													
和歌山県内	営業店舗	土地、建物	151百万円																																																																																										
和歌山県内	事業用資産	動産、ソフトウェア等	556百万円																																																																																										
和歌山県内	遊休資産	土地	7百万円																																																																																										
大阪府内	営業店舗	土地、建物	46百万円																																																																																										
大阪府内	事業用資産	動産、ソフトウェア等	37百万円																																																																																										
奈良県内	営業店舗	建物	38百万円																																																																																										
奈良県内	事業用資産	動産	12百万円																																																																																										
—		リース契約解除に伴う違約金等	207百万円																																																																																										
合計			1,217百万円																																																																																										

## (連結株主資本等変動計算書関係)

当連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

## 1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前連結会計年度末 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	594,693	132,445	—	727,139	(注) 1
第一種優先株式	266	—	—	266	—
第2回第一種優先株式	26,000	—	22,400	3,600	(注) 2
第3回第一種優先株式	10,000	—	10,000	—	(注) 2
第4回第一種優先株式	—	45,000	—	45,000	(注) 3
第二種優先株式	5,830	—	460	5,370	(注) 2
第三種優先株式	24,000	—	—	24,000	—
合計	660,789	177,445	32,860	805,375	—
自己株式					
普通株式	1,780	326	145	1,961	(注) 4
第2回第一種優先株式	—	22,400	22,400	—	(注) 2
第3回第一種優先株式	—	10,000	10,000	—	(注) 2
第二種優先株式	4	468	460	13	(注) 2
第三種優先株式	24,000	—	—	24,000	—
合計	25,785	33,195	33,005	25,974	—

- (注) 1 発行済株式における普通株式数の増加は、優先株式の普通株式を対価とする取得の請求によるものであります。  
2 自己株式における優先株式数の増加は、連結子会社の持分比率の増減によるもの(第二種優先株式8千株)及び優先株式の普通株式を対価とする取得の請求によるものであり、発行済株式及び自己株式における優先株式数の減少は、消却によるものであります。  
3 発行済株式における優先株式数の増加は、増資による新株の発行によるものであります。  
4 自己株式における普通株式数の増加は、単元未満株式の買取によるもの(173千株)及び連結子会社の持分比率の増減等によるもの(152千株)であり、減少は連結子会社の当社株式の売却によるもの(121千株)及び単元未満株式の買増し請求によるもの(24千株)であります。

## 2 配当に関する事項

当連結会計年度中の配当金支払額

該当ありません。

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成19年 6月28日 定時株主 総会	普通株式	1,817	利益剰余金	2.50	平成19年3月31日	平成19年6月29日
	第一種優先株式	3	利益剰余金	14.00	平成19年3月31日	平成19年6月29日
	第2回第一種優先株式	0	利益剰余金	0.10	平成19年3月31日	平成19年6月29日
	第4回第一種優先株式	225	利益剰余金	5.00	平成19年3月31日	平成19年6月29日
	第二種優先株式	53	利益剰余金	10.00	平成19年3月31日	平成19年6月29日
	第三種優先株式	160	利益剰余金	6.70	平成19年3月31日	平成19年6月29日

[次へ](#)

## (連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表 に掲記されている科目の金額との関係 平成18年3月31日現在 現金預け金勘定 139,446百万円 定期預け金 <u>△6,271百万円</u> 現金及び現金同等物 <u>133,175百万円</u>	※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表 に掲記されている科目の金額との関係 平成19年3月31日現在 現金預け金勘定 60,225百万円 定期預け金 <u>△4,000百万円</u> 現金及び現金同等物 <u>56,225百万円</u>
※2 重要な非資金取引の内容 退職給付信託返還に伴う有価証券の増加 14,352百万円	
3 株式移転により新たに連結子会社となった会社の 資産及び負債の内訳 株式移転により新たに株式会社和歌山銀行を連結 したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳は 次のとおりであります。	
資産合計 393,174百万円 (うち貸出金 281,728百万円) (うち有価証券 55,833百万円) 負債合計 392,020百万円 (うち預金 388,923百万円)	

## (リース取引関係)

前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額 取得価額相当額 <ul style="list-style-type: none"> <li>動産 2,677百万円</li> <li>その他 440百万円</li> <li>合計 3,118百万円</li> </ul> </li> <li>減価償却累計額相当額 <ul style="list-style-type: none"> <li>動産 562百万円</li> <li>その他 326百万円</li> <li>合計 889百万円</li> </ul> </li> <li>年度末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> <li>動産 2,114百万円</li> <li>その他 113百万円</li> <li>合計 2,228百万円</li> </ul> </li> </ul> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未経過リース料年度末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> <li>1年内 470百万円</li> <li>1年超 1,757百万円</li> <li>合計 2,228百万円</li> </ul> </li> </ul> <p>(注) 未経過リース料年度末残高相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支払リース料 66百万円</li> <li>・減価償却費相当額 66百万円</li> <li>・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</li> </ul> <p>(貸手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リース物件の取得価額、減価償却累計額及び年度末残高 取得価額 <ul style="list-style-type: none"> <li>動産 12,552百万円</li> <li>その他 1,019百万円</li> <li>合計 13,571百万円</li> </ul> </li> <li>減価償却累計額 <ul style="list-style-type: none"> <li>動産 6,544百万円</li> <li>その他 480百万円</li> <li>合計 7,025百万円</li> </ul> </li> <li>年度末残高 <ul style="list-style-type: none"> <li>動産 6,007百万円</li> <li>その他 538百万円</li> <li>合計 6,545百万円</li> </ul> </li> <li>・未経過リース料年度末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> <li>1年内 2,228百万円</li> <li>1年超 4,643百万円</li> <li>合計 6,872百万円</li> </ul> </li> <li>・受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額 <ul style="list-style-type: none"> <li>受取リース料 2,939百万円</li> <li>減価償却費 2,513百万円</li> <li>受取利息相当額 413百万円</li> </ul> </li> </ul>	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額 取得価額相当額 <ul style="list-style-type: none"> <li>動産 3,042百万円</li> <li>その他 100百万円</li> <li>合計 3,042百万円</li> </ul> </li> <li>減価償却累計額相当額 <ul style="list-style-type: none"> <li>動産 342百万円</li> <li>その他 100百万円</li> <li>合計 342百万円</li> </ul> </li> <li>年度末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> <li>動産 2,699百万円</li> <li>その他 100百万円</li> <li>合計 2,699百万円</li> </ul> </li> </ul> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未経過リース料年度末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> <li>1年内 402百万円</li> <li>1年超 2,297百万円</li> <li>合計 2,699百万円</li> </ul> </li> </ul> <p>(注) 未経過リース料年度末残高相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失 支払リース料 671百万円 リース資産減損勘定取崩額 207百万円 減価償却費相当額 464百万円 減損損失 207百万円</li> <li>・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</li> </ul> <p>(貸手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リース物件の取得価額、減価償却累計額及び年度末残高 取得価額 <ul style="list-style-type: none"> <li>動産 11,609百万円</li> <li>その他 994百万円</li> <li>合計 12,603百万円</li> </ul> </li> <li>減価償却累計額 <ul style="list-style-type: none"> <li>動産 6,041百万円</li> <li>その他 509百万円</li> <li>合計 6,551百万円</li> </ul> </li> <li>年度末残高 <ul style="list-style-type: none"> <li>動産 5,567百万円</li> <li>その他 484百万円</li> <li>合計 6,052百万円</li> </ul> </li> <li>・未経過リース料年度末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> <li>1年内 2,127百万円</li> <li>1年超 4,234百万円</li> <li>合計 6,362百万円</li> </ul> </li> <li>・受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額 <ul style="list-style-type: none"> <li>受取リース料 2,774百万円</li> <li>減価償却費 2,376百万円</li> <li>受取利息相当額 392百万円</li> </ul> </li> </ul>



前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)												
<p>・利息相当額の算定方法 リース料総額と見積残存価額の合計額からリース物件の購入価額を控除した額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。</p> <p>2 オペレーティング・リース取引 (借手側)</p> <p>・未経過リース料</p> <table data-bbox="159 403 686 483"> <tr> <td>1年内</td> <td>7百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>21百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>29百万円</td> </tr> </table>	1年内	7百万円	1年超	21百万円	合計	29百万円	<p>・利息相当額の算定方法 リース料総額と見積残存価額の合計額からリース物件の購入価額を控除した額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。</p> <p>2 オペレーティング・リース取引 (借手側)</p> <p>・未経過リース料</p> <table data-bbox="782 403 1308 483"> <tr> <td>1年内</td> <td>10百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>20百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>31百万円</td> </tr> </table>	1年内	10百万円	1年超	20百万円	合計	31百万円
1年内	7百万円												
1年超	21百万円												
合計	29百万円												
1年内	10百万円												
1年超	20百万円												
合計	31百万円												

[次へ](#)

(有価証券関係)

- ※1 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」並びに「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。
- ※2 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、財務諸表における注記事項として記載しております。ただし、該当するものではありません。

I 前連結会計年度

1 売買目的有価証券(平成18年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	1,326	△7

2 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成18年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
国債	16,954	16,770	△183	3	187
地方債	6,572	6,482	△90	—	90
短期社債	—	—	—	—	—
社債	4,139	4,106	△33	9	43
その他	47,907	46,984	△922	93	1,015
外国債券	47,907	46,984	△922	93	1,015
その他	—	—	—	—	—
合計	75,573	74,343	△1,230	106	1,337

- (注) 1 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。
- 2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるもの(平成18年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	46,234	63,189	16,955	17,192	237
債券	528,474	517,419	△11,055	101	11,157
国債	374,519	366,884	△7,635	52	7,687
地方債	83,646	81,290	△2,355	4	2,360
短期社債	1,499	1,499	0	0	—
社債	68,809	67,744	△1,064	45	1,109
その他	135,039	132,549	△2,489	577	3,067
外国債券	124,462	121,623	△2,839	147	2,986
その他	10,576	10,925	349	430	81
合計	709,748	713,158	3,410	17,872	14,462

- (注) 1 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。
- 2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。
- 3 その他有価証券で時価のあるものうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。
- また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価より30%超下落した場合としております。
- なお、当連結会計年度におけるその他有価証券で時価のある銘柄のうち、減損処理したものはありません。

4 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券(自平成17年4月1日至平成18年3月31日)  
該当ありません。

5 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自平成17年4月1日至平成18年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	324,677	9,864	1,378

6 時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額(平成18年3月31日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非公募事業債	13,304
非上場株式	2,567
追加型公社債投資信託	1,001
非上場その他の証券	337

7 保有目的を変更した有価証券

該当ありません。

8 その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額(平成18年3月31日現在)

	1年以内(百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超(百万円)
債券	97,988	181,631	203,156	75,613
国債	86,677	110,201	128,590	58,369
地方債	1,172	24,580	62,109	—
短期社債	1,499	—	—	—
社債	8,639	46,849	12,456	17,243
その他	6,029	91,834	52,108	19,966
外国債券	6,029	91,425	52,108	19,966
その他	—	409	—	—
合計	104,018	273,465	255,264	95,579

II 当連結会計年度

1 売買目的有価証券(平成19年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	12,913	△10

2 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成19年3月31日現在)

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
国債	4,991	5,000	8	8	—
地方債	8,393	8,381	△11	17	29
短期社債	—	—	—	—	—
社債	24,183	24,291	107	117	9
その他	55,563	55,299	△264	166	430
外国債券	55,563	55,299	△264	166	430
その他	—	—	—	—	—
合計	93,133	92,973	△159	310	469

(注) 1 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

[前へ](#)

[次へ](#)

### 3 その他有価証券で時価のあるもの(平成19年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	58,517	71,252	12,734	16,832	4,098
債券	519,124	513,153	△5,971	447	6,418
国債	333,416	328,678	△4,738	34	4,772
地方債	103,930	103,179	△751	221	972
短期社債	—	—	—	—	—
社債	81,776	81,294	△481	191	673
その他	117,498	118,141	642	2,225	1,582
外国債券	91,672	90,479	△1,193	263	1,456
その他	25,826	27,662	1,836	1,962	126
合計	695,140	702,547	7,406	19,505	12,099

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当連結会計年度におけるその他有価証券で時価のある銘柄の減損処理額は、682百万円(すべて株式)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価より30%超下落した場合としております。

### 4 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)

	売却原価(百万円)	売却額(百万円)	売却損益(百万円)
その他(外国債券)	402	386	△15

(売却の理由) 当社の連結子会社の株式会社紀陽銀行と株式会社和歌山銀行の合併前に、合併後の資金運用方針を勘案し、株式会社和歌山銀行において満期保有目的の債券の一部を償還期限前に売却。

### 5 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	379,492	2,886	2,615

### 6 時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額(平成19年3月31日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非公募事業債	13,365
非上場株式	2,387
非上場その他の証券	222

### 7 保有目的を変更した有価証券

当連結会計年度中に、当社の連結子会社の株式会社紀陽銀行と株式会社和歌山銀行の合併前に、合併後の資金運用方針を勘案し、株式会社和歌山銀行において満期保有目的の債券の一部を償還期限前に売却したため、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)第83項により、株式会社和歌山銀行の保有していたすべての満期保有目的の債券20,490百万円の保有目的区分をその他有価証券に変更しております。

また、保有目的区分を変更した債券のうち1,201百万円を株式会社紀陽銀行において売却したことにより、109百万円の売却損を計上しております。この結果、保有目的区分を変更した残りの債券について満期保有目的の債券と同様の会計処理を行った場合に比べ、有価証券が300百万円減少し、繰延税金資産が121百万円増加し、その他有価証券評価差額金が178百万円減少しております。

8 その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額(平成19年3月31日現在)

	1年以内(百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超(百万円)
債券	36,575	221,243	219,140	87,127
国債	18,703	117,365	131,596	66,004
地方債	3,774	38,366	69,432	—
短期社債	—	—	—	—
社債	14,098	65,511	18,111	21,123
その他	20,432	53,874	46,189	31,397
外国債券	20,432	53,243	43,289	29,076
その他	—	631	2,899	2,320
合計	57,008	275,117	265,329	118,524

[前へ](#)

[次へ](#)

(金銭の信託関係)

I 前連結会計年度

1 運用目的の金銭の信託(平成18年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	3,500	—

2 満期保有目的の金銭の信託(平成18年3月31日現在)

該当ありません。

3 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成18年3月31日現在)

該当ありません。

II 当連結会計年度

1 運用目的の金銭の信託(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

2 満期保有目的の金銭の信託(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

3 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

(その他有価証券評価差額金)

I 前連結会計年度

○その他有価証券評価差額金(平成18年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	3,410
その他有価証券	3,410
その他の金銭の信託	—
(△)繰延税金負債	195
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	3,214
(△)少数株主持分相当額	136
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	0
その他有価証券評価差額金	3,078

II 当連結会計年度

○その他有価証券評価差額金(平成19年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	7,406
その他有価証券	7,406
その他の金銭の信託	—
(△)繰延税金負債	1,827
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	5,578
(△)少数株主持分相当額	33
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	5,545

[前へ](#)

[次へ](#)

(デリバティブ取引関係)

I 前連結会計年度

1 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

当社グループの利用しているデリバティブ取引は、次のとおりです。

- ・金利関連取引：金利スワップ取引
- ・通貨関連取引：通貨スワップ取引、為替スワップ取引、先物外国為替取引、通貨オプション取引
- ・債券関連取引：債券先物取引、債券オプション取引、債券先物オプション取引
- ・その他の取引：クレジットデリバティブ取引

(2) 取組方針

当社グループは貸出金、有価証券、預金等の資産・負債にかかるリスクヘッジを目的とした取組を基本としています。このため、短期的な売買差益の獲得を目的とした取引については、一定の限度の中での取組としておりません。

(3) 利用目的

当社グループは、主として、資産・負債から生じる金利・価格変動・為替リスク、対顧客取引における為替リスクのヘッジを行うためにデリバティブ取引を利用しています。

短期的な売買差益の獲得を目的とした取引なども一部行っておりますが、一定の限度額の範囲にとどめるなど、リスクには十分配慮した取組を行っております。

なお、デリバティブ取引を利用したヘッジ会計の内容は以下の通りであります。

① ヘッジ会計の方法

「繰延ヘッジ処理」によっております。

② ヘッジ方針

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクを対象としてヘッジを行っております。

なお、当連結会計年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

- ・ヘッジ手段……通貨スワップ、為替スワップ
- ・ヘッジ対象……外貨建金銭債権債務等

③ ヘッジの有効性の評価方法

「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に基づき、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(4) リスクの内容

デリバティブ取引に内在する主要なリスクは、金利、為替、株価等の市況変動に係る市場リスクと、取引相手先の契約不履行などに係る信用リスクです。

当社グループが利用しているデリバティブ取引は、大部分リスクヘッジを目的としており、デリバティブ取引の市場リスクは、ヘッジ対象取引の市場リスクとほぼ相殺されています。なお、平成18年3月31日現在では、短期的な売買差益の獲得を目的とした取引はありません。

また、当社グループは信用リスクを考慮し、対顧客取引以外のデリバティブ取引については、相手先を銀行、証券会社等に限定しております。

なお、平成18年3月末のデリバティブ取引の与信相当額(カレント・エクスポージャー方式)は、3,871百万円であります。

(5) リスク管理体制

当社グループは、リスク管理規程で制定したリスク管理体制の下、リスク管理の基本方針及びリスク管理関連諸規程に基づくリスク管理・監査を行っております。

また、株式会社紀陽銀行では、デリバティブ取引は、権限規程並びに取引限度額・ロスカットルール等に基づき各取引の担当部署が実行及び管理を行い、定期的にリスク管理委員会及びALM戦略委員会に報告を行うとともに、リスク管理担当部署が統括管理を行うなど、銀行業を営む連結子会社においても相互牽制が働く体制を取っております。



## 2 取引の時価等に関する事項

### (1) 金利関連取引(平成18年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利オプション				
店頭	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	—	—	—	—
	受取変動・支払固定	88	63	△1	△1
	受取変動・支払変動	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	△1	△1

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

#### 2 時価の算定

店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

### (2) 通貨関連取引(平成18年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
店頭	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨スワップ	45,463	45,463	71	71
	為替予約				
	売建	25,457	—	△219	△219
	買建	4,396	—	7	7
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	△140	△140

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等については、上記記載から除いております。

#### 2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成18年3月31日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成18年3月31日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成18年3月31日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成18年3月31日現在)

該当ありません。

[前へ](#)

[次へ](#)

## II 当連結会計年度

### 1 取引の状況に関する事項

#### (1) 取引の内容

当社グループの利用しているデリバティブ取引は、次のとおりです。

- ・金利関連取引：金利スワップ取引、金利先物取引
- ・通貨関連取引：通貨スワップ取引、為替スワップ取引、先物外国為替取引、通貨オプション取引
- ・株式関連取引：株価指数先物取引
- ・債券関連取引：債券先物取引、債券オプション取引、債券先物オプション取引
- ・その他の取引：クレジットデリバティブ取引

#### (2) 取組方針

当社グループは貸出金、有価証券、預金等の資産・負債にかかるリスクヘッジを目的とした取組を基本としています。このため、短期的な売買差益の獲得を目的とした取引については、一定の限度の中での取組としておりません。

#### (3) 利用目的

当社グループは、主として、資産・負債から生じる金利・価格変動・為替リスク、対顧客取引における為替リスクのヘッジを行うためにデリバティブ取引を利用しています。

短期的な売買差益の獲得を目的とした取引なども一部行っておりますが、一定の限度額の範囲にとどめるなど、リスクには十分配慮した取組を行っております。

なお、デリバティブ取引を利用したヘッジ会計の内容は以下の通りであります。

##### ① ヘッジ会計の方法

「繰延ヘッジ処理」によっております。

##### ② ヘッジ方針

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクを対象としてヘッジを行っております。

なお、当連結会計年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

- ・ヘッジ手段……通貨スワップ、為替スワップ
- ・ヘッジ対象……外貨建金銭債権債務等

##### ③ ヘッジの有効性の評価方法

「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に基づき、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

#### (4) リスクの内容

デリバティブ取引に内在する主要なリスクは、金利、為替、株価等の市況変動に係る市場リスクと、取引相手先の契約不履行などに係る信用リスクです。

当社グループが利用しているデリバティブ取引は、大部分リスクヘッジを目的としており、デリバティブ取引の市場リスクは、ヘッジ対象取引の市場リスクとほぼ相殺されています。なお、平成19年3月31日現在では、短期的な売買差益の獲得を目的とした取引はありません。

また、当社グループは信用リスクを考慮し、対顧客取引以外のデリバティブ取引については、相手先を銀行、証券会社等に限定しております。

なお、平成19年3月末のデリバティブ取引の与信相当額(カレント・エクスポージャー方式)は、4,536百万円であります。

#### (5) リスク管理体制

当社グループは、リスク管理規程で制定したリスク管理体制の下、リスク管理の基本方針及びリスク管理関連諸規程に基づくリスク管理・監査を行っております。

また、株式会社紀陽銀行では、デリバティブ取引は、権限規程並びに取引限度額・ロスカットルール等に基づき各取引の担当部署が実行及び管理を行い、定期的にリスク管理委員会及びALM戦略委員会に報告を行うとともに、リスク管理担当部署が統括管理を行い、相互牽制が働く体制を取っております。

2 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

(2) 通貨関連取引(平成19年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	73,346	70,148	101	101
	為替予約				
	売建	7,071	—	△34	△34
	買建	10,282	—	52	52
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
	合計	—	—	119	119

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等については、上記記載から除いております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

[前へ](#)

[次へ](#)

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

株式会社紀陽銀行は、確定給付型の制度として、企業年金基金制度、適格退職年金制度及び退職一時金制度を設けております。また、退職給付信託を設定しております。

連結子会社1社は、確定拠出年金制度を採用しております。また、総合設立型の厚生年金基金制度に加入しております。

また、その他の連結子会社は、退職一時金制度を採用しております。

2 退職給付債務に関する事項

区分	前連結会計年度 (平成18年3月31日)	当連結会計年度 (平成19年3月31日)
	金額(百万円)	金額(百万円)
退職給付債務 (A)	△30,148	△27,213
年金資産 (B)	34,719	31,528
未積立退職給付債務 (C) = (A) + (B)	4,571	4,314
会計基準変更時差異の未処理額 (D)	—	—
未認識数理計算上の差異 (E)	△9,638	△7,191
未認識過去勤務債務 (F)	—	—
連結貸借対照表計上額純額 (G) = (C) + (D) + (E) + (F)	△5,065	△2,877
前払年金費用 (H)	189	212
退職給付引当金 (G) - (H)	△5,255	△3,089

(注) 1 一部の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

2 総合設立型の厚生年金基金制度に係る年金資産(掛金拠出割合按分額)は前連結会計年度 一百万円、当連結会計年度492百万円であり、上記年金資産には含めておりません。

3 退職給付費用に関する事項

区分	前連結会計年度 (平成18年3月31日)	当連結会計年度 (平成19年3月31日)
	金額(百万円)	金額(百万円)
勤務費用	921	977
利息費用	562	581
期待運用収益	△125	△354
過去勤務債務の費用処理額	—	—
数理計算上の差異の費用処理額	11	△817
会計基準変更時差異の費用処理額	—	—
その他(臨時に支払った割増退職金等) (注) 2	30	165
退職給付費用	1,399	552
退職給付信託返還に伴う未認識数理計算上の差異一括償却額(注) 3	△9,074	—
株式会社和歌山銀行の退職給付制度終了に伴う利益(注) 4	—	△181
計	△7,674	370

(注) 1 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用及び総合設立型の厚生年金基金への要拠出額は、一括して「勤務費用」に含めて計上しております。

2 確定拠出年金への掛金支払額(前連結会計年度 一百万円、当連結会計年度 7百万円)を含めております。

また、当連結会計年度の計上額のうち147百万円は、株式会社和歌山銀行における早期退職者に対する割増退職金であり、特別損失のその他特別損失に計上しております。

3 特別利益に退職給付信託返還益として計上しております。

4 特別利益のその他特別利益に計上しております。

4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

区分	前連結会計年度 (平成18年3月31日)	当連結会計年度 (平成19年3月31日)
(1) 割引率	2.0%	同左
(2) 期待運用収益率	2.0%	同左
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	同左
(4) 過去勤務債務の額の処理年数	—	—
(5) 数理計算上の差異の処理年数	11年(各連結会計年度の発生時の従業員 の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により 按分した額を、それぞれ発生 の翌連結会計年度から損益処理 することとしております。)	10年(各連結会計年度の発生時の 従業員 の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により 按分した額を、それぞれ発生 の翌連結会計年度から損益処理 することとしております。)
(6) 会計基準変更時差異の処理年数	—	—

## (ストックオプション等関係)

当連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

該当ありません。

## (税効果会計関係)

前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																																																		
<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">繰延税金資産</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金</td> <td style="text-align: right;">55,644百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">9,898百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券償却</td> <td style="text-align: right;">4,820百万円</td> </tr> <tr> <td>繰越欠損金</td> <td style="text-align: right;">3,251百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">5,488百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">79,103百万円</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">△41,884百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">37,219百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">繰延税金負債</td> </tr> <tr> <td>退職給付信託返還益</td> <td style="text-align: right;">△1,633百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">△2,435百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">△4,069百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">33,149百万円</td> </tr> </table> <p>平成18年3月31日現在の繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>繰延税金資産</td> <td style="text-align: right;">33,340百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債</td> <td style="text-align: right;">191百万円</td> </tr> </table>	繰延税金資産		貸倒引当金	55,644百万円	退職給付引当金	9,898百万円	有価証券償却	4,820百万円	繰越欠損金	3,251百万円	その他	5,488百万円	繰延税金資産小計	79,103百万円	評価性引当額	△41,884百万円	繰延税金資産合計	37,219百万円	繰延税金負債		退職給付信託返還益	△1,633百万円	その他	△2,435百万円	繰延税金負債合計	△4,069百万円	繰延税金資産の純額	33,149百万円	繰延税金資産	33,340百万円	繰延税金負債	191百万円	<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">繰延税金資産</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金</td> <td style="text-align: right;">53,516百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">9,115百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券償却</td> <td style="text-align: right;">5,202百万円</td> </tr> <tr> <td>繰越欠損金</td> <td style="text-align: right;">1,608百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">5,005百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">74,448百万円</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">△39,772百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">34,676百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">繰延税金負債</td> </tr> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td> <td style="text-align: right;">△1,827百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付信託返還益</td> <td style="text-align: right;">△1,633百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">△2,185百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">△5,647百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">29,029百万円</td> </tr> </table> <p>平成19年3月31日現在の繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>繰延税金資産</td> <td style="text-align: right;">29,058百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債</td> <td style="text-align: right;">29百万円</td> </tr> </table>	繰延税金資産		貸倒引当金	53,516百万円	退職給付引当金	9,115百万円	有価証券償却	5,202百万円	繰越欠損金	1,608百万円	その他	5,005百万円	繰延税金資産小計	74,448百万円	評価性引当額	△39,772百万円	繰延税金資産合計	34,676百万円	繰延税金負債		その他有価証券評価差額金	△1,827百万円	退職給付信託返還益	△1,633百万円	その他	△2,185百万円	繰延税金負債合計	△5,647百万円	繰延税金資産の純額	29,029百万円	繰延税金資産	29,058百万円	繰延税金負債	29百万円
繰延税金資産																																																																			
貸倒引当金	55,644百万円																																																																		
退職給付引当金	9,898百万円																																																																		
有価証券償却	4,820百万円																																																																		
繰越欠損金	3,251百万円																																																																		
その他	5,488百万円																																																																		
繰延税金資産小計	79,103百万円																																																																		
評価性引当額	△41,884百万円																																																																		
繰延税金資産合計	37,219百万円																																																																		
繰延税金負債																																																																			
退職給付信託返還益	△1,633百万円																																																																		
その他	△2,435百万円																																																																		
繰延税金負債合計	△4,069百万円																																																																		
繰延税金資産の純額	33,149百万円																																																																		
繰延税金資産	33,340百万円																																																																		
繰延税金負債	191百万円																																																																		
繰延税金資産																																																																			
貸倒引当金	53,516百万円																																																																		
退職給付引当金	9,115百万円																																																																		
有価証券償却	5,202百万円																																																																		
繰越欠損金	1,608百万円																																																																		
その他	5,005百万円																																																																		
繰延税金資産小計	74,448百万円																																																																		
評価性引当額	△39,772百万円																																																																		
繰延税金資産合計	34,676百万円																																																																		
繰延税金負債																																																																			
その他有価証券評価差額金	△1,827百万円																																																																		
退職給付信託返還益	△1,633百万円																																																																		
その他	△2,185百万円																																																																		
繰延税金負債合計	△5,647百万円																																																																		
繰延税金資産の純額	29,029百万円																																																																		
繰延税金資産	29,058百万円																																																																		
繰延税金負債	29百万円																																																																		
<p>2 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">40.4%</td> </tr> <tr> <td>(調整)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>評価性引当額の増減</td> <td style="text-align: right;">31.2%</td> </tr> <tr> <td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">△1.9%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">△0.2%</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">69.5%</td> </tr> </table>	法定実効税率	40.4%	(調整)		評価性引当額の増減	31.2%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.9%	その他	△0.2%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	69.5%	<p>2 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">40.4%</td> </tr> <tr> <td>(調整)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>評価性引当額の増減</td> <td style="text-align: right;">△16.9%</td> </tr> <tr> <td>のれん及び負ののれんの償却</td> <td style="text-align: right;">5.1%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">1.5%</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">30.1%</td> </tr> </table>	法定実効税率	40.4%	(調整)		評価性引当額の増減	△16.9%	のれん及び負ののれんの償却	5.1%	その他	1.5%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	30.1%																																										
法定実効税率	40.4%																																																																		
(調整)																																																																			
評価性引当額の増減	31.2%																																																																		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.9%																																																																		
その他	△0.2%																																																																		
税効果会計適用後の法人税等の負担率	69.5%																																																																		
法定実効税率	40.4%																																																																		
(調整)																																																																			
評価性引当額の増減	△16.9%																																																																		
のれん及び負ののれんの償却	5.1%																																																																		
その他	1.5%																																																																		
税効果会計適用後の法人税等の負担率	30.1%																																																																		

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

	銀行業 (百万円)	リース業 (百万円)	クレジット カード業 (百万円)	その他の 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
I 経常収益							
(1)外部顧客に 対する経常収益	70,361	3,171	1,844	151	75,529	—	75,529
(2)セグメント間 の内部経常収益	387	513	41	2,108	3,050	(3,050)	—
計	70,748	3,685	1,885	2,260	78,580	(3,050)	75,529
経常費用	70,190	3,524	1,758	2,117	77,591	(3,057)	74,533
経常利益	558	160	127	142	989	6	996
II 資産、減価償 却費、減損損失 及び資本的支出							
資産	3,240,551	8,207	8,991	1,573	3,259,324	(14,183)	3,245,141
減価償却費	2,623	3,020	6	5	5,655	—	5,655
減損損失	294	—	—	—	294	—	294
資本的支出	2,336	2,562	3	2	4,905	—	4,905

(注) 1 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2 各事業の主な内容は次のとおりであります。

- (1) 銀行業・・・銀行業務
- (2) リース業・・・リース業務
- (3) クレジットカード業・・・クレジットカード業務
- (4) その他の事業・・・事務代行業務、ベンチャーキャピタル業務等



当連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	銀行業 (百万円)	その他の 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
I 経常収益					
(1)外部顧客に 対する経常収益	73,560	7,123	80,683	—	80,683
(2)セグメント間 の内部経常収益	466	2,749	3,215	(3,215)	—
計	74,027	9,872	83,899	(3,215)	80,683
経常費用	66,336	9,311	75,648	(3,171)	72,477
経常利益	7,690	560	8,251	( 44)	8,206
II 資産、減価償 却費、減損損失 及び資本的支出					
資産	3,321,241	21,018	3,342,260	(15,981)	3,326,278
減価償却費	2,131	2,846	4,977	—	4,977
減損損失	1,217	—	1,217	—	1,217
資本的支出	1,679	2,197	3,876	—	3,876

(注) 1 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2 各事業の主な内容は次のとおりであります。

(1) 銀行業・・・・・・・・銀行業務

(2) その他の事業・・・・・・・・事務代行業務、リース業務、ベンチャーキャピタル業務、

クレジットカード業務、電子計算機関連業務等

3 前連結会計年度において、リース業及びクレジットカード業を区分掲記しておりましたが、それぞれ全セグメントの経常利益の合計額の10%未満となり重要性がなくなったため、当連結会計年度よりその他の事業に含めて表示しております。なお、当連結会計年度のその他の事業には、リース業及びクレジットカード業に係る以下の計数が含まれております。

	リース業 (百万円)	クレジット カード業 (百万円)
経常収益	3,589	2,318
経常利益	207	74
資産	7,441	9,087
減価償却費	2,777	9
資本的支出	2,032	43

**【所在地別セグメント情報】**

前連結会計年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び海外支店が存在しないため、所在地別セグメント情報は記載しておりません。

当連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び海外支店が存在しないため、所在地別セグメント情報は記載しておりません。

**【国際業務経常収益】**

前連結会計年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

**【関連当事者との取引】**

前連結会計年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

関連当事者との取引について記載すべき重要なものではありません。

当連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

関連当事者との取引について記載すべき重要なものではありません。

(企業結合等関係)

当連結会計年度(自 平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

当社の連結子会社である株式会社紀陽銀行と株式会社和歌山銀行は、平成18年6月29日に開催された両行の定時株主総会及び各種類株主総会で承認された合併契約書に基づき、同年10月10日をもって合併し、株式会社紀陽銀行は、株式会社和歌山銀行の資産、負債及びその他権利義務の一切並びに従業員を引き継ぎました。

(1) 合併比率

株式会社紀陽銀行は、本合併に際して、普通株式98,192,850株を発行し、両行の親会社である当社が所有する株式会社和歌山銀行の普通株式1株につき株式会社紀陽銀行の普通株式0.35株の割合、株式会社和歌山銀行の第1回優先株式1株につき株式会社紀陽銀行の普通株式0.875株の割合、株式会社和歌山銀行の第2回優先株式1株につき株式会社紀陽銀行の普通株式1.4株の割合、株式会社和歌山銀行の第3回優先株式1株につき株式会社紀陽銀行の普通株式2.1株の割合をもって割当交付いたしました。

(2) 実施した会計処理の概要

当該合併は、両行が共同株式移転の方式により設立した持株会社である当社のもとで、合併の対価として株式会社紀陽銀行の株式のみを交付する子会社同士の合併であり、「企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成15年10月31日)、「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号平成17年12月27日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行い、株式会社紀陽銀行が株式会社和歌山銀行から引き継いだ資産及び負債は、合併期日の前日に付された適正な帳簿価額により計上しております。

増加資本については、株式会社和歌山銀行の株主資本(10,097百万円)をその他資本剰余金として処理し、株主資本以外の項目については、その他有価証券評価差額金△1,206百万円及び土地再評価差額金406百万円を引き継いでおります。

なお、上記の会計処理の概要は、連結子会社である株式会社紀陽銀行における処理であり、両行の親会社である当社の立場からは内部取引であるため、当該合併が当社の連結財務諸表に与える影響はありません。

## (1株当たり情報)

		前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり純資産額	円	139.07	159.53
1株当たり当期純利益	円	6.78	12.46
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円	5.70	10.78

(注) 1 「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号平成14年9月25日)が平成18年1月31日付で改正され、会社法施行日以後終了する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同適用指針を適用し、1株当たり純資産額は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出しております。なお、これによる影響はありません。

2 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度末 (平成18年3月31日)	当連結会計年度末 (平成19年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	—	154,644
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	—	38,959
うち少数株主持分	百万円	—	1,792
うち優先株式発行金額	百万円	—	36,884
うち優先配当額	百万円	—	282
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	—	115,684
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	千株	—	725,177

3 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり当期純利益			
当期純利益	百万円	3,297	8,180
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	282
うち優先配当額	百万円	—	282
普通株式に係る当期純利益	百万円	3,297	7,897
普通株式の期中平均株式数	千株	486,622	633,701
潜在株式調整後1株当たり当期純利益			
当期純利益調整額	百万円	—	282
うち優先配当額	百万円	—	282
普通株式増加数	千株	91,618	125,124
うち優先株式	千株	91,618	125,124
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		—	—

(重要な後発事象)

前連結会計年度(自 平成17年4月1日 至平成18年3月31日)

該当ありません。

当連結会計年度(自 平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

該当ありません。

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
株式会社 紀陽銀行	第1回期限前償還 条項付無担保社債 (劣後特約付)	平成14年 3月28日	2,000	—	—	—	—
	第2回期限前償還 条項付無担保社債 (劣後特約付)	平成16年 1月26日	1,000	1,000	2.50	なし	平成26年 4月25日
	第3回期限前償還 条項付無担保社債 (劣後特約付)	平成17年 3月25日	10,000	10,000	2.7338	なし	平成27年 3月25日
	第4回期限前償還 条項付無担保社債 (劣後特約付)	平成19年 3月9日	—	5,000	3.03	なし	平成29年 3月9日
合計	—	—	13,000	16,000	—	—	—

(注) 1 利率欄において、変動金利債券は、平成19年3月末現在の適用金利にて記載しております。

2 連結決算日後5年内における償還予定額は該当ありません。

3 第1回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)は、当連結会計年度中に期限前償還を実施しております。

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
借入金	27,525	22,495	2.63	—
借入金	27,525	22,495	2.63	平成19年4月～ 平成28年4月

(注) 1 「平均利率」は、期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出(加重平均)しております。

2 借入金の連結決算日後5年以内における返済額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
借入金(百万円)	179	142	108	48	17

銀行業は、預金の受入れ、コール・手形市場からの資金の調達・運用等を営業活動として行っているため、借入金等明細表については連結貸借対照表中「負債の部」の「借入金」勘定の内訳を記載しております。

(参考) 営業活動として資金調達を行っている約束手形方式によるコマーシャル・ペーパーの発行状況

該当ありません。

(2) 【その他】

該当ありません。

## 2 【財務諸表等】

### (1) 【財務諸表】

#### ① 【貸借対照表】

区分	注記 番号	前事業年度 (平成18年3月31日)		当事業年度 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)					
流動資産					
現金及び預金	※1	7,882		11,622	
前払費用		49		42	
繰延税金資産		1		8	
未収還付税金		—		1,584	
その他		1		20	
流動資産合計		7,935	7.1	13,276	8.9
固定資産					
有形固定資産					
器具及び備品	※2	0		0	
有形固定資産合計		0	0.0	0	0.0
無形固定資産					
ソフトウェア		1		1	
無形固定資産合計		1	0.0	1	0.0
投資その他の資産					
関係会社株式		98,670		131,128	
関係会社長期貸付金	※3	5,000		5,000	
長期前払費用		159		119	
投資その他の 資産合計		103,829	92.8	136,247	91.0
固定資産合計		103,831	92.8	136,249	91.0
繰延資産					
創立費		48		36	
新株発行費		66		—	
株式交付費		—		69	
繰延資産合計		115	0.1	106	0.1
資産合計		111,882	100.0	149,632	100.0

区分	注記 番号	前事業年度 (平成18年3月31日)		当事業年度 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)					
流動負債					
未払金		1,685		10	
未払費用		3		1	
未払法人税等		9		25	
未払消費税等		3		2	
その他		1		0	
流動負債合計		1,703	1.5	40	0.0
固定負債					
長期借入金	※4	5,000		5,000	
固定負債合計		5,000	4.5	5,000	3.4
負債合計		6,703	6.0	5,040	3.4
(資本の部)					
資本金	※5	42,600	38.1	—	—
資本剰余金					
資本準備金		62,589		—	
資本剰余金合計		62,589	55.9	—	—
利益剰余金					
当期末処分利益		5		—	
利益剰余金合計		5	0.0	—	—
自己株式	※6	△16	△0.0	—	—
資本合計		105,179	94.0	—	—
負債資本合計		111,882	100.0	—	—

区分	注記 番号	前事業年度 (平成18年3月31日)		当事業年度 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)					
資本金		—	—	58,350	39.0
資本剰余金					
資本準備金		—		47,044	
その他資本剰余金		—		31,292	
資本剰余金合計		—	—	78,337	52.3
利益剰余金					
その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		—		7,952	
利益剰余金合計		—	—	7,952	5.3
自己株式		—	—	△48	△0.0
株主資本合計		—	—	144,592	96.6
純資産合計		—	—	144,592	96.6
負債純資産合計		—	—	149,632	100.0



② 【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成18年2月1日 至 平成18年3月31日)			当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		
		金額(百万円)		百分比 (%)	金額(百万円)		百分比 (%)
営業収益							
関係会社受取配当金		—			7,999		
関係会社受入手数料		110	110	100.0	572	8,572	100.0
営業費用							
販売費及び一般管理費	※1	53	53	48.6	545	545	6.4
営業利益			56	51.4		8,026	93.6
営業外収益							
関係会社貸付金利息		1			155		
その他		0	1	1.2	11	167	2.0
営業外費用							
支払利息		0			117		
創立費償却		12			12		
新株発行費償却		33			—		
株式交付費償却		—			39		
支払手数料		—			38		
その他		0	46	42.4	0	207	2.4
経常利益			11	10.2		7,987	93.2
税引前当期純利益			11	10.2		7,987	93.2
法人税、住民税 及び事業税		6			46		
法人税等調整額		△1	5	4.8	△6	40	0.5
当期純利益			5	5.4		7,946	92.7
当期末処分利益			5			—	

③ 【利益処分計算書】

		前事業年度 (株主総会承認日 平成18年6月29日)
区分	注記 番号	金額(百万円)
当期末処分利益		5
利益処分額		—
次期繰越利益		5

④ 【株主資本等変動計算書】

当事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
平成18年3月31日残高(百万円)	42,600	62,589	—	62,589
事業年度中の変動額				
新株の発行	15,750	15,750		15,750
当期純利益				
資本準備金からその他資本剰余金への振替		△31,294	31,294	—
自己株式の取得				
自己株式の処分			△1	△1
事業年度中の変動額合計(百万円)	15,750	△15,544	31,292	15,748
平成19年3月31日残高(百万円)	58,350	47,044	31,292	78,337

	株主資本			純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
	その他利益剰余金			
	繰越利益剰余金			
平成18年3月31日残高(百万円)	5	△16	105,179	105,179
事業年度中の変動額				
新株の発行			31,500	31,500
当期純利益	7,946		7,946	7,946
資本準備金からその他資本剰余金への振替			—	—
自己株式の取得		△39	△39	△39
自己株式の処分		7	5	5
事業年度中の変動額合計(百万円)	7,946	△32	39,413	39,413
平成19年3月31日残高(百万円)	7,952	△48	144,592	144,592

重要な会計方針

	前事業年度 (自 平成18年2月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	子会社株式の評価は、移動平均法による原価法により行っております。	同左
2 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、耐用年数は次のとおりであります。 器具及び備品：4年 (2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。	(1) 有形固定資産 同左 (2) 無形固定資産 同左
3 繰延資産の処理方法	(1) 創立費 創立費については、5年間の均等償却を行っております。 (2) 新株発行費 新株発行費については、3年間の均等償却を行っております。 —————	(1) 創立費 同左 ————— (3) 株式交付費 株式交付費については、定額法(3年)により償却しております。 なお、前事業年度以前に計上した新株発行費は、3年間の均等償却を行っております。 (会計方針の変更) 「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第19号平成18年8月11日)が公表日以後終了する事業年度から適用されることとなったことに伴い、当事業年度から同実務対応報告を適用しております。これにより、従来の方法に比べ「株式交付費」は8百万円増加し、「株式交付費償却」は8百万円減少するとともに、税引前当期純利益は同額増加しております。 前事業年度において繰延資産の内訳として表示していた「新株発行費」は、当事業年度より「株式交付費」として表示する方法に変更しております。 前事業年度において営業外費用の内訳として表示していた「新株発行費償却」は、当事業年度より「株式交付費償却」として表示する方法に変更しております。
4 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式により行っております。	同左

会計方針の変更

<p>前事業年度 (自 平成18年 2月 1日 至 平成18年 3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)</p>
	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」 (企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」 (企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当事業年度から適用しております。 当事業年度末における従来の「資本の部」に相当する金額は144,592百万円であります。 なお、当事業年度末における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則により作成しております。</p>

表示方法の変更

<p>前事業年度 (自 平成18年 2月 1日 至 平成18年 3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)</p>
	<p>(損益計算書関係) 前事業年度において、営業外費用の「その他」に含めて表示していた「支払手数料」は、金額的重要性が増加したため、当事業年度より区分掲記しております。 なお、前事業年度における「支払手数料」は0百万円であります。</p>

[次へ](#)

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成18年3月31日)	当事業年度 (平成19年3月31日)																																								
<p>※1 関係会社に対する資産 預金 7,882百万円</p> <p>※2 有形固定資産の減価償却累計額 0百万円</p> <p>※3 関係会社長期貸付金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸付金であります。</p> <p>※4 長期借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。</p> <p>※5 会社が発行する株式の総数</p> <table style="width: 100%;"> <tr><td>普通株式</td><td style="text-align: right;">1,800,000,000株</td></tr> <tr><td>第一種優先株式</td><td style="text-align: right;">160,000,000株</td></tr> <tr><td>第二種優先株式</td><td style="text-align: right;">10,000,000株</td></tr> <tr><td>第三種優先株式</td><td style="text-align: right;">30,000,000株</td></tr> </table> <p>発行済株式の総数</p> <table style="width: 100%;"> <tr><td>普通株式</td><td style="text-align: right;">594,693,187株</td></tr> <tr><td>第一種優先株式</td><td style="text-align: right;">266,000株</td></tr> <tr><td>第二種優先株式</td><td style="text-align: right;">5,830,000株</td></tr> <tr><td>第三種優先株式</td><td style="text-align: right;">24,000,000株</td></tr> <tr><td>第2回第一種優先株式</td><td style="text-align: right;">26,000,000株</td></tr> <tr><td>第3回第一種優先株式</td><td style="text-align: right;">10,000,000株</td></tr> </table> <p>※6 自己株式 当社が保有する自己株式の数は、普通株式49,146株であります。</p> <p>7 配当制限 当社の定款等の定めるところにより、優先株主に対しては、次に定める各種優先株式の優先配当金を超えて配当することはありません。</p> <table style="width: 100%;"> <tr><td>第一種優先株式</td><td style="text-align: right;">1株につき14円00銭</td></tr> <tr><td>第二種優先株式</td><td style="text-align: right;">1株につき10円00銭</td></tr> <tr><td>第三種優先株式</td><td style="text-align: right;">1株につき6円70銭</td></tr> <tr><td>第2回第一種優先株式</td><td style="text-align: right;">1株につき0円10銭</td></tr> <tr><td>第3回第一種優先株式</td><td style="text-align: right;">1株につき0円10銭</td></tr> </table>	普通株式	1,800,000,000株	第一種優先株式	160,000,000株	第二種優先株式	10,000,000株	第三種優先株式	30,000,000株	普通株式	594,693,187株	第一種優先株式	266,000株	第二種優先株式	5,830,000株	第三種優先株式	24,000,000株	第2回第一種優先株式	26,000,000株	第3回第一種優先株式	10,000,000株	第一種優先株式	1株につき14円00銭	第二種優先株式	1株につき10円00銭	第三種優先株式	1株につき6円70銭	第2回第一種優先株式	1株につき0円10銭	第3回第一種優先株式	1株につき0円10銭	<p>※1 関係会社に対する資産 預金 11,622百万円</p> <p>※2 有形固定資産の減価償却累計額 0百万円</p> <p>※3 関係会社長期貸付金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸付金であります。</p> <p>※4 長期借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。</p> <p>7 配当制限 当社の定款等の定めるところにより、優先株主に対しては、次に定める各種優先株式の優先配当金を超えて配当することはありません。</p> <table style="width: 100%;"> <tr><td>第一種優先株式</td><td style="text-align: right;">1株につき14円00銭</td></tr> <tr><td>第二種優先株式</td><td style="text-align: right;">1株につき10円00銭</td></tr> <tr><td>第三種優先株式</td><td style="text-align: right;">1株につき6円70銭</td></tr> <tr><td>第2回第一種優先株式</td><td style="text-align: right;">1株につき0円10銭</td></tr> <tr><td>第4回第一種優先株式</td><td style="text-align: right;">1株につき5円00銭</td></tr> </table> <p>(第4回第一種優先株式の優先配当金は、定款等に定められた算式により計算される配当年率に基づき算出しております。詳細につきましては、「第4 提出会社の状況」の「1 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」の「② 発行済株式」に記載しております。)</p>	第一種優先株式	1株につき14円00銭	第二種優先株式	1株につき10円00銭	第三種優先株式	1株につき6円70銭	第2回第一種優先株式	1株につき0円10銭	第4回第一種優先株式	1株につき5円00銭
普通株式	1,800,000,000株																																								
第一種優先株式	160,000,000株																																								
第二種優先株式	10,000,000株																																								
第三種優先株式	30,000,000株																																								
普通株式	594,693,187株																																								
第一種優先株式	266,000株																																								
第二種優先株式	5,830,000株																																								
第三種優先株式	24,000,000株																																								
第2回第一種優先株式	26,000,000株																																								
第3回第一種優先株式	10,000,000株																																								
第一種優先株式	1株につき14円00銭																																								
第二種優先株式	1株につき10円00銭																																								
第三種優先株式	1株につき6円70銭																																								
第2回第一種優先株式	1株につき0円10銭																																								
第3回第一種優先株式	1株につき0円10銭																																								
第一種優先株式	1株につき14円00銭																																								
第二種優先株式	1株につき10円00銭																																								
第三種優先株式	1株につき6円70銭																																								
第2回第一種優先株式	1株につき0円10銭																																								
第4回第一種優先株式	1株につき5円00銭																																								

[次へ](#)

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成18年2月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
※1 販売費及び一般管理費のうち、主要なものは次のとおりであります。 なお、全額が一般管理費に属するものであります。 給料・手当 28百万円 監査報酬 7百万円	※1 販売費及び一般管理費のうち、主要なものは次のとおりであります。 なお、全額が一般管理費に属するものであります。 給料・手当 190百万円 業務委託費 137百万円 租税公課 59百万円 印刷費 31百万円

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (千株)	当事業年度増加株式数 (千株)	当事業年度減少株式数 (千株)	当事業年度末株式数 (千株)	摘要
普通株式	49	173	24	198	(注)

(注) 増加株式数は単元未満株式の買取によるもの、減少株式数は単元未満株式の買増し請求によるものであります。

(リース取引関係)

前事業年度(自 平成18年2月1日 至 平成18年3月31日)

該当ありません。

当事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

該当ありません。

[前へ](#)

[次へ](#)

(有価証券関係)

○子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

前事業年度 (平成18年3月31日現在)

該当ありません。

当事業年度 (平成19年3月31日現在)

該当ありません。

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成18年3月31日)	当事業年度 (平成19年3月31日)
1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
繰延税金資産	繰延税金資産
未払事業税 1百万円	未払事業税 8百万円
繰延税金資産合計 1百万円	繰延税金資産合計 8百万円
繰延税金資産の純額 1百万円	繰延税金資産の純額 8百万円
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳	2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳
法定実効税率 40.4%	法定実効税率 40.4%
(調整)	(調整)
住民税均等割 5.6%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目 △39.9%
その他 1.1%	その他 0.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率 47.1%	税効果会計適用後の法人税等の負担率 0.5%

(企業結合等関係)

当事業年度(自 平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

当社がそれぞれ株式を100%保有していた株式会社紀陽銀行と株式会社和歌山銀行は、平成18年6月29日に開催された両行の定時株主総会及び各種株主総会で承認された合併契約書に基づき、同年10月10日をもって合併し、株式会社紀陽銀行は、株式会社和歌山銀行の資産、負債及びその他権利義務の一切並びに従業員を引き継ぎました。

内容等につきましては、「第5 経理の状況」中、1 「(1) 連結財務諸表」の「企業結合等関係」に記載しております。



## (1株当たり情報)

		前事業年度 (自 平成18年2月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり純資産額	円	109.10	131.04
1株当たり当期純利益	円	0.01	11.81
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円	0.01	9.97

(注) 1 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前事業年度末 (平成18年3月31日)	当事業年度末 (平成19年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	—	144,592
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	—	49,334
うち優先株式発行金額	百万円	—	48,891
うち優先配当額	百万円	—	443
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	—	95,257
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数	千株	—	726,940

2 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前事業年度 (自 平成18年2月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり当期純利益			
当期純利益	百万円	5	7,946
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	443
うち優先配当額	百万円	—	443
普通株式に係る当期純利益	百万円	5	7,503
普通株式の期中平均株式数	千株	594,685	635,451
潜在株式調整後1株当たり当期純利益			
当期純利益調整額	百万円	—	443
うち優先配当額	百万円	—	443
普通株式増加数	千株	58,009	161,793
うち優先株式	千株	58,009	161,793
希薄化効果を有しないため、潜在株式 調整後1株当たり当期純利益の算定に 含めなかった潜在株式の概要		—	—

## (重要な後発事象)

前事業年度(自 平成18年2月1日 至平成18年3月31日)

該当ありません。

当事業年度(自 平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

該当ありません。

⑤ 【附属明細表】

当事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）

【有価証券明細表】

該当ありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
器具及び備品	0	—	—	0	0	0	0
有形固定資産計	0	—	—	0	0	0	0
無形固定資産							
ソフトウェア	1	0	—	1	0	0	1
無形固定資産計	1	0	—	1	0	0	1
長期前払費用	159	—	40	119	—	—	119
繰延資産							
創立費	61	—	—	61	24	12	36
新株発行費	99	—	99	—	—	—	—
株式交付費	—	142	—	142	72	39	69
繰延資産計	161	142	99	203	96	51	106

(注) 新株発行費の当期減少額99百万円及び株式交付費の当期増加額のうち99百万円は、当事業年度から「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第19号平成18年8月11日）を適用し、新株発行費を株式交付費へ振り替えたことによるものです。

【引当金明細表】

該当ありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 流動資産

現金及び預金

区分	金額(百万円)
現金	—
預金	
普通預金	522
譲渡性預金	11,100
合計	11,622

② 固定資産

関係会社株式

銘柄	金額(百万円)
株式会社紀陽銀行	130,170
紀陽情報システム株式会社	958
合計	131,128

(3) 【その他】

該当ありません。

## 第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
株券の種類	普通株式 100株券、500株券、1,000株券、10,000株券、100,000株券、100株未満の株式数を表 示した株券 優先株式 1,000株券、10,000株券、100,000株券
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	1,000株
株式の名義書換え	
取扱場所	大阪市北区堂島浜一丁目1番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国本支店
名義書換手数料	無料
株券喪失に伴う 手数料	1 喪失登録 1件につき 10,000円 2 喪失登録株券 1枚につき 500円
単元未満株式の買取り 及び買増し	
取扱場所	大阪市北区堂島浜一丁目1番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国本支店
買取り及び買増し 手数料	下記の算式により1単元あたりの売買委託手数料相当額を算定し、これを買取りまた は買増した単元未満株式数で按分した額。 (算式) 1株あたりの買取価格に1単元の株式数を乗じた合計金額のうち 100万円以下の金額につき 1.150% 100万円を超え500万円以下の金額につき 0.900% 500万円を超え1,000万円以下の金額につき 0.700% 1,000万円を超え3,000万円以下の金額につき 0.575% 3,000万円を超え5,000万円以下の金額につき 0.375% (円未満の端数を生じた場合は切り捨てる。) ただし、1単元あたりの算定金額が2,500円に満たない場合には、2,500円 とする。
公告掲載方法	日本経済新聞に掲載する方法により行う。(注)1
株主に対する特典	ありません

(注) 1 決算公告については、当社ホームページ上に貸借対照表及び損益計算書を掲載しております。

(ホームページアドレス <http://www.kyfg.com>)

2 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

- ① 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- ② 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- ③ 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- ④ 株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

## 第7 【提出会社の参考情報】

### 1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

### 2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- |   |               |                             |                           |
|---|---------------|-----------------------------|---------------------------|
| (1) 有価証券報告書<br>及びその添付書類   | 事業年度<br>(第1期) | 自 平成18年2月1日<br>至 平成18年3月31日 | 平成18年6月30日<br>関東財務局長に提出。  |
| (2) 臨時報告書<br>企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号<br>(特定子会社の異動)の規定に基づく臨時報告書であります。       |               |                             | 平成18年10月10日<br>関東財務局長に提出。 |
| (3) 臨時報告書及びその添付書類<br>企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号<br>(新株式の発行)の規定に基づく臨時報告書であります。 |               |                             | 平成18年10月27日<br>関東財務局長に提出。 |
| (4) 半期報告書   | (第2期中)        | 自 平成18年4月1日<br>至 平成18年9月30日 | 平成18年12月22日<br>関東財務局長に提出。 |

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当ありません。

# 独立監査人の監査報告書

平成18年 6 月29日

株式会社 紀陽ホールディングス  
取締役会 御中

## あずさ監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	西 尾 方 宏	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	日根野谷 正 人	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	宮 本 敬 久	Ⓔ

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社紀陽ホールディングスの平成17年4月1日から平成18年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結剰余金計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社紀陽ホールディングス及び連結子会社の平成18年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

※ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

# 独立監査人の監査報告書

平成19年 6月28日

株式会社 紀陽ホールディングス  
取締役会 御中

## あずさ監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 西 尾 方 宏 ㊞

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 宮 本 敬 久 ㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社紀陽ホールディングスの平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社紀陽ホールディングス及び連結子会社の平成19年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

※ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。



# 独立監査人の監査報告書

平成18年 6 月29日

株式会社 紀陽ホールディングス

取締役会 御中

## あずさ監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	西 尾 方 宏	Ⓜ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	日根野谷 正 人	Ⓜ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	宮 本 敬 久	Ⓜ

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社紀陽ホールディングスの平成18年2月1日から平成18年3月31日までの第1期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社紀陽ホールディングスの平成18年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

※ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

# 独立監査人の監査報告書

平成19年 6 月28日

株式会社 紀陽ホールディングス

取締役会 御中

## あずさ監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 西 尾 方 宏 ㊞

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 宮 本 敬 久 ㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社紀陽ホールディングスの平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第2期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社紀陽ホールディングスの平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。